

ひとが活きる
みらい尾花沢しあわせプラン

[第7次尾花沢市総合振興計画]

答申のことば

本審議会は、令和2年8月19日に「第7次尾花沢市総合振興計画」の策定について市長から諮問を受け、中長期的な視点に立ち、本市まちづくりの目標や政策の方向などについて審議を進めてまいりました。このたび、尾花沢市の目指すべき将来像を「このまちでともに生きる しあわせな時を刻む まち 尾花沢」とした基本構想と基本計画を取りまとめましたので、答申いたします。



本市の将来を見据えると、「急速に進む少子高齢化や人口減少社会にどのように対応していくのか」が最も重要な課題です。それらに対応していくためには、人口が減少していく中であっても、持続可能なまちづくりを進めていくことが大切ではないかとの思いから、私を含めて22名の委員で何度も協議を重ねてまいりました。まちづくりアンケートや市民ワークショップ、まちづくり座談会などさまざまな場面を通じて寄せられた市民の意見を踏まえ、どのような取組みが必要なのか議論した結果、本計画は、市民の想いと願いが込められた計画になったと思っております。

先人たちが築き上げた本市の魅力をさらに磨き上げ、次の世代へつないでいくことが、私たちの役割です。そのためには、市民、企業、各種団体がそれぞれの立場でまちづくりに参画し、行政と力を合わせて、引き続き協働のまちづくりを進めていく必要があります。新しい時代の流れを取り入れ、若者の定着と回帰を軸とした持続可能なまちづくりの指針となる本計画は、協働のまちづくりを進めていく上で、大きな役割を担うものだと思います。そのため、本計画を十分に活用し、将来像の実現に向けて取り組まれるよう、期待いたします。

結びに、これまで第7次尾花沢市総合振興計画の策定にあたり、ご協力をいただきました総合企画審議会委員の皆さまをはじめ、関係各位に心から感謝を申し上げ、答申のことばといたします。

令和3年3月

尾花沢市総合企画審議会 会長

笹原 光政

発刊にあたって

本市では、平成 23 年 3 月に「元気おばなざわ創造プラン（第 6 次尾花沢市総合振興計画）」を策定し、将来像「夢かがやき 絆でおすぶ 元気創造のまち 尾花沢」の実現に向けて、まちづくりを進めてまいりました。

この間、市制 60 周年を迎え、時代が平成から令和へと変わると同時に新庁舎を開庁し、新たな一步を踏み出しました。このような中、本市を取り巻く社会情勢は日々刻々と変化しており、少子高齢化の進展や頻発する災害、ライフスタイルの変化などに伴って、市民ニーズは多様化してきています。

これらに対応しつつ、将来にわたって持続的に発展できるまちづくりを進めていくため、令和 3 年度から令和 12 年度までの 10 年間の“羅針盤”となる、第 7 次尾花沢市総合振興計画「ひとが活きる みらい尾花沢しあわせプラン」を策定いたしました。

本計画の策定にあたっては、多くの市民の皆さまから貴重なご意見をお寄せいただき、それらを踏まえ、総合企画審議会では各分野の専門的な見地から慎重に審議していただきました。これまで、計画策定に関わっていただいた多くの方々に、心から厚く感謝申し上げます。

これまで、“元気”をキーワードに、市民の皆さまからご協力をいただきながら、活力ある産業づくりや雪に強い都市基盤づくり、元気な地域づくりなどに取り組んでまいりました。新しい計画では“元気な尾花沢”をさらに前進させ、さまざまな場面で誰もが活躍できる環境を整えながら、子どもたちの笑顔と若者の夢が輝き、一人ひとりが幸せを実感できるまちづくりに取り組んでまいります。そして、市民の皆さまには「このまちに住んで良かった」、市外の方には「あのまちで暮らしてみたい」と思ってもらえるよう、新たな将来像「このまちでともに生きる しあわせな時を刻むまち 尾花沢」の実現を目指してまいります。

市民の皆さまのまちづくりに対する想いに寄り添いながら、新しい時代にふさわしい尾花沢を目指して、先頭に立ち全力を尽くしてまいりますので、ご支援とご協力をお願い申し上げます。

令和 3 年 3 月

尾花沢市長

菅根 光雄



目 次

序 論 1

第1章 総合計画の基本事項.....	2
第2章 本市の概況.....	5
第3章 市民の想い、まちづくりの課題.....	10

基本構想 21

第1章 まちの将来像・基本目標.....	22
第2章 施策体系.....	36
第3章 将来人口推計（第2期尾花沢市人口ビジョン）.....	38
第4章 土地利用の基本方針.....	39
第5章 計画の推進.....	41

前期基本計画 45

第1章 重点プロジェクト（第2期尾花沢市総合戦略）.....	46
Project 1 ふるさと一番！定住促進プロジェクト.....	50
Project 2 あのみちで暮らしてみたい！移住促進プロジェクト.....	52
Project 3 子育て日本一への挑戦！子育て応援プロジェクト.....	54
Project 4 生涯幸せ！健康長寿プロジェクト.....	56
第2章 推進施策.....	58
① 産業振興 ～キラリと光る産業のまち～.....	59
② 子育て・教育 ～ふるさと愛を育むまち～.....	71
③ 健康・医療・福祉 ～健康長寿と絆のまち～.....	85
④ 都市基盤・住環境 ～暮らしやすく住み続けられるまち～.....	95
⑤ 市民協働・行財政 ～笑顔の花咲く交流と協働のまち～.....	115

資料編 129

1. 第7次総合振興計画策定経過.....	130
2. 尾花沢市総合企画審議会条例.....	132
3. 尾花沢市総合企画審議会委員名簿.....	133
4. アンケート調査結果（抜粋）.....	134

「障がい」の表記について

平仮名の「障がい」を原則とします。（法律等の正式名称、固有名詞等を除く）
なお、「障がい者」は障がい児（18歳未満）を含みます。

*用語説明は初出に掲載します。

序論

第 1 章

総合計画の基本事項

1. 計画策定の目的

■昭和 34 年 4 月 10 日に市制を施行した尾花沢市（以下、「本市」と言う。）は、平成 31 年に市制施行 60 周年を迎え、先人たちの熱意とたゆまぬ努力、市民一人ひとりの尾花沢を想う力に支えられ、今日まで日々発展してきました。

この 10 年間は、平成 22 年度に策定した「第 6 次尾花沢市総合振興計画」で掲げた将来像「夢かがやき 絆でむすぶ 元気創造のまち尾花沢」の実現を目指し、市民と行政の協働により、本市の特性を活かしたまちづくりを計画的に進めてきました。

一方、予想を上回る速さで進む人口減少や少子高齢化、頻発する自然災害の脅威、デジタル技術の飛躍的発展など、私たちを取り巻く社会はめまぐるしく変化しています。

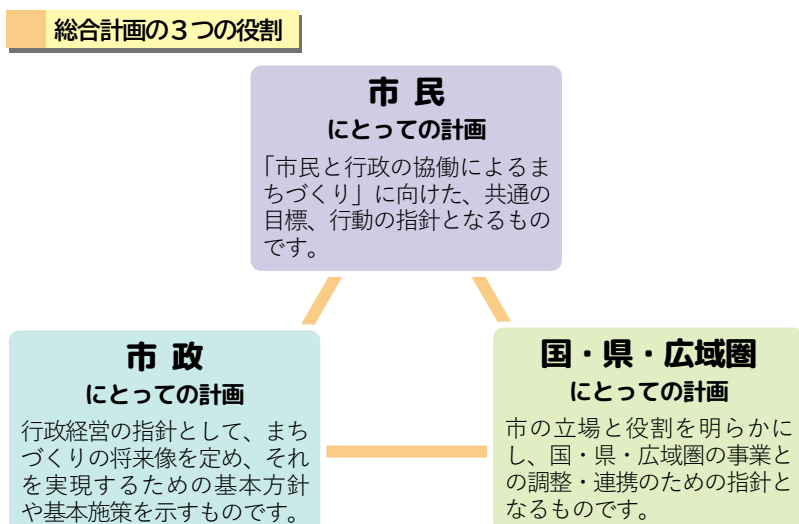
こうした時代の潮流を的確に捉え、本市の持つポテンシャルを再認識しながら持続可能なまちづくりを総合的かつ計画的に進めるため、新たに「第 7 次尾花沢市総合振興計画」（以下、「本計画」と言う。）を策定します。

本計画は、本市の良さと魅力を再認識し磨き上げるとともに、新しい時代の流れを取り入れ、市民には「このまちに住んで良かった」、市外の人には「あのまちで暮らしてみたい」と思ってもらえるようなまちづくりに向けた中長期的な指針とします。

市民との対話と協働を大切にしながら、新たなまちづくりを進めていくための“羅針盤”となる本計画の愛称を「ひとが活きる みらい尾花沢しあわせプラン」とします。

2. 計画の位置付け、役割

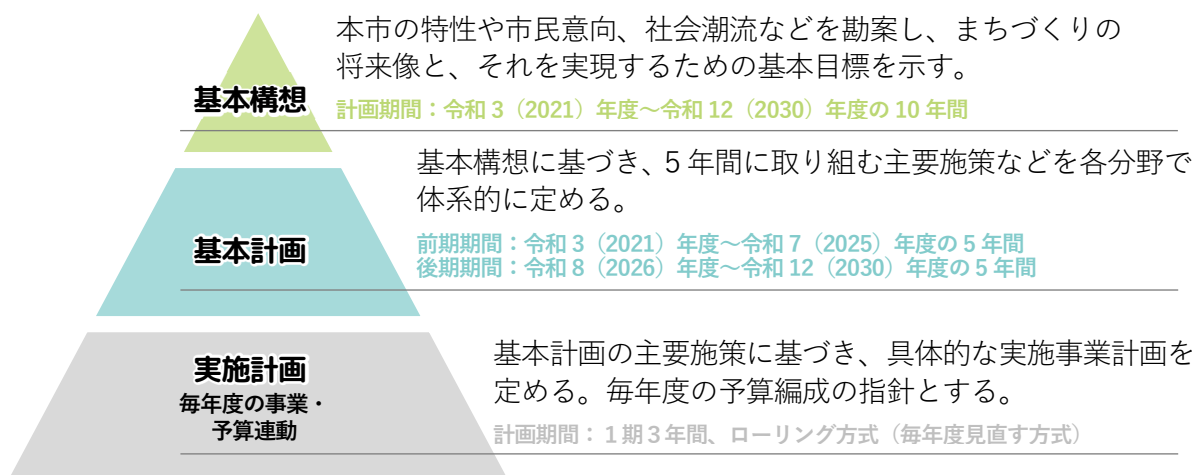
■本計画は、本市の今後 10 年間の進むべき発展方向と目標、重点施策を明らかにし、まちづくりの最上位計画として 3 つの役割を担います。



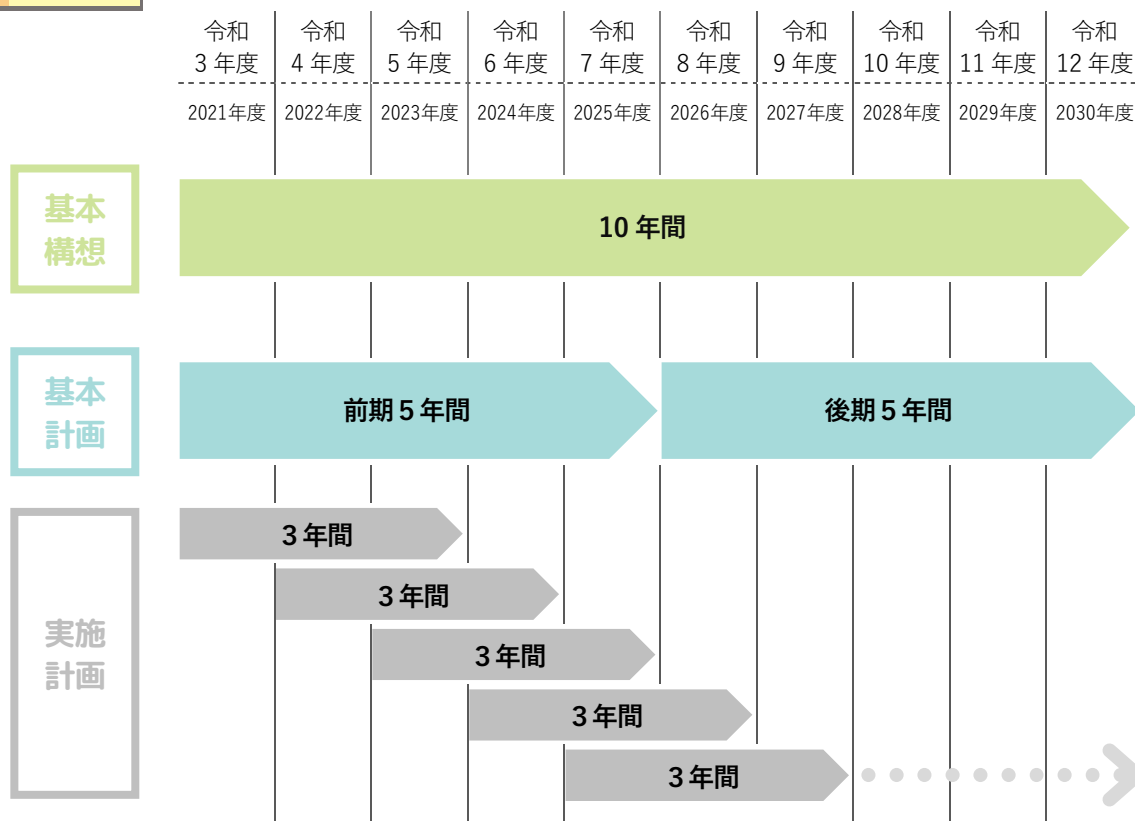
3. 計画構成と計画期間

■本計画は、「基本構想」「基本計画」「実施計画」の3層で構成します。

計画の構成と内容



計画期間



4. 「総合振興計画」と「まち・ひと・しごと創生」の連動

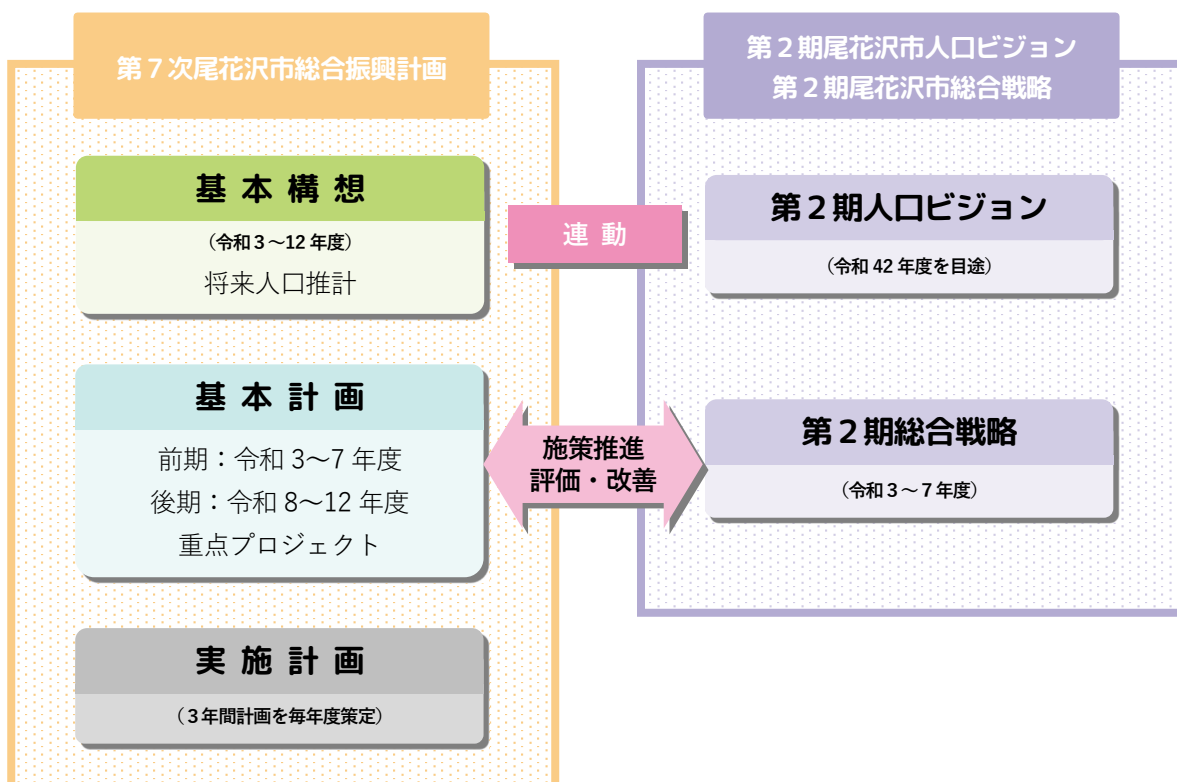
■国においては、少子高齢化の進展に的確に対応し、人口減少の歯止めと東京圏の人口一極集中を是正するとともに、それぞれの地域で住み良い環境の確保と将来にわたって活力ある日本社会の維持を目指して、平成26年に「まち・ひと・しごと創生法」を制定しました。

政府は法律に基づき、人口の将来展望を示す「まち・ひと・しごと創生長期ビジョン」及び重点的な施策を示す「まち・ひと・しごと創生総合戦略」を平成26年12月に閣議決定し、さらに策定から約5年が経過した令和元年に「長期ビジョン（令和元年改訂版）」及び「第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略」を閣議決定しました。

こうした動きを受けて本市では、平成27年に「尾花沢市人口ビジョン」及び「尾花沢市総合戦略」を策定し、人口減少対策と地域活性化を核とする本市独自の「まち・ひと・しごと創生」に取り組んできました。

人口減少対策と地域活性化は、次の10年間においても本市の主要なテーマです。このことから、本計画と「第2期人口ビジョン及び総合戦略」を一体的に策定し、施策の推進及び評価・改善を連動させ、本市の持続的な発展を目指します。

総合振興計画とまち・ひと・しごと創生の連動イメージ



1. 地勢

■本市は山形県の北東部に位置し、東は奥羽山脈で宮城県仙台市、加美町などに接し、南は東根市、西は村山市、大石田町、北は最上町、舟形町に接しています。面積は、東西約 25 km、南北約 33 kmの 372.53 km²です。

地勢は、東部及び南北地域は奥羽山脈に連なる起伏に富んだ山地、北西部は出羽丘陵の山並みが連なり、尾花沢盆地を形成しています。

気候は、年間の寒暖の差が大きく、四季の移り変わりが明瞭です。平野部でも積雪深が 2m に及び全国有数の豪雪地帯でもあり、飛騨の高山、越後の高田と並び「日本三雪の地」と称され、歴史と文化が息づく街並みと美しい雪景色が眺望出来ます。

道路・交通網は、市域の西部を国道 13 号が南北方向に縦断し、新庄市及び山形市と結んでいます。また、国道 347 号が市域の中心を東西に横断し、宮城県大崎市及び寒河江市方面と結んでいます（冬期は夜間規制）。

令和 4 年中に東北中央自動車道の
大石田村山 I C～東根北 I C 間が開通予定で、将来的には新庄北 I C 以北も整備され、広域交通網が強化されていきます。

鉄道は J R 奥羽本線が市域の北西部を南北方向に縦断しており、芦沢駅があります。また、山形新幹線の最寄り停車駅は大石田駅です。



2. 歴史・沿革

■この地に人々が住み始めたのは今から約7,000年前（縄文時代早期）頃で、今日までさまざまな営みが繰り返されてきました。

奈良時代の天平9年（737年）、陸奥出羽按察使（むつでわのあぜち）大野東人（おおのあずまひと）が、約6,000人を引き連れて玉野の大室駅（おおむろのうまや）に着いたとされています。これが、尾花沢が正史に現れた最初の記事です。

江戸時代初期、銀山が開発され鉱山のまちとして栄えますが、ほどなく幕府直轄領となり代官所が置かれ、宿場町や豪商鈴木清風が活躍する商業のまちとして、さまざまな表情を見せながら発展してきました。



銀山温泉



「松尾芭蕉像」と「芭蕉・清風歴史資料館」

330年ほど前の元禄2年（1689年）、松尾芭蕉は曾良とともに「おくのほそ道」行脚で関東・奥羽・北陸を巡りました。鈴木清風宅に3泊、養泉寺に7泊し、10日間にわたり滞在したまちとして知られています。

明治時代に入り、現在の本市を形づくる尾花沢町、福原村、宮沢村、玉野村、常盤村の1町4村が成立しました。

昭和29年、この1町4村が合併し新しい尾花沢町となり、高度成長期に入った昭和34年に市制を施行し、県下12番目の市となりました。



昭和34年 市制施行を祝うパレード



令和元年 新庁舎開庁

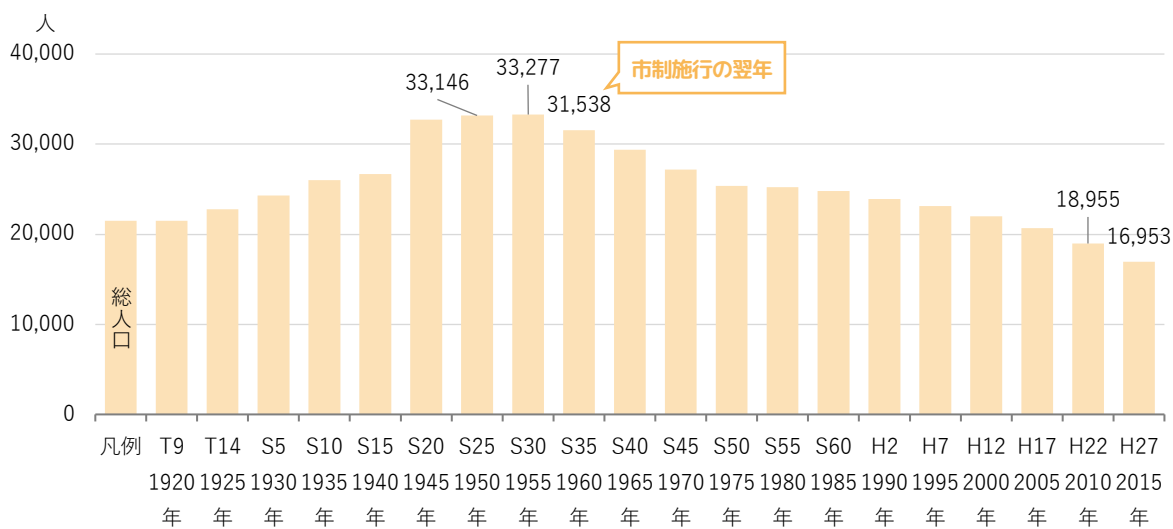
平成31年4月10日、市制施行60周年を迎えるとともに、令和元年5月1日に新庁舎を開庁し、長い歴史に新しい一歩を刻みました。

3. 人口などの動向

(1) 人口

人口は、昭和 30 年の約 33,000 人をピークに減少傾向が続いており、平成 27 年国勢調査では 16,953 人となりました。

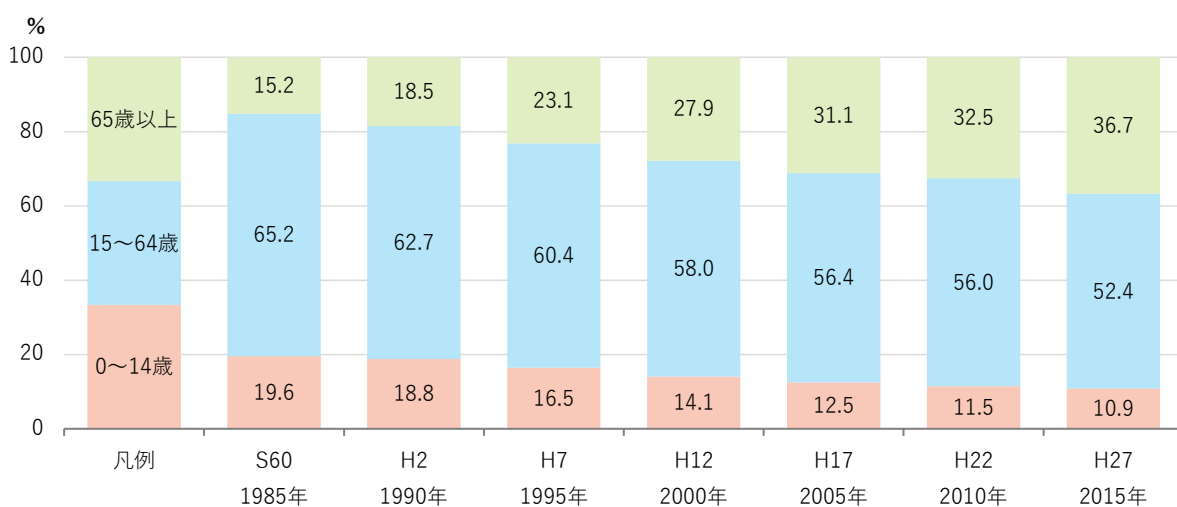
人口の推移



資料：国勢調査

年齢階層別人口は、年少人口（0～14 歳）と生産年齢人口（15～64 歳）の割合が低下する一方で高齢者人口（65 歳以上）の割合が上昇しています。平成 27 年の高齢者人口の割合は本市 36.7%、山形県 30.8%、全国 26.6%で、県や全国の状況よりも少子高齢化が進行しています。

年齢階層別人口の割合の推移



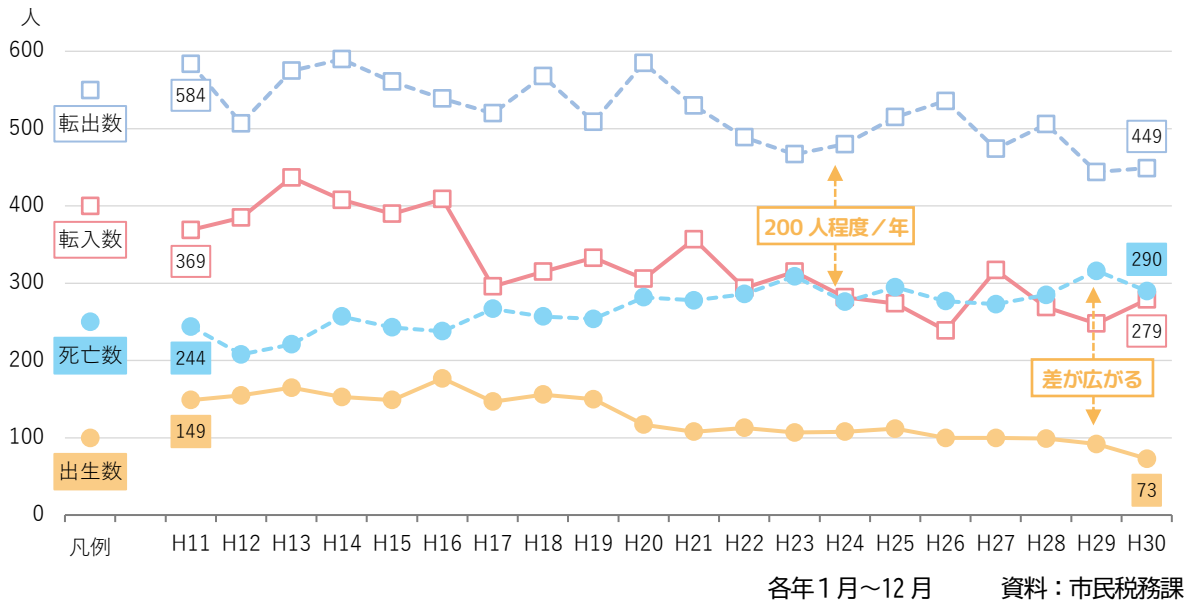
年齢不詳は 65 歳以上に含む 資料：国勢調査

(2) 人口動態

■平成11年から平成30年までの20年間の動きを見ると、転入・転出人数はどちらも微減で推移しており、毎年200人程度ずつ転出超過の社会減が続いています。

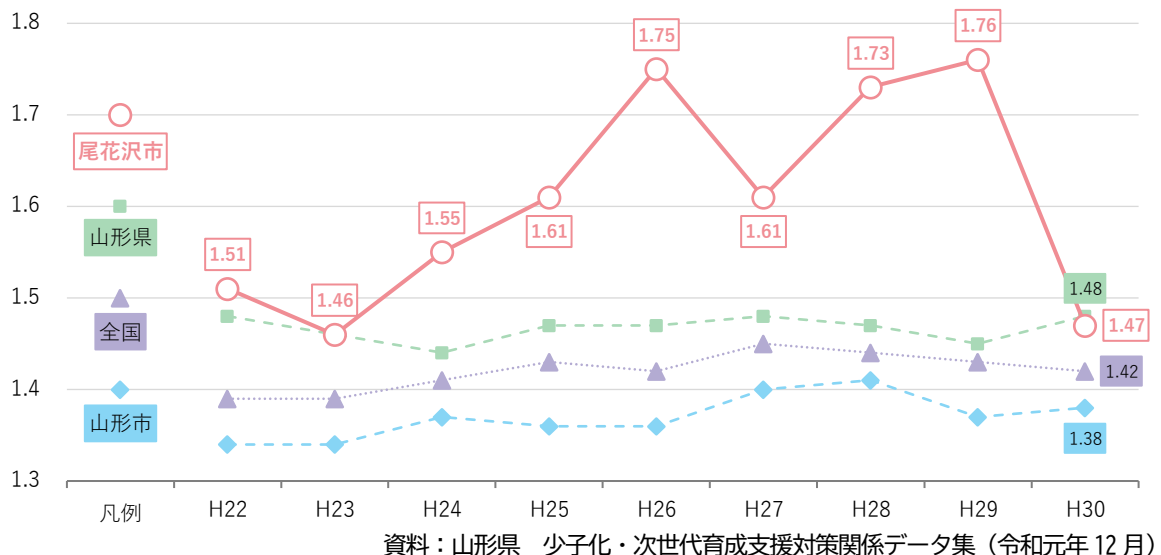
出生・死亡人数は、死亡人数が出生人数を上回る自然減が続いています。近年は出生人数が減少、死亡人数が増加しているため、出生人数と死亡人数の差が広がっています。

転入・転出人数、出生・死亡人数の推移



■合計特殊出生率（一人の女性が生涯に産む子どもの数の平均）は、平成24年から平成29年にかけて、国、県、山形市より高く推移してきました。平成30年は1.47に低下しましたが、それでも国や山形市より高く、県と同程度を維持しています。

合計特殊出生率の推移

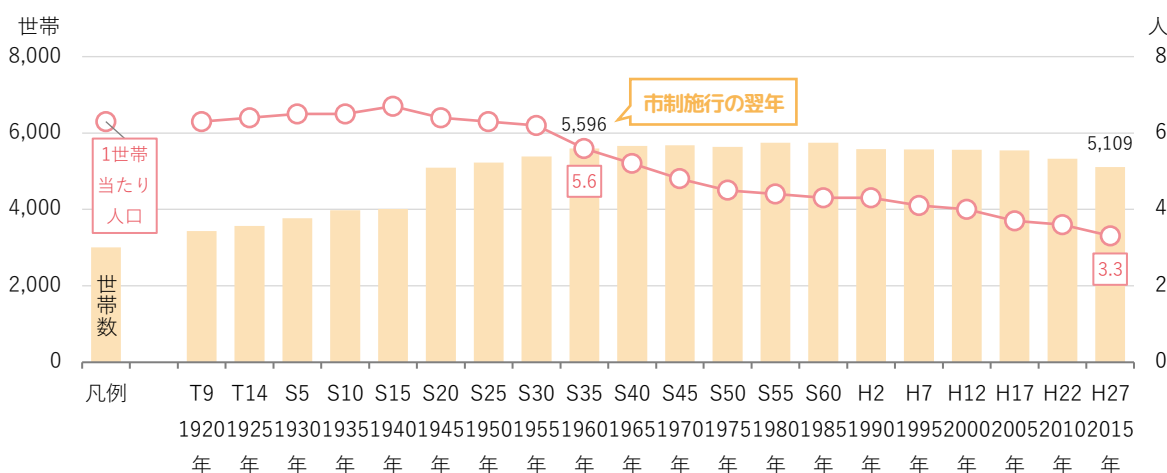


(3) 世帯

■ 世帯数は、昭和 60 年の 5,746 世帯をピークに緩やかに減少傾向で推移しています。

1 世帯当たり人口は、昭和 34 年の市制施行当時は 5.0 人台でしたが、徐々に核家族化が進み、世帯規模の縮小が進んでいます。その中で近年は高齢化に伴うひとり暮らし世帯が増加しています。

世帯数、1 世帯当たり人口の推移



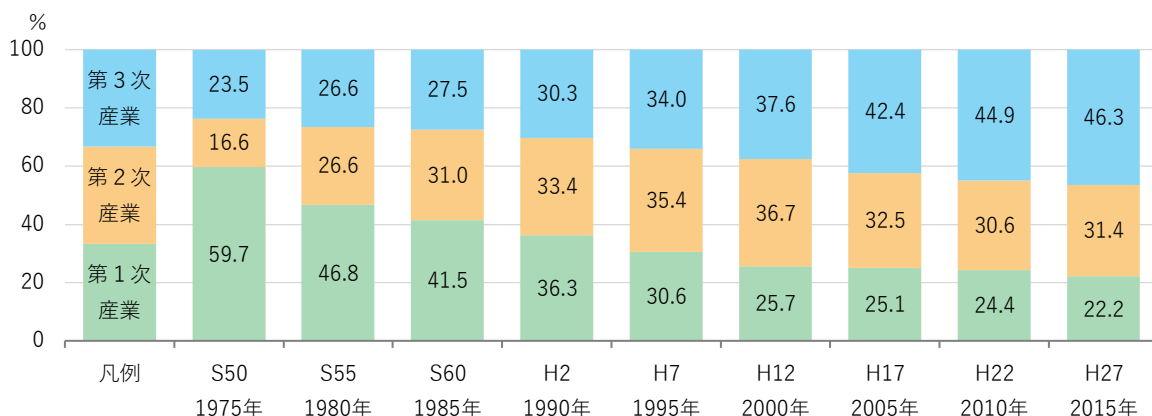
資料：国勢調査

(4) 経済

■ 産業別で見ると就業者割合（15 歳以上）は、第 1 次産業（農業など）が農業情勢を反映して低下しています。第 2 次産業（製造業など）は昭和 60 年から 30% 台を維持し、第 3 次産業（商業・サービス業など）は一貫して上昇しています。

就業の中心が第 1 次産業から第 2 次産業、第 3 次産業に移行する中、国勢調査における産業大分類別の就業者数を見ると、男女ともに農業と建設業が減少する一方、医療・福祉が増加しており、就業構造も変わりつつあります。

産業別就業者割合（15歳以上）の推移



小数点の四捨五入のため、比率合計が 100%にならない場合がある

資料：国勢調査

第 3 章

市民の思い、 まちづくりの課題

1. 市民の思い

■本計画は『市民と行政の協働によるまちづくり』の共通目標であり、行動指針となるものです。そのため、本計画の策定段階から市民ニーズの反映を重視し、計画策定に努めてきました。

市民及び中学生・高校生まちづくりアンケート、尾花沢市の未来を考える市民ワークショップ、まちづくり座談会での意見と提案の中から主なものを紹介します。

(1) まちづくりアンケート（市民、中学生・高校生）

■まちづくりの取組みに関する現状評価やこれからのまちづくりへの意見などを把握するために、市民を対象にアンケート調査を実施しました。

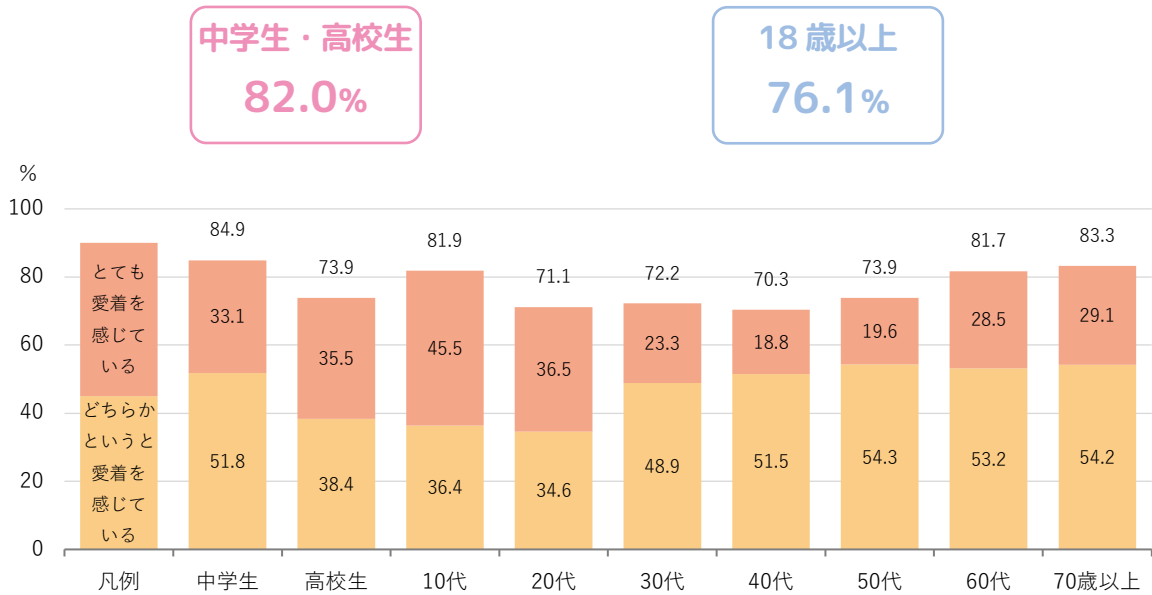
実施概要

	市民	中学生	高校生等
調査対象	2,000 人 市内に在住する 18 歳以上から 無作為抽出	406 人 市内中学校在籍の中学生全数	412 人 高校生世代全数
調査方法	郵送による配付・回収	各学校を通じた配付・回収	郵送による配付・回収
調査時期	令和元年 11 月 1 日～11 月 20 日※最終 12 月 12 日（木）までの回答を集計に反映		
回答数	828 票 (回答率 41.4%)	390 票 (回答率 96.1%)	138 票 (回答率 33.5%)

～ まちへの愛着度 ～

- 郷土への愛着度は、中学生・高校生 82.0%、18歳以上 76.1%です。
- 全世代で郷土への高い愛着を持っています。

まちへの愛着度

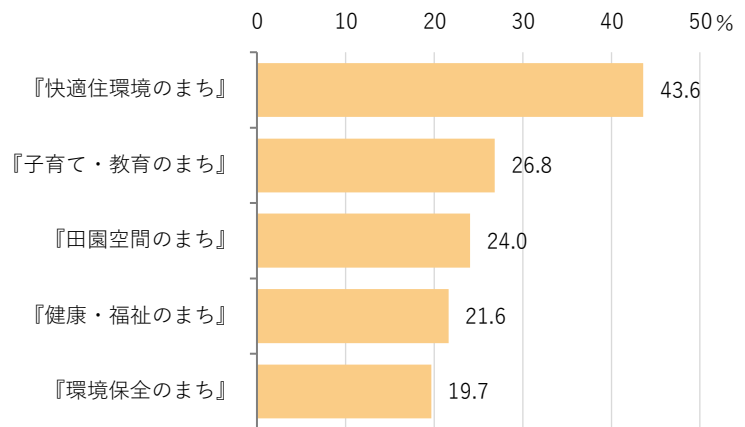


資料：市民アンケート

～ これからのまちづくりへの期待 ～

- 市民はこれからのまちづくりに『快適住環境のまち』を最も望んでいます。

特色あるまちづくりに向けて重視すること(上位5位)



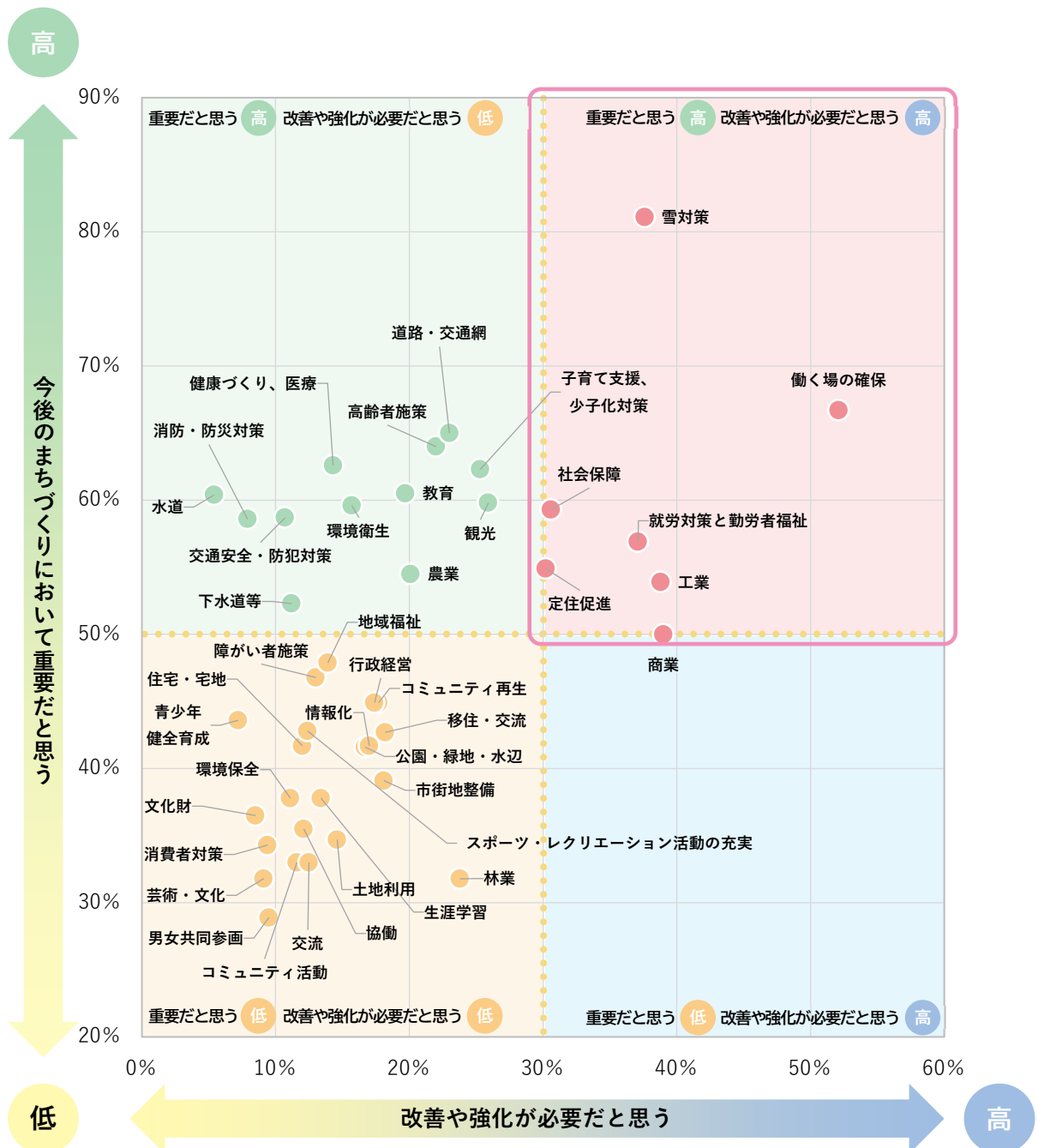
第1位と第2位の合算

資料：市民アンケート

～ 施策二ーズ ～

- 第6次総合振興計画に基づき取り組んできたさまざまな施策について、アンケート調査結果を基に各施策を「今後のまちづくりにおいて重要だと思う」「改善や強化が必要だと思う」の視点から整理しました。
- 最優先で取り組む施策（「今後のまちづくりにおいて重要だと思う」50%以上、かつ、「改善や強化が必要だと思う」30%以上）として、「住環境（雪対策、定住促進）」、「産業振興（働く場の確保、商業、工業、就労対策と勤労者福祉）」へのニーズが高いと考えられます。

「今後のまちづくりにおいて重要だと思う」×「改善や強化が必要だと思う」



資料：市民アンケート

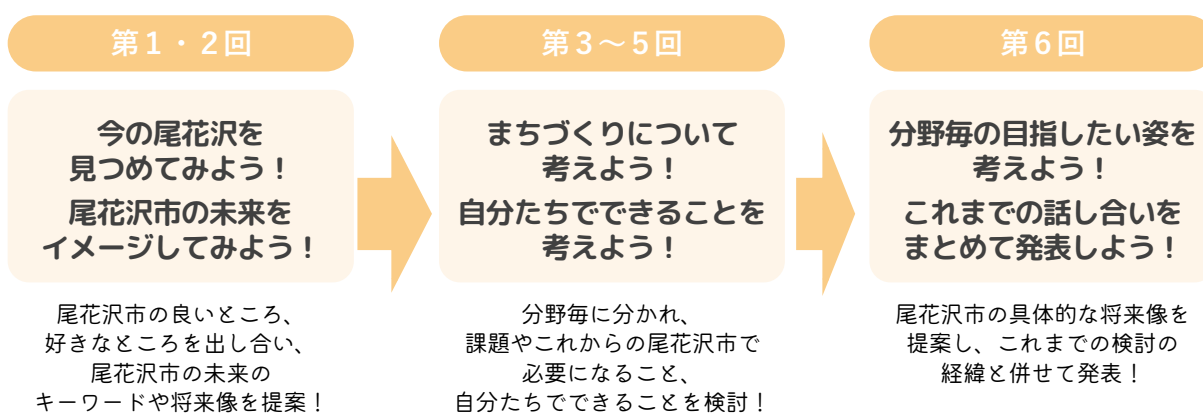
(2) 尾花沢市の未来を考える市民ワークショップ

市民の目線から、地域の状況やまちを良くするための意見・アイデアなどを出していただくため、市民ワークショップを開催しました。

実施概要	
日時	令和2年1月19日～令和2年9月6日 全6回開催
場所	尾花沢市役所
参加者	延べ226人



～ ワークショップの主な内容 ～



～ みんなで考える10年後の尾花沢 ～



(3) まちづくり座談会

■各地区の現状把握及びまちづくりに関する市民の意見を幅広く拝聴するため、まちづくり座談会を開催しました。

実施概要

日時	令和2年8月28日～令和2年10月28日 全14回開催（83地区）
場所	尾花沢市役所、各地区公民館など
参加者	延べ443人



～ 座談会からの主な意見 ～

農作物の鳥獣被害が多いよね。だから、鳥獣対策に力を入れてほしいな。

産業や地域活動など、さまざまな分野で担い手が少ないな。

子どもたちが市内で働ける環境が整っていると思うよ。

いつまでも健康で長生きするぞ！

地域の子どもたちは地域で見守っていききたいな。

文化財を活かした地域づくりも楽しそうだな。

お茶飲みサロンなどの交流できる拠点を作って、地域のつながりを大事にしたい！

冬期間の除雪が大変で一人で暮らすのが不安だよ。

免許返納後の移動手段が不安。公共交通を充実させてほしいな。

空き家を活用して、移住してきた人や若い人たちのための住宅をつくるのはどうだろう。

通学路の近くにある空き家が倒壊しそうで、怖いよ。

消防団員の数が減っているから、何かあったとき心配だな。

インターネットを利用して、尾花沢の魅力を広くPRしてほしいな。

企業や大学と協力して、先端技術の研究をしてはどうだろう。

一つの集落だけではなく、集落同士で協力していかないとね。



2. まちづくりを取り巻く社会潮流

① 人口、世帯の構造変化



キーワード

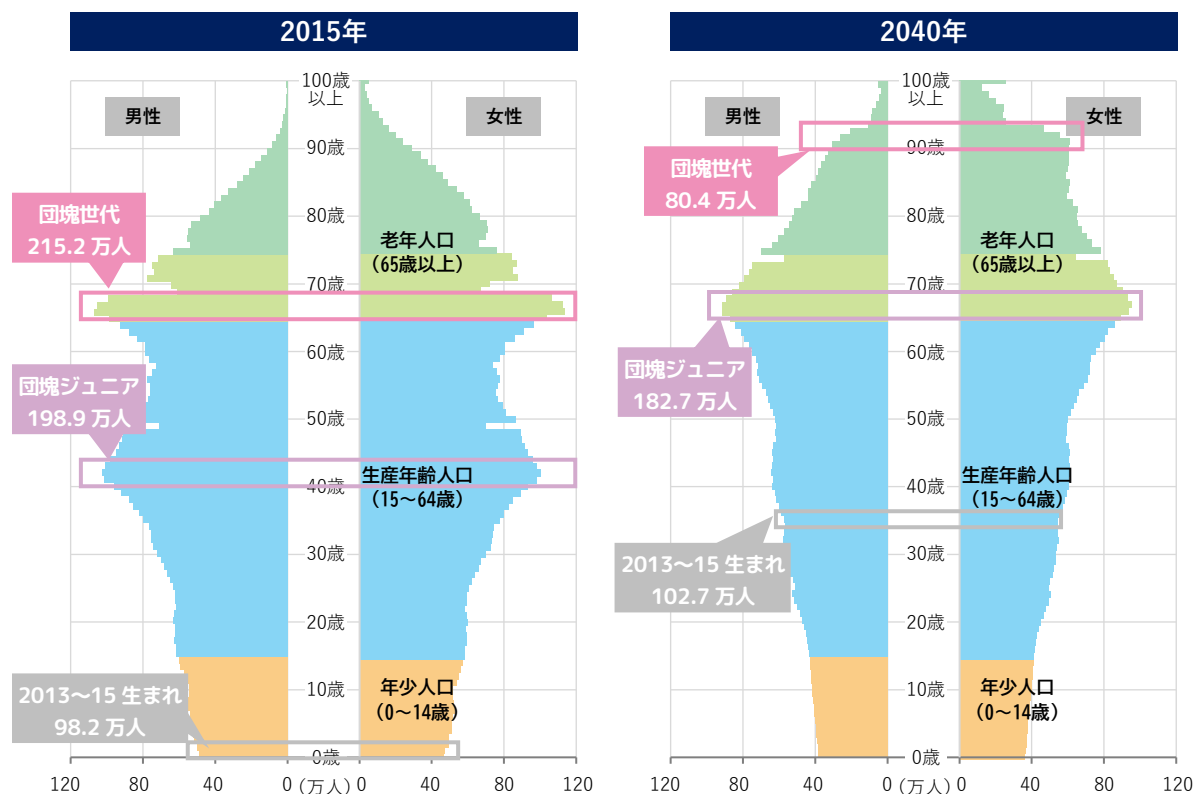
人口減少

少子高齢化

単独世帯の増加

- 我が国は平成 20 年前後から人口減少社会を迎えており、その中でも「単独世帯」は全国で増加傾向にあります。
- 近年の合計特殊出生率も 1.5 を下回り、人口維持に必要な人口置換水準 2.07 に遠く及びません。一方、平均寿命は世界トップクラスであり、高齢化率（65 歳以上人口割合）は世界で最も高い水準です。今後は人口減少と少子高齢化が加速する見通しです。

平成27年（2015年）と令和22年（2040年）の年齢構造



資料：国立社会保障・人口問題研究所／平成 29 年推計

2 時代の変化に適応する社会の再構築



キーワード

人生 100 年時代

2040 年問題

自然災害の脅威

共生社会

- 我が国は、医療の発達と健康意識の向上などによって人生 100 年時代を迎え、生涯にわたり活躍できる社会が求められています。
- 高齢化がピークに達する「2040 年問題」への対策（医療・社会保障、労働生産性、都市のコンパクト化、過疎化・空き家対策など）が急務です。
- 東日本大震災の後も全国各地で自然災害が発生しています。被害を最小限に抑える災害に強いまちづくりが極めて重要です。
- 国籍、文化、価値観が多様化する社会において、お互いに尊重する「共生社会」の形成がますます重要です。

3 技術革新（イノベーション）、グローバル化などによる社会の変革



キーワード

SDGs（持続可能な開発目標）

Society 5.0

- 国連サミットにおいて SDGs（エス・ディー・ジーズ「持続可能な開発目標」）が採択され、令和 12 年（2030 年）の目標達成に向けて世界が動き出しています。
- 世界共通の SDGs の 17 の目標は、経済成長・雇用、感染症対策、気候変動などで構成されていることから、一人ひとりが持続可能な社会を形成するため主体的に行動することが大切です。
- 地球温暖化につながる温室効果ガスをゼロにする「脱炭素社会」の実現に向けて、世界各国が取り組んでいます。
- 国及び山形県は先進国の一員として技術革新（イノベーション）による Society 5.0（ソサエティ・ゴーテンゼロ）を進め、SDGs にも寄与する新しい社会を創生する取り組みを始めています。

4 地域コミュニティ、地方自治の転換期



キーワード

総活躍社会

市民参画・市民協働

スマート自治体

広域連携

- 人口減少が進む社会では、性別、年齢、障がいや病気の有無、国籍などを問わず、意欲のある人があらゆる場面で活躍する「総活躍社会」の創造が求められます。
- 地方の過疎化、ニーズの多様化に対応するためには、地域住民、自治体、NPO、企業などが連携する市民参画・市民協働による地域づくりが重要です。
- 人材と財源の確保がますます厳しくなる行財政運営を想定し、事業の取捨選択と集中、行政のデジタル化、人工知能（AI）やロボット技術による業務自動化などの「スマート自治体」を一段と進めなければなりません。
- 共通する行政課題や広域的な課題への対応力を高めるため、周辺自治体や関係する自治体同士の多様な連携に取り組む必要があります。

SDGs について

SDGs は、2015 年 9 月の国連サミットで採択された「国際社会における 2030 年までの開発目標」です。持続可能な世界を実現するための 17 の目標と 169 のターゲットで構成され、「地球上の誰一人として取り残さない」ことを誓っています。

本市においても、こうした世界規模の目標を十分に踏まえ、総合振興計画を推進していきます。



1 貧困をなくそう

あらゆる場所で、あらゆる形態の貧困に終止符を打つ



2 飢餓をゼロに

飢餓に終止符を打ち、食料の安定確保と栄養状態の改善を達成するとともに、持続可能な農業を推進する



3 すべての人に健康と福祉を

あらゆる年齢のすべての人の健康的な生活を確保し、福祉を推進する



4 質の高い教育をみんなに

すべての人々に包摂的かつ公平で質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進する



5 ジェンダー平等を実現しよう

ジェンダーの平等を達成し、すべての女性と女児の能力を發揮できるようにする



6 安全な水とトイレを世界中に

すべての人々に水と衛生へのアクセスを確保する



7 エネルギーをみんなにそしてクリーンに

すべての人々に手ごろで信頼でき、持続可能かつ近代的なエネルギーへのアクセスを確保する



8 働きがいも経済成長も

すべての人々のための包摂的かつ持続可能な経済成長、雇用および働きがいのある人間らしい仕事を推進する



9 産業と技術革新の基盤をつくろう

強靱なインフラを整備し、持続可能な産業化を推進するとともに、技術革新の拡大を図る



10 人や国の不平等をなくそう

国内および国家間の不平等を是正する



11 住み続けられるまちづくりを

都市と人間の居住地を包摂的、安全、強靱かつ持続可能にする



12 つくる責任 つかう責任

持続可能な消費と生産のパターンを確保する



13 気候変動に具体的な対策を

気候変動とその影響に立ち向かうため、緊急対策を取る



14 海の豊かさを守ろう

海洋と海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する



15 陸の豊かさを守ろう

森林の持続可能な管理、砂漠化への対処、土地劣化の阻止および逆転、ならびに生物多様性損失の阻止を図る



16 平和と公正をすべての人に

公正、平和かつ包摂的な社会を推進する



17 パートナースhipで目標を達成しよう

持続可能な開発に向けて世界平和・環境問題など世界的問題の解決のための連携を活性化させる



3. まちづくりの主要課題

(1) 市全体の課題



キーワード

産業の活性化

若い世代の増加

生涯にわたる暮らしやすさ

災害に強いまちづくり

市民協働

社会潮流を積極的に取り入れる

■まちづくりアンケート結果からは、市民は『快適住環境のまち』を望み、雪対策、産業振興などを重要だと考えていることが分かります。中学生・高校生は、進学や就職などで一度は市外へ転出しても、6割近くは将来的に市内で暮らしたい意向が伺えます。

こうした意向を反映するまちづくりが20~40代の転出抑制と転入増加という成果をもたらし、ひいては、人口の減少スピードを緩やかにすることにつながります。

次の10年間では、若い世代の活力を推進力に、生涯にわたって暮らしやすい地方都市の新しい姿を構築しなければなりません。そのためには「このまちに住んで良かった」と思えるような、新しい時代の暮らしやすさの土台づくりを強力に進める必要があります。

また、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえながら地方創生を加速させるべく、社会潮流を捉え“新しい時代の尾花沢らしい暮らしを確立する”ことが重要です。

(2) 分野毎の主な課題

産業振興

■ 特産品である米、すいか、尾花沢牛のブランド化や販路拡大、福原工業団地への企業立地、既存企業の発展、さらには、市内の年間観光客数の増加など、活力ある産業づくりが着実に進んでいます。一方、市民は「働く場の確保」「観光」「就労対策と勤労者福祉」に大きな期待を寄せており、若い世代の転出抑制やU・I・Jターンの動機付けとして、産業振興が重要な要件となっています。



今後は、重要課題である担い手不足、後継者不足を克服するため、若い世代の新しいチャレンジを応援し、社会潮流を踏まえた産業の活性化を図る必要があります。

子育て・教育

■ 「子育て日本一への挑戦」を目標に掲げ、手厚い子育て支援を行っています。しかし、年少人口の減少が続いており、少子化対策が本市の持続的な発展にとって重要課題となっています。



今後は、若い世代の出会い、結婚、出産、子育ての希望が叶えられる環境づくりを進めるとともに、次代を担う子どもたちにとって最適な教育環境を構築しなければなりません。また、豊かな自然、歴史、伝統文化を大切にしながら、本市の魅力を伝えていくことでふるさとに誇りを持ち、人生100年時代に相応しい生涯を通じて学べる環境を整えていく必要があります。

健康・医療・福祉

■ 市民の幸福感と心身の健康は深く結び付いています。一方、世帯構成の変化に伴い、孤立した子育て世帯や高齢者のひとり暮らしなどが増えています。



こうした現状を踏まえ、今後は地域福祉ネットワーク（福祉隣組）を軸に互いに支え合い助け合う元気な地域づくりを継続的に進めなければなりません。また、デジタル技術を活用した新しいサービスや手法を効果的に取り入れることにより、一人ひとりの健康寿命を延ばし、住み慣れたまちでいつまでも元気に暮らすことができるよう、医療と地域福祉の充実を図る必要があります。

都市基盤・住環境

■市民は「快適住環境のまち」を重視しており、住環境分野への期待が大きくなっています。一方、少子高齢化に伴う人口減少は空き家の増加につながるとともに、公共交通機関の存続に影響を与えるなど、さまざまな都市機能の低下を招いています。また、除雪作業の担い手確保のほか、消防団員の確保や自主防災組織の継続的な活動といった防災体制の維持も難しくなっています。



今後は、雪を克服し利用するさまざまな取り組みや都市基盤整備におけるデジタル技術の幅広い活用、さらには少子高齢化に対応する市街地の再構築を進める必要があります。また、風水害や地震などの自然災害の激甚化も懸念されることから、災害に強く、快適で環境に優しい住環境の向上に取り組む必要があります。

市民協働・行財政

■地域おこし協力隊の活動や尾花沢市移住推進協議会の設立、さらには、ふるさと納税制度などを通して関係人口が拡大しています。一方、少子高齢化などで地域の担い手が減少し、コミュニティ活動の維持が難しくなっています。



今後は、国内外にまちの魅力を発信し、関係人口をさらに広げていく必要があります。また、将来にわたって持続可能なまちづくりに向けて、市民と行政が一緒に地域課題の解決に取り組む「市民協働のまちづくり」を一層進めなければなりません。

基本構想

第1章

まちの将来像・ 基本目標

まちの将来像

■これからも市民と行政の協働によるまちづくりを進めていくためには、子どもから高齢者まで、本市に集う全ての人が未来の尾花沢を具体的にイメージできることが大切です。「こんな尾花沢がいいな」という願いをみんなで共有するため、これからの10年間で目指していく将来像を定めます。

基本目標

■将来にわたって持続的に発展し続けていくため、5つの「政策の柱」を基本目標に掲げます。

政策の柱1 産業振興

キラリと光る 産業のまち

地域産業の振興は定住人口の増加と地域活性化の「原動力」です。

グローバル化する社会経済情勢を見据え、世界を意識しながら、本市の地域特性を活かした足腰の強い産業振興と雇用の創出を図り、一人ひとりがいきいきと働くキラリと光る産業のまちを目指します。

政策の柱2 子育て・教育

ふるさと愛を 育むまち

少子高齢化と人口減少の克服には、子どもが健やかに成長できる環境づくりが最も重要です。

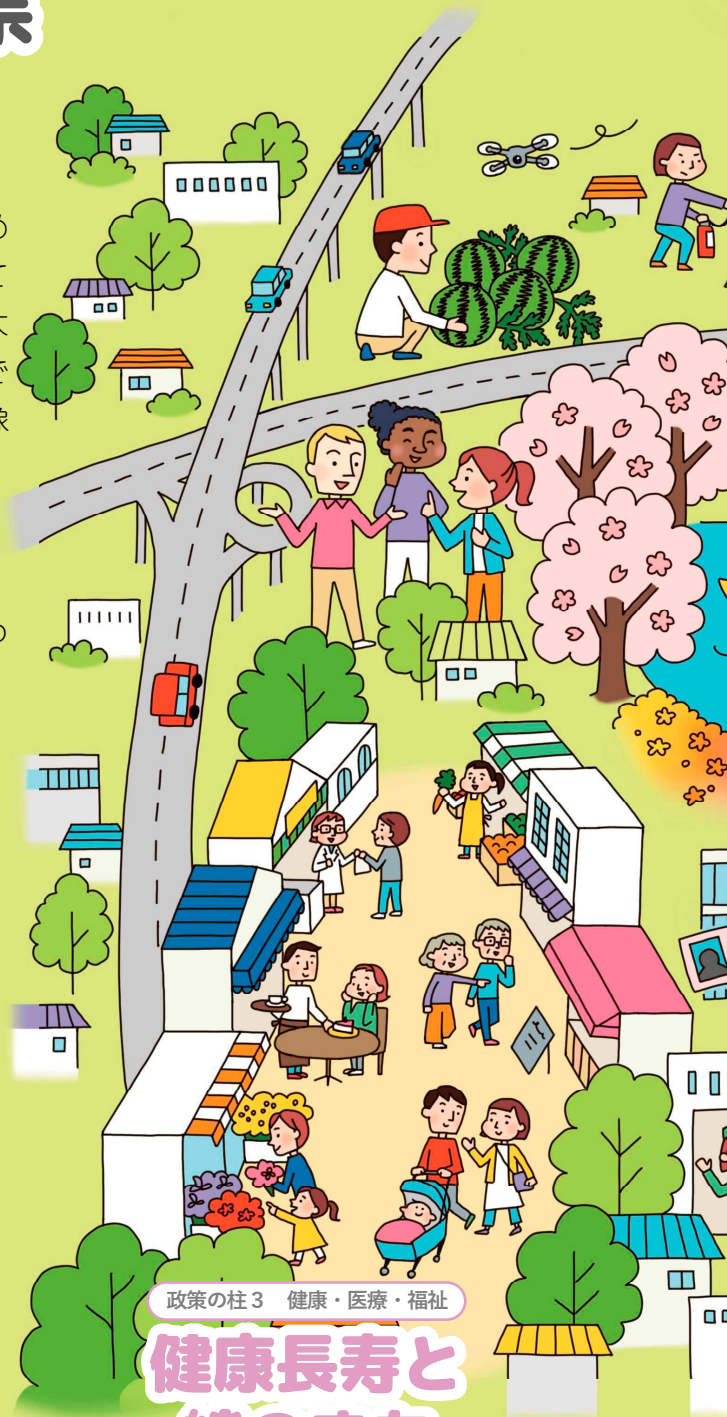
グローバル化がますます進む21世紀を生きる子どもたちが、国際感覚を持ちながら個性と創造力を伸ばすことができるよう、子育て環境と学校教育の充実、さらには、生涯にわたって生きがいを持てる環境づくりを進め、市民一人ひとりのふるさと愛を育むまちを目指します。

政策の柱3 健康・医療・福祉

健康長寿と 絆のまち

少子高齢社会を迎えた今日、健康長寿社会の形成は重要なテーマの一つです。

市民自身の健康づくりへの意欲と地域の結び付きを大切に、互いに支え合いながら「自分らしく活躍し、自分らしく生きる」ことができるよう、健康長寿と絆のまちを目指します。



このまちで ともに 生きる しあわせな時を刻むまち 尾花沢



政策の柱4 都市基盤・住環境

暮らしやすく 住み続けられるまち

市民はこれからのまちづくりに「快適で安全安心に暮らせるまち」を最も望んでいます。

次の100年の持続的発展に向け、イノベーション(変革)し続けるデジタル技術を取り入れながら、雪と災害に強く、自然と調和した良好な生活空間を形成し、暮らしやすく住み続けられるまちを目指します。

政策の柱5 協働・行財政

笑顔の花咲く 交流と協働のまち

魅力的で活気ある地域をつくるためには、このまちに集う全ての人々の力が必要です。

市民と行政が一体となって知名度とまちの魅力を高め、交流から関係人口へ、そして移住の地として選ばれるまちを目指します。

あらゆる分野で一人ひとりが個性と能力を発揮できる環境づくりを進め、活発なコミュニティ活動を基盤とする市民協働のまちを目指します。

このまちで ともに 生きる しあわせな時を刻むまち 尾花沢

“ このまちで ともに 生きる ”

■ 「このまち」と聞いて思い浮かべる未来の尾花沢の姿はどんなものでしょうか。

例えば、「若者の夢が叶うまち」「子どもたちの元気な声が響いているまち」「心が通うあったかいまち」「一人ひとりが輝いているまち」……。一人ひとりが思い描く尾花沢の姿は十人十色で、尾花沢を大事に思っている人の数だけ、未来の尾花沢の姿があります。

こうした「一人ひとりの想い」と「つながり」、さらには「活力ある営み」を大切にしながら、「人々の暮らしが息づくまちづくり」を進めていきます。

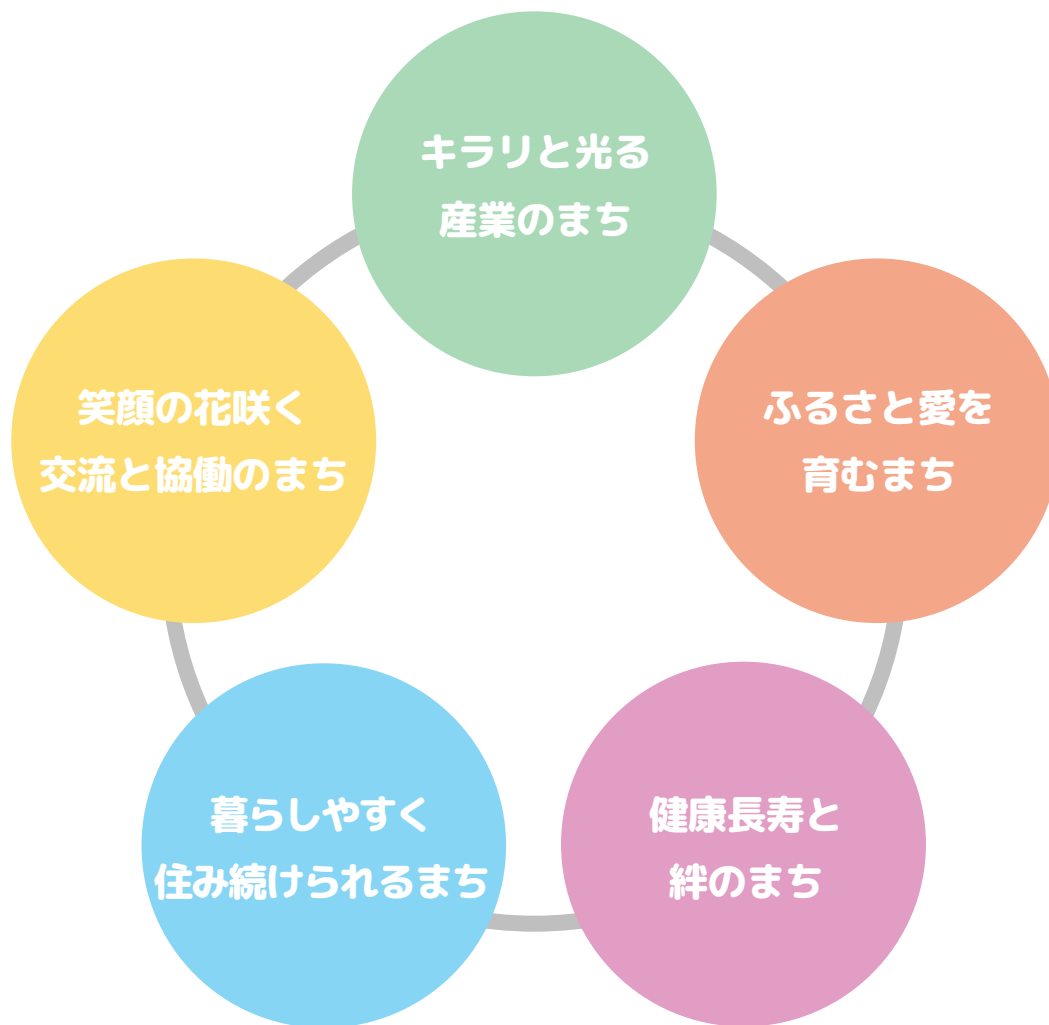
“ しあわせな時を刻む ”

■ 私たちは、先人たちから渡されたバトンをしっかり受け止め、さらに磨き上げたバトンを次の世代へつないでいかなければなりません。

「過去～現在～未来」の時の流れの中で豊かな暮らしを創造し、「誰もが幸せを実感でき、将来にわたって持続的に発展できるまちづくり」を進めていきます。



基本目標



■この計画の策定にあたり取り組んだ、「まちづくりアンケート」や「市民ワークショップ」、「まちづくり座談会」を通して、「やりがいのある農業」「魅力あふれる観光」「世界を視野に入れたモノづくり」「子育て日本一」「生きがいづくり」「健康長寿」「雪国の暮らしやすさ」「災害対策の強化」「地域の支え合い」などのキーワードが見えてきました。

こうしたキーワードなどを踏まえ、将来にわたって持続的に発展し続けていくため、5つの「政策の柱」を基本目標に掲げます。地域資源を活かした産業文化の振興、雪や災害に強い防災力の強化、豊かで活力ある地域づくりなどに取り組みながら、それぞれの分野で一人ひとりが活躍できるまちづくりを推進し、その人たちと一緒に新たな時代の尾花沢をつくっていくことで、「このまちで ともに 生きる しあわせな時を刻むまち 尾花沢」の実現を目指します。



政策の柱1 産業振興

やりがいの
ある農業

×

牽引する
商工業

×

魅了する
観光

キラリと光る 産業のまち

地域産業の振興は定住人口の増加と地域活性化の「原動力」です。グローバル化する社会経済情勢を見据え、世界を意識しながら、本市の地域特性を活かした足腰の強い産業振興と雇用の創出を図り、一人ひとりがいきいきと働くキラリと光る産業のまちを目指します。

分野
01

農業・畜産業・林業の振興

本市の基幹産業である農業を将来に引き継ぐため、「尾花沢米」「尾花沢すいか」「尾花沢牛」「尾花沢そば」に代表される産地ブランド力の更なる向上を後押しし、楽しくやりがいのある農業を目指します。

持続可能な農業に向け、農家の後継ぎやU・Iターン者などの多様な担い手を確保する新規就農者の育成と法人化を目指す農業者への支援に取り組み、農業総生産額 100 億円を目指します。

儲かる農業に向けて生産過程の共同化による効率化と生産性向上を実現するため、人・農地プランの話し合いを通じて集落営農組織や農事組合法人などの組織化を推進します。

農地集積と生産体制の集約化を後押しするため、スマート農業技術の普及（ドローン、アシストスーツ、無人トラクターなど）を図るとともに、農業を核とした新たなビジネスの構築（6次産業化、観光や福祉との連携など）にも取り組みます。併せて中山間地域を含め、本市の特性に適した新規作物の導入や冬場の収益を確保する周年農業を推進します。

「雪降り和牛尾花沢」に代表される畜産業については、尾花沢生まれ（繁殖）、尾花沢育ち（肥育、出荷）の黒毛和牛の一貫生産体制を目指すとともに、地理的表示（GI）保護制度*の強みを活かしたPR作戦により、国内外に販路を拡大します。

市面積の約7割を占める森林にあっては、本来、森林に備わっている多面的機能が将来にわたって発揮されるよう、植林から育林を経て伐採までの森林経営サイクルを森林所有者や森林組合などの関係機関と協力して構築します。また、増加する有害鳥獣被害が軽減されるよう、市民や企業の協力を得ながら、効率的な森林整備と地域に適した被害防止対策を講じます。



* 地理的表示（GI）保護制度：農林水産物・食品などの名称で、その名称から当該産品の産地を特定することができるとともに、産品の品質や社会的評価などの確立した特性が当該産地と結び付いていることを特定することのできる名称の表示。

分野
02

商工・観光業の振興

■ 国道 347 号と全線開通が待たれる東北中央自動車道が交差し、人・モノ・情報が集まる拠点機能を活かして、活力ある商業、工業、観光業のまちづくりを進めます。

福原工業団地については、尾花沢インターチェンジに隣接する交流拠点の強みを活かし企業誘致を進めます。さらに、市内既存企業の集積化による企業間相互の連携を図ることにより、設計・加工から組み立て・運搬までの一貫体制を構築し、地域循環型のものづくりに取り組みます。

商業については、これからも市民に愛される店づくりを目指して、スマートフォンなど（高度情報端末）を活用した、いつでも買物ができる環境づくりに取り組みながら、高齢者や若い世代の目線に立った商店経営と商店街の活性化を応援します。

大正ロマンの残る銀山温泉にあつては、家並保存条例の理念に則し「変えない」取り組みを進めると同時に、スマートフォン（高度情報端末）への情報配信など、インバウンド（訪日観光）にも対応する案内システムを構築します。

令和 3 年 5 月 27 日に築堤 100 周年を迎える徳良湖エリアにあつては、癒しの機能をさらに高めていきます。また、年間を通して市内外の人々が訪れるよう水辺空間の魅力づくりを進め、銀山温泉、商店街などを結ぶ市内周遊ルートを確立します。併せて、徳良湖周辺施設を活用したワーケーション*環境を整備し、関係する分野との連携のもと、地方と都会が幅広く結びつくよう事業を展開します。

分野
03

働き手の確保、雇用環境の充実

■ 本市の産業経済の安定と持続的な発展のためには、人材の確保が重要です。

働き手の確保に向けては、地元就労やU・Iターンに加えて、テレワーク*などの働き方の広がりを念頭に、尾花沢で暮らすことに誇りが持てるよう、教育機関との連携を図ります。また、都会に暮らす本市出身者を含めた多くの人たちに対して、本市の農業や世界に誇れるものづくり企業をPRすることでふるさと回帰に取り組みます。

定住・移住を希望する従業者などの経済基盤となる雇用環境については、地元の若い世代が尾花沢で働き暮らし続けられるよう、子育てや住環境への支援を継続します。

さらに、誰もが自分らしい働きがいや生きがいを見出せるよう、ディーセント・ワーク*の実現を目指し、ワーク・ライフ・バランスの定着に向け取り組みます。



* **ワーケーション:** ワーク（仕事）とバケーション（休暇）を組み合わせた造語。長期休暇の取得とテレワークによる仕事の生産性を両立する新しい働き方。働き方改革の一環として注目される。

* **テレワーク:** テレ（離れて）とワーク（仕事）を組み合わせた造語。ICT（情報通信技術）を活用して場所や時間に捉われない柔軟な働き方。働き方改革の一環として普及しつつある。

* **ディーセント・ワーク:** 「働きがいのある人間らしい仕事」のこと。権利が保護され、十分な収入を生み、適切な社会保護が供与された生産的仕事のこと。国はワーク・ライフ・バランスや非正規労働者の待遇改善などの働き方改革を通じてディーセント・ワークの実現を推進している。

未来を担う
人づくり



生涯を
通じた学び



歴史文化の
継承

ふるさと愛を 育むまち

少子高齢化と人口減少の克服には、子どもが健やかに成長できる環境づくりが最も重要です。

グローバル化がますます進む 21 世紀を生きる子どもたちが、国際感覚を持ちながら個性と創造力を伸ばすことができるよう、子育て環境と学校教育の充実、さらには、生涯にわたって生きがいを持てる環境づくりを進め、市民一人ひとりのふるさと愛を育むまちを目指します。

分野
04

子育て支援・少子化対策の充実

■人口減少のスピードを緩めるために、少子化対策は本市の最重要テーマです。

安心して子育てができる「子育て日本一への挑戦」を目標に掲げ、未来を担う子どもが健やかに成長できるまちづくりを進めます。

若い世代の定着を少子化対策のスタートとし、出会いの場を拡充していくとともに、就労、定住、住まいの確保などを関係する全ての分野と連携して支援することにより、ふるさとへの定着と回帰に取り組みます。また、妊娠、出産から子育てにおける精神的不安や経済的負担を軽減するため、子育て世代包括支援センターを中心に子育て期の母子の健康を切れ目なく支え、それぞれの家庭環境に応じてきめ細かに支援します。

質の高い保育環境を提供するため、施設の再編と新たな保育ニーズに対応するための支援体制を構築します。子どもを「地域の宝」として家庭と地域がそれぞれの立場で子育てにかかわり、人と人が触れ合える環境の中で、尾花沢らしい子育てを目指します。

家庭や職場を含めた地域全体で男女が互いに尊重し支え合う意識の醸成を図り、将来、親となり子どもを産み育てていく世代が希望を持って暮らし続けたいまちづくりを進めます。



分野
05

学校教育・青少年健全育成の充実

■次代を担う子どもたち一人ひとりが郷土の歴史や文化、さらには産業などを通じて「ふるさと愛」を育むと同時に、他者を思いやる豊かな心と新しい時代を牽引できる力を身に付けることができるよう、学校、家庭、地域が連携して、ふるさとの良さやここで暮らす喜びを知る環境づくりを進めます。



この実現に向け、学園構想による新しい教育環境を構築し、幼保小中の連携を図るとともに、社会の変化に対応する多様な学習活動を推進します。

子どもたちが高校生までの成長過程において、大きな夢と希望を持ち、それを叶える力を育むことができるよう、地域で活躍する多くの人々との世代を超えた交流と学びを展開し、未来の尾花沢を支え、地域づくりの主役として活躍できる人づくりを推進します。また、地元高等学校と地域、企業、さらには県との連携により未来を担う人材の育成と定着に取り組みます。

基本
構想

分野
06

生涯学習・芸術・文化・スポーツの活性化、文化財の保全

■人生100年時代を迎えた今日、誰もが生きがいを持ちながら豊かな人生を送ることができるよう、市民が生涯にわたって主体的に学び続けられる環境づくりを進めます。



誰もが芸術文化とスポーツに触れ、体験することを通じて心の安らぎや感動、心身の健康増進を享受できる環境づくりに取り組みます。

先人が築き上げてきた各地域に残る有形無形の文化財は、私たちの誇りです。それらを100年後へも伝え続けるため、その意義と伝統文化への関心を高めながら、学校や地域、さらには指導者と連携し、ふるさとの「宝」の保存、活用、継承に取り組みます。

歳を重ねるのが
楽しい



みんなが
つながる

健康長寿と 絆のまち

少子高齢社会を迎えた今日、健康長寿社会の形成は重要なテーマの一つです。

市民自身の健康づくりへの意欲と地域の結び付きを大切に、互いに支え合いながら「自分らしく活躍し、自分らしく生きる」ことができるよう、健康長寿と絆のまちを目指します。

分野
07

健康づくり・医療の充実

■人生100年時代の本格的な到来を見据え、デジタル技術も取り入れながら、生活習慣病や要介護状態の予防対策として、「おばね市民総貯“筋”運動」を目標に掲げ、市民みんなが運動習慣を身に付け、誰もがいつまでもいきいきと暮らせるまちづくりを進めます。

また、各種健（検）診の受診率向上や生活習慣改善など、一人ひとりの健康づくりにとって大切な支援をライフステージに合わせて切れ目なく実施します。

特に高齢者に対しては、いつまでも元気で自立した生活を送ることができるよう、就労や社会参加の促進に加え、保健事業と介護予防の一体的な取組みを推進することで、健康増進や健康寿命の延伸に努めます。

また、いつまでも住み慣れた地域で安心して暮らすことができるよう、在宅医療の充実を図るとともに、一次医療から救急医療までの地域医療体制と、質の高い医療がどこにいても受けられるオンライン診療の環境を整えます。さらには、地域が真に必要とする診療科目の誘致など適切な医療体制の構築に向けて、県及び関係機関と連携して取り組みます。



地域福祉・支え合いの充実

子ども・高齢者・障がい者など地域で暮らす全ての人々が、生きがいとともに見出し、高め合うことができる「地域共生社会」を実現するため、支え手側と受け手側に分かれるのではなく、地域のあらゆる住民が役割を持ち、支え合いながら、自分らしく活躍できるまちづくりを進めます。



高齢化が進む中、年齢や心身の状況に関係なく、誰もが「自分らしく生きる」ことを目指して、本市の強みである福祉ネットワーク（福祉隣組）の一層の体制強化を図り、支え合いの地域福祉と福祉サービスを充実していきます。

また、レクリエーションや趣味、茶会などで互いに顔を合わせ、余暇を楽しみながら一人ひとりが孤立することなく生きがいを持って生活できるよう、誰もが集える居場所づくりを拡充します。

特に、高齢者と障がい者の権利が常に尊重されるよう、それぞれが抱えるさまざまな問題に対する理解を深め、地域の中で見守り、生活を支える仕組みを構築します。

関係する全ての分野が連携しながら、医療、介護、予防、生活支援、住まいを一体的に提供し、住み慣れた地域で安心して暮らし続けられる環境づくりに取り組みます。

雪との共存



安全安心

暮らしやすく 住み続けられるまち

市民はこれからのまちづくりに「快適で安全安心に暮らせるまち」を最も望んでいます。

次の100年の持続的発展に向け、イノベーション（変革）し続けるデジタル技術を取り入れながら、雪と災害に強く、自然と調和した良好な生活空間を形成し、暮らしやすく住み続けられるまちを目指します。

分野
09

都市形成の推進

■ 将来を見据えた適正な土地利用と人が集まる拠点づくり、各拠点と生活の場を結び付けるネットワークの構築に取り組み、誰もが安心して住み続けられるまちづくりを進めます。

これを実現するため、環境に優しく良好な住環境を形成する都市機能や居住区域の整備を推進するとともに、水害や雪害に対応する災害に強い道路施設などの整備に取り組み、良好な生活環境を整備します。

また、観光や産業の振興、地域防災機能の向上にもつながる東北中央自動車道の整備促進や国道347号の24時間通年通行の実現など、ミッシングリンク*の早期解消に向け取り組むとともに、尾花沢インターチェンジ周辺整備による観光交流人口の拡大と産業振興の基盤形成を目指します。

さらに、自力での移動手段を持たない高齢者、障がい者、中高生なども安心して暮らすことができるよう、多様な交通手段にキャッシュレス決済やロケーションシステム（位置情報システム）を取り入れながら、地域の実情に合った新たな公共交通体系を構築します。



* **ミッシングリンク**：本来は、「生物の進化過程を連なる鎖として見た時に、連続性が欠けた部分（間隙）」を指すが、ここでは道路網におけるミッシングリンクとして、「未整備区間で途中で途切れている道路の区間」のことを指す。

分野
10

住環境・雪対策の充実、上下水道等整備の推進

公共施設などの拠点整備と空き地・空き家の活用とを連動させながら定住促進に向けた支援策を充実させ、誰もが安心して住み続けられるまちづくりを進めます。

市民の憩いの場となる公園・緑地については、指定緊急避難場所として位置付け、防災機能の向上が図られるよう、計画的に整備します。

雪対策については、デジタル技術の活用も研究しながら道路除雪や流雪溝など克雪対策の充実を図ります。加えて、雪国ならではの地域特性を活かした利雪・親雪活動にも取り組みながら、冬期間も安心して生活ができる環境を整備することで、雪に強いまちづくりを進めます。

上下水道等については、安全安心な水の安定供給と水洗化率の向上に努め、災害に強い施設づくりを進めるとともに、事業の健全運営の継続に取り組みます。

分野
11

安全な地域づくりの推進

従来の想定を越え多様化する自然災害の発生を視野に入れた総合的な防災体制を構築し、市民の命と安全安心な暮らしを守るまちづくりを進めます。

併せて、災害対応資機材などの更新を計画的に行うことにより、総合的な消防力の強化を図ります。災害の被害を最小限に抑える「減災」に

は日常の行動が重要であるため、市民一人ひとりの防災意識の向上に取り組みながら、行政、自主防災組織、消防団及び地域住民が力を合わせて災害に強い地域づくりを目指します。特に、自主防災組織においては、日頃からの話し合いや避難訓練を通じた交流が地域コミュニティの活性化にもつながることから、自主防災組織の機能強化に取り組みます。

さらに、交通事故と犯罪のない安全な地域づくりを目指して、防犯カメラの設置、防犯協会や警察署と連携した防犯意識の醸成に取り組み、地域コミュニティの結束力を高めながら、地域防犯力（住民のディフェンス力）の向上に努めます。



資源循環型社会の推進

■これまで導入した再生可能エネルギー設備の実績を踏まえ、本市の賦存資源を活かした再生可能エネルギーの活用を進めるとともに、民間活力も含めたエネルギーの地産地消に取り組み、地球環境に優しいまちづくりを進めます。

次代を担う子どもたちに対しては、資源エネルギー庁から「次世代エネルギーパーク」の認定を受けた、市役所庁舎の雪冷房施設（エネルギー棟）などの再生可能エネルギー導入設備を知り感じる体験などを通して、環境保護や限りある資源の大切さを認識してもらう活動に取り組みます。

家庭における3R（スリーアール）*の推進を図るとともに、廃棄物処理施設の適正な維持管理と計画的な更新により、効果的な廃棄物の処理とリサイクルの推進に努めます。

また、地球温暖化防止は世界共通の喫緊課題という認識に立ち、世界の一員としてエネルギー分野へのデジタル技術の活用や民間活力の導入などを進め、温室効果ガス“ゼロ”の脱炭素社会（ゼロカーボンシティ）*を目指します。



* **3R（スリーアール）**: リデュース（廃棄物の発生抑制）、リユース（再使用）、リサイクル（再資源化）の頭文字からなる資源循環型社会のキーワード。

* **ゼロカーボンシティ**: 2050年に温室効果ガス排出量又は二酸化炭素を実質ゼロにすることを目指す旨を首長自ら、又は地方自治体として公表する地方自治体。



魅力を発信



みんなが
主役



スマート
自治体

笑顔の花咲く 交流と協働のまち

魅力的で活気ある地域をつくるためには、このまちに集う全ての人々の力が必要です。

市民と行政が一体となって知名度とまちの魅力を高め、交流から関係人口へ、そして移住の地として選ばれるまちを目指します。

あらゆる分野で一人ひとりが個性と能力を発揮できる環境づくりを進め、活発なコミュニティ活動を基盤とする市民協働のまちを目指します。

分野
13

交流の活性化、移住促進

■観光、教育、防災などの交流に加えて、食、スポーツ、自然などの地域資源を活かした自治体同士、住民同士の多様な交流を拡大し、尾花沢ファンの増加を目指します。

また、関連分野と連携して地域のブランド力を向上させながら、ふるさと納税返礼品やオンライン体験ツアー、ソーシャルメディア*などを通じた多様な手法で「尾花沢の魅力」を発信し、尾花沢に関心やかかわりを持つ関係人口の増加に向けて取り組みます。

移住希望者に対しては、住居や仕事に関する一人ひとりのニーズにきめ細かく対応するため、情報提供と支援を行うサポート体制を強化します。交流を入り口に本市との関係を深めながら移住につなげ、定住後は尾花沢に誇りと愛着を持ち、活力ある地域づくりに参画できるよう支援します。



* **ソーシャルメディア**: 誰でも参加ができるとともに、双方向のコミュニケーションが可能なことを特徴とするインターネット上のメディア。

分野
14

男女共同参画・コミュニティ活動・協働のまちづくりの推進

■家庭、地域、職場においては、男女が社会の対等なパートナーとしてそれぞれの役割を果たしながら、あらゆる分野の活動に参画できる機会を確保し、誰もが活躍できるまちづくりを進めます。その実現のため、啓発活動や意識改革に取り組み、一人ひとりがライフステージやライフスタイルに応じた希望を実現できるよう支援します。



地域においては、性別、年齢、障がいの有無、居住歴、国籍などにとらわれず、誰もが地域づくりに参画する機会を創出し、地域活動の担い手やリーダーの育成も支援しながら、少子高齢化が進む中であっても豊かで活力ある地域づくりを後押しします。

こうした取り組みを通じて市民と行政がそれぞれの役割を担い、連携して多様化・複合化する地域課題に取り組む協働のまちづくりを進めます。

分野
15

行財政運営の推進

■市民、企業、行政がそれぞれの役割で地域活性化に取り組み、互いに連携しながら持続可能なまちづくりを進めます。

人口減少に伴い、地域の担い手不足が深刻化する中、地域とともに課題解決に取り組む行政の役割は多様化しています。それらに対応するため、デジタル技術を活用したスマート自治体（自治体行政のデジタル化）の推進に取り組みながら業務の効率化を推進し、よりきめ細かで利便性に優れた市民サービスの提供を目指します。



また、周辺自治体との広域連携、公有財産の有効利用を積極的に進め、社会潮流に柔軟に対応できる最適な行政運営と財政の健全化・安定化に取り組みます。

施策体系

将来像

このまちで
ともにも
生きる
しあわせな
時を刻む
まち
尾花沢

基本目標

政策の柱1 産業振興

キラリと光る
産業のまち

政策の柱2 子育て・教育

ふるさと愛を
育むまち

政策の柱3 健康・医療・福祉

健康長寿と絆のまち

政策の柱4 都市基盤・住環境

暮らしやすく
住み続けられるまち

政策の柱5 協働・行財政

笑顔の花咲く
交流と協働のまち

分野	SDGs の対応	推進施策
01 農業・畜産業・林業の振興		01-1 農業・畜産業 01-2 林業
02 商工業・観光業の振興		02-1 商工業 02-2 観光業
03 働き手の確保、雇用環境の充実		03-1 働き手の確保 03-2 雇用環境の充実
04 少子化対策・子育て支援の充実		04-1 少子化対策 04-2 子育て支援
05 学校教育・青少年健全育成の充実		05-1 学校教育 05-2 青少年健全育成
06 生涯学習・芸術・文化・スポーツの活性化、文化財の保全		06-1 生涯学習 06-2 芸術・文化、スポーツ 06-3 文化財
07 健康づくり・医療の充実		07-1 健康づくり 07-2 医療
08 地域福祉・支え合いの充実		08-1 地域福祉 08-2 高齢者・障がい者施策
09 都市形成の推進		09-1 土地利用・市街地整備 09-2 交通
10 住環境・雪対策の充実、上下水道等整備の推進		10-1 住環境 10-2 雪対策 10-3 水道・下水道等
11 安全な地域づくりの推進		11-1 消防・防災 11-2 交通安全・防犯
12 資源循環型社会の推進		12-1 環境保全 12-2 環境衛生
13 交流の活性化、移住促進		13-1 交流 13-2 移住支援
14 男女共同参画・コミュニティ活動・協働のまちづくりの推進		14-1 男女共同参画 14-2 コミュニティ活動 14-3 協働のまちづくり
15 行財政運営の推進		15-1 行政運営 15-2 財政運営

第3章

将来人口推計

(第2期尾花沢市人口ビジョン)

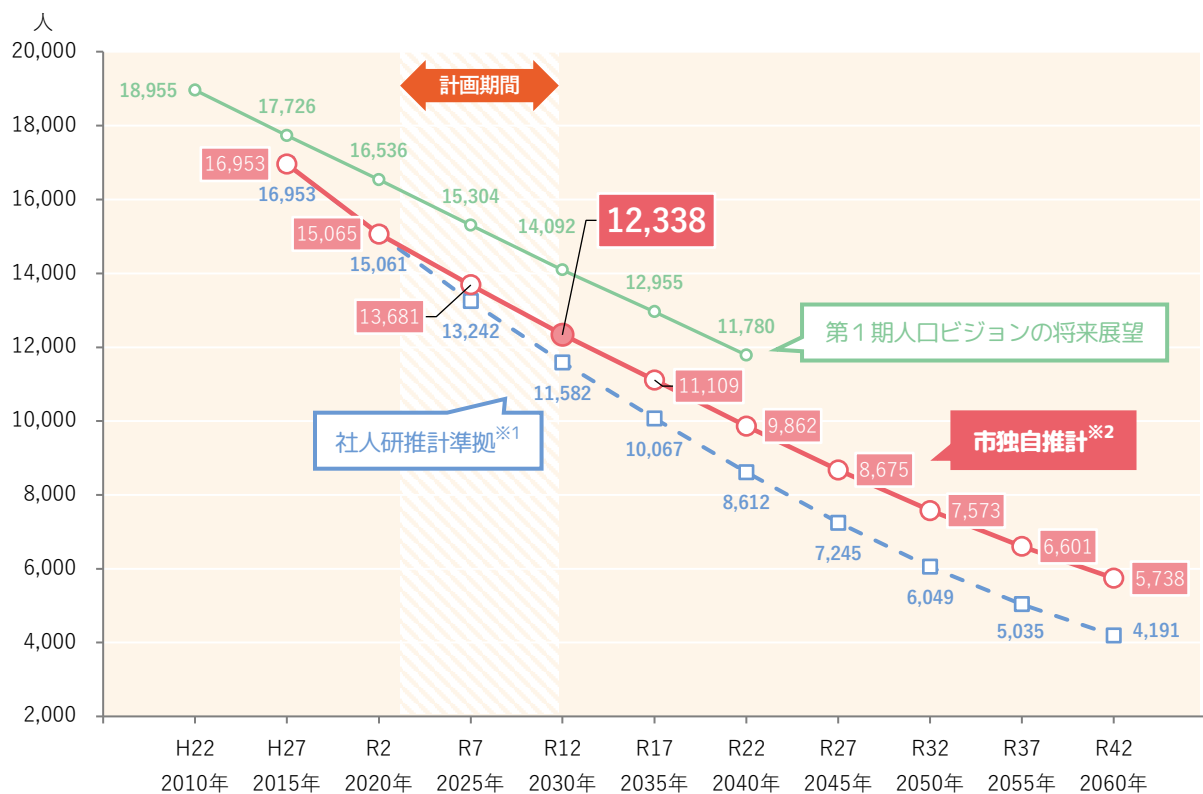
令和元年10月1日現在、日本の総人口は1億2,617万人であり、平成23年から9年連続で減少しています。また、15歳から64歳までの生産年齢人口割合も60%を下回り過去最低を記録しています。このような人口動態が今後も継続するものと仮定して、国立社会保障・人口問題研究所(社人研)が推計した結果、約40年後の令和42年(2060年)は9,284万人と予測されています。

山形県の人口減少はさらに深刻です。令和元年(2019年)の山形県人口は108万人ですが、このまま減少傾向が続くと令和42年(2060年)に50万人程度、合計特殊出生率や社会増減が改善した場合でも70万人台に減少すると推計されています。

こうした中、本市においても人口の減少基調は今後も続く見込まれ、この傾向が続くと、本市の令和42年(2060年)人口は4,200人程度に減少すると推計されています。

この将来人口推計を踏まえ、生産年齢人口に影響する20~40代の若い世代の定着・回帰や子育てしやすい環境づくりなどに取り組むことにより、人口減少スピードを緩やかにすることを目指します。その成果として、計画最終年度である令和12年(2030年)の本市人口は概ね12,300人程度と推計されます。

令和42年(2060年)までの長期推計パターン



※1: 社人研の推計に準拠し、「まち・ひと・しごと創生本部」が推計したもの

※2: 国勢調査の実績に基づいて推計した令和2年の人口を基準として、令和7年以降の人口を推計したもの(市が独自で推計)

土地利用の基本方針

■ 土地は、将来にわたって限られた公共資源であるとともに、市民生活や産業振興などの共通の基盤であり、土地利用のあり方は、本市が暮らしやすい持続可能なまちづくりを進めるために重要なものです。

私たちが暮らし続けるための将来像の実現に向け、計画的なまちづくりが進められるよう、土地利用の基本方針を定めます。

1. 土地利用の基本方針

■ これからのまちづくりにおける地域構造は、「豊かな自然環境と調和し、生涯にわたって暮らしやすさを実感できる持続可能なまち」といえます。この基本的な考え方を踏まえ、土地利用の基本方針を次のとおり定めます。

- 1 安全・安心な生活空間の確保
- 2 快適な市街地環境の形成
- 3 産業機能の集積
- 4 田園風景と魅力ある景観の保全
- 5 自然環境の保全と観光交流の推進
- 6 生活基盤となる交通ネットワークの充実

2. ゾーン別土地利用の考え方

■土地利用の基本方針を踏まえ、市全体で生活環境の充実、地域の活性化、自然環境との調和を実現するため、市内を5つのゾーンに区分し、各ゾーンの特性に合わせた適切な土地利用を進めます。

1

市街地ゾーン

■農地を除く都市計画区域を市街地ゾーンと位置付け、安定した宅地の供給や居住に適した道路と都市公園などを整備し、定住・移住を促進させるための快適で安全・安心な居住環境の形成を進めます。また、公共施設や商業機能などの都市機能の集約化を進め、人々が集まる魅力ある市街地環境づくりに努めます。

2

地域集落ゾーン

■各地域の集落区域を地域集落ゾーンと位置付け、居住環境の充実を図るとともに、周辺の田園産業ゾーンと連携した農村集落環境の整備充実を進め、地域全体の活性化と定住促進に努めます。

3

工業振興ゾーン

■福原工業団地とその周辺を工業振興ゾーンに位置付け、東北中央自動車道と国道13号、さらには国道347号が交差する拠点機能を活かしながら、産業機能の集積を進めます。

4

田園産業ゾーン

■市街地ゾーンや地域集落ゾーンの周辺に広がる、圃場や畑地などの農用地とその周辺の集落を田園産業ゾーンに位置付け、農用地の保全を基本に、地域集落ゾーンと連携した農業生産基盤の充実を図り、地域の活性化につながる土地利用に努めます。

5

自然環境保全・交流ゾーン

■豊かな自然環境が広がる森林や丘陵地、さらには徳良湖周辺、花笠高原、銀山温泉などを自然環境保全・交流ゾーンに位置付け、自然環境と景観の保全を基本に、地域の歴史や文化と融合した観光・交流機能の強化に努め、地域産業の振興や暮らしやすさの創造、さらには交流の促進などにつながる活用に努めます。

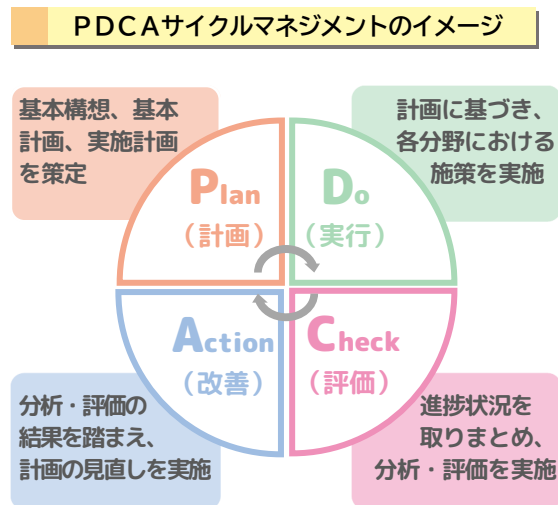
1. 計画の推進体制

■本計画の目指す成果を達成するため、庁内組織の横断的な連携を図り、全庁を挙げて施策を着実に推進します。

まちづくりを進めるにあたっては、市民、地域、企業、関係機関・団体の意見を聴取する機会を設け、市内外問わず本市にかかわる全ての人や団体との協働により、人口減少に歯止めをかけることを目指します。

2. 計画の進行管理

■本計画の進行管理は、P D C A サイクルマネジメント*の手法に基づき庁内において事業進捗調査を実施します。



3. 計画の中間見直しと次期計画の策定

■基本構想は、10年間の成果と社会経済情勢の変化、市民意向などを勘案し、構想期間終了年度である令和12年度（2030年度）に次期計画を策定します。

基本計画は、前期計画の5年間の成果及び分野毎の評価結果に加え、国における制度改正などを踏まえ、前期計画期間終了年度の令和7年度（2025年度）に後期基本計画を策定します。

なお、社会経済情勢などに大きな変化が生じ、本市のまちづくりに極めて大きな影響を及ぼすと判断した場合には、基本構想、基本計画ともに計画期間中においても変更・改定する場合があります。

* PDCAサイクルマネジメント: Plan (計画) → Do (実行) → Check (評価) → Action (改善) を繰り返し、業務を継続的に改善する管理手法。

4. SDGs（持続可能な開発目標）と各分野の関連性

■ SDGs（エス・ディー・ジーズ 持続可能な開発目標）は、平成 27 年の国連サミットで採択された世界共通の目標で「誰ひとり取り残さない」社会を実現するため、先進国と途上国が一丸となって達成すべき目標とされています。

世界各国の政府が主体となって取り組む国際的な目標ではありますが、現代社会においては、グローバルとローカルは密接に関連しています。未来に向けて持続可能な世界を築いていくためには、国や地方自治体だけでなく、関係団体や企業、そして私たち一人ひとりも主体的に取り組んでいかなければなりません。

本市が目指す「誰もが幸せを実感でき、将来にわたって持続的に発展できる尾花沢」の創造はSDGsの理念と軌を一にします。そうした認識に立ち、本計画に掲げる各分野の施策推進を通じてSDGsの実現に貢献していきます。

前期基本計画

第1章

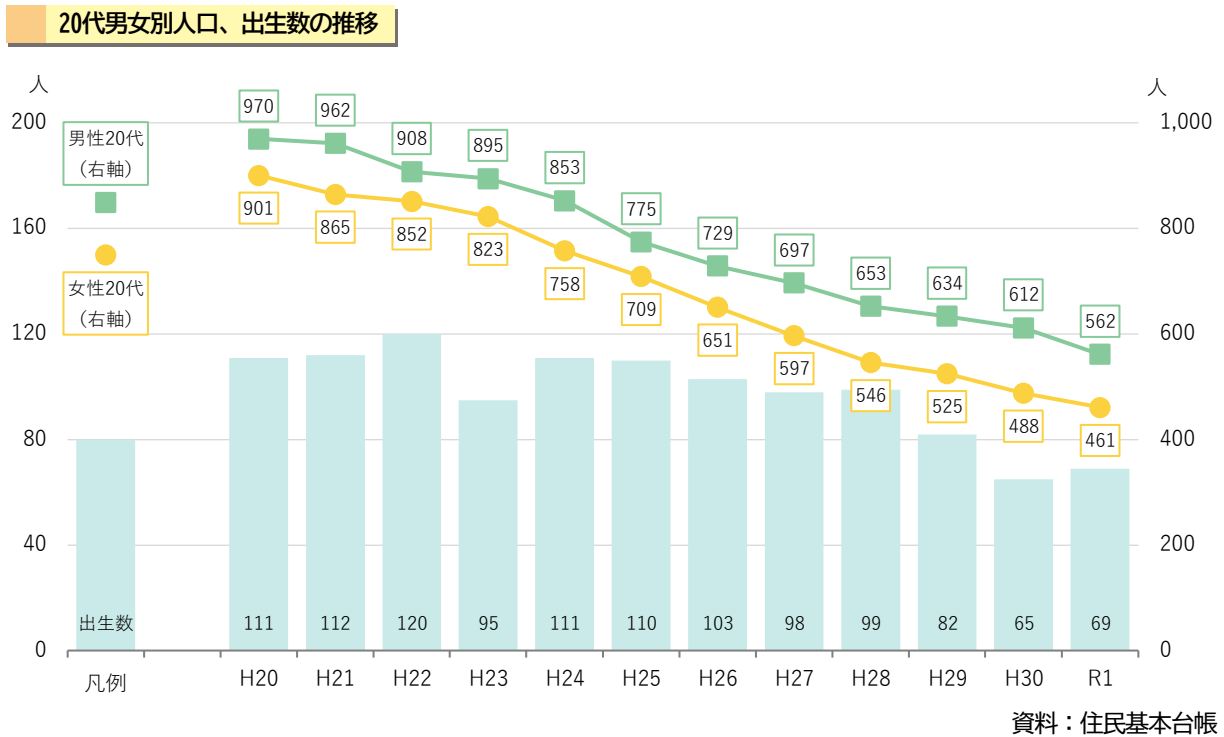
重点プロジェクト (第2期尾花沢市総合戦略)

1. 重点プロジェクト（第2期尾花沢市総合戦略）の主旨

■本市の将来像実現に向けて、分野を横断した4つの重点プロジェクトを掲げ、政府の総合戦略と連動させながら、最大限の成果を上げることを目指します。

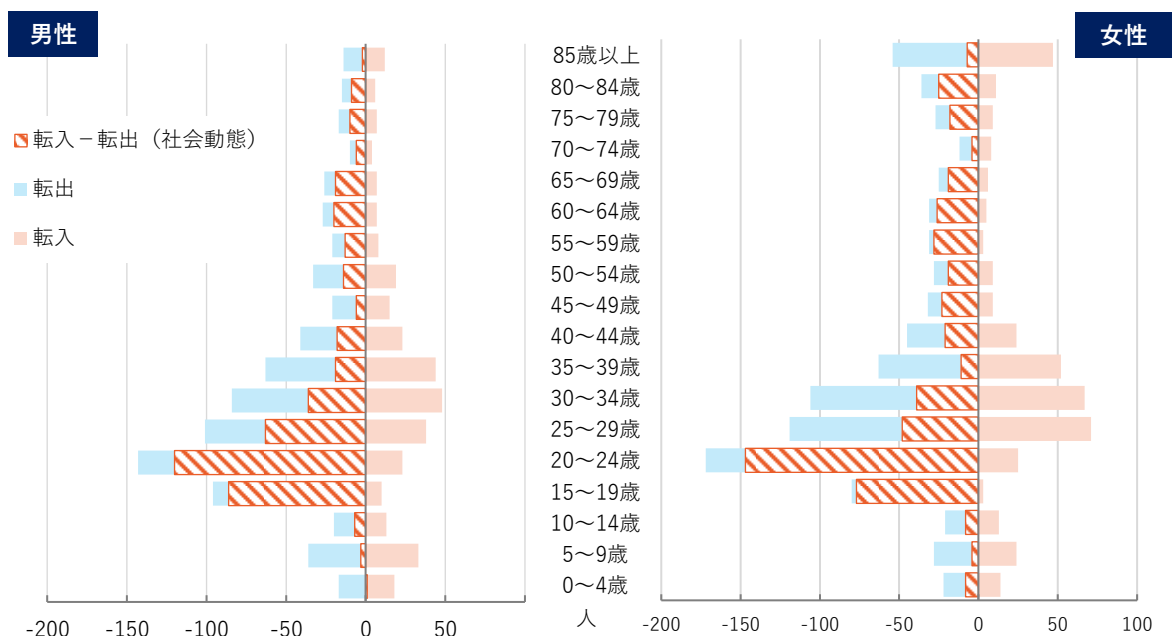
重点プロジェクト（第2期尾花沢市総合戦略）のねらい

■近年の20代男女別人口の推移を見ると、男女ともに減少傾向にあります。特に女性の減少は下げ止まらない状況で、これと比例するように、ここ数年の出生数も急激に減少していることが分かります。



社会動態を見ると、進学や就職のタイミングである10代後半～20代の転出超過（社会減）が顕著であることが分かります。この世代の転出超過が少子化、生産年齢人口の減少、ひいては総人口の減少につながっていると考えられます。

年齢別・男女別の社会動態

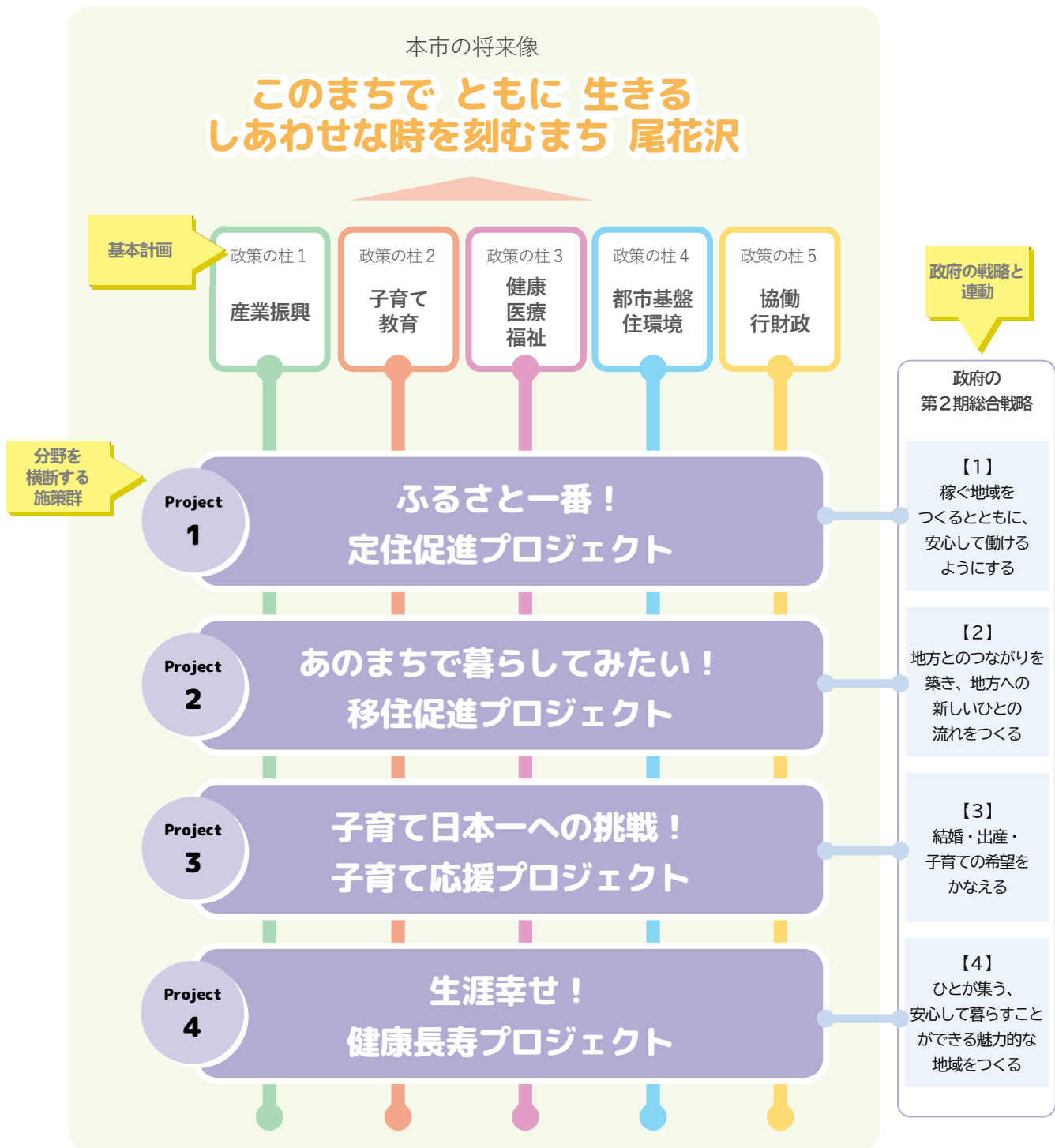


資料：平成27年国勢調査

重点プロジェクトでは、若い世代の地元定着とふるさと回帰を最優先に位置付け、社会潮流を踏まえながら、若い世代が希望するライフデザインの実現を支援し、ライフステージごとに変化する市民ニーズに寄り添ったまちづくりに全力で取り組みます。

テーマ	プロジェクト名	プロジェクトの目的
転出抑制と転入増加の両面展開により、社会動態をマイナスから均衡へ	1 定住促進プロジェクト	若い世代の地元定着とふるさと回帰
	2 移住促進プロジェクト	移住の地として選ばれるまちづくり
若い世代の希望を叶える環境づくりにより、出生数の増加へ	3 子育て応援プロジェクト	出会いから結婚、子育てを応援するまちづくり
誰もが安心して暮らし続けられる、人生100年を元氣暮らすまちへ	4 健康長寿プロジェクト	年を重ねても暮らしやすさを実感できるまちづくり

2. 重点プロジェクト（第2期尾花沢市総合戦略）の全体像



総合戦略の視点

人口減少のスピードを緩やかにし、豊かな暮らしを創造する

まちづくりを取り巻く社会潮流

人口、世帯の構造変化 / 時代の変化に適應する社会の再構築 / 技術革新（イノベーション）、グローバル化などによる社会の変革 / 地域コミュニティ、地方自治の転換期

市全体の課題

産業の活性化 / 若い世代の増加 / 生涯にわたる暮らしやすさ / 災害に強いまちづくり / 市民協働 / 社会潮流を積極的に取り入れる

「重点プロジェクト」の記載項目の読み方

プロジェクトのねらい

プロジェクト推進の方針と関連するキーワードについて示しています。

プロジェクトの成果（数値目標）

プロジェクトの推進によってどのような状態を目指すのか、具体的な達成度合いを示す指標です。

Project 1 **ふるさと一番！** **定住促進プロジェクト**

■企業の雇用拡大、教育と産業の密接な連携に加えて、暮らしやすさの創造を推進し、若者の地元定着とふるさと回帰につながる取組みを進めます。

プロジェクトのねらい

地元就労の促進、ふるさと愛の醸成と若者の活躍、暮らしやすさの創造を軸に、若者の地元定着と回帰を図る

若者と地元企業のマッチング / 地元雇用の支援 / 教育との連携 / 若者の活躍 / 暮らしやすさの創造

プロジェクトの成果（数値目標）

指標	基準	目標
生産年齢人口割合	49.81% 令和2年10月1日現在	維持 令和7年10月1日現在

プロジェクトを構成する施策

①
地元就労の促進、
雇用拡大

②
ふるさと愛の
醸成と
若者の活躍

③
暮らしやすさ
の創造

国の第2期総合戦略 基本目標

- 1 稼ぐ力をつくることも、安心して暮らせるようにする
- 2 地方とのつながりを築き、地方への思いやいのちのぬれをつくる
- 3 結婚・出産・子育ての希望をかなえる
- 4 ひとが豊か、安心して暮らすことのできる魅力的な地域をつくる

1 地元就労の促進、雇用拡大

おもな個別施策

- 次代を担う農業経営体の生産性・品質の向上支援 5-3-1-2
- 企業PRによる知名度の向上 5-3-1-1 5-2-2-1
- 小学生から大学生までのキャリア教育の推進 5-3-1-2 5-2-2-2
- 雇用に関する相談支援の充実 5-3-1-3 4-3-1-5
- 若者の地元就職促進 5-3-1-5
- 企業の新規雇用の促進 5-3-1-4
- 奨学金返還支援の充実 5-2-2-4

KPI

項目	基準	目標
大学生などのインターンシップ受入人数	0人 (令和元年)	3人/年 (令和7年)

分野：しごと

2 ふるさと愛の醸成と若者の活躍

おもな個別施策

- 世代を超えた学びの充実 6-3-1-1
- 若者による地域活動の活性化とふるさと愛の醸成 5-2-2-3 4-2-3-5
- 地域と連携する教育活動の推進 5-2-2-2
- 青少年のボランティア活動の活性化 5-3-1-1
- 女性のキャリア形成への支援 4-1-1-3

KPI

項目	基準	目標
地元企業との交流	0回 (令和元年)	各学校1回/年 (令和7年)

分野：ひと

3 暮らしやすさの創造

おもな個別施策

- 優良地の魅力創出 2-2-3-1
- 商店街の利便性向上に向けた地域独自サービスの展開 2-1-2-1
- 地域の表層に合った新たな公共交通体系の構築 7-1-2-1 5-2-3-1
- 家庭、企業における再生可能エネルギーの利用拡大 12-1-2-1
- 賑わいのあるコンパクトな市街地整備の推進 5-3-1-1
- 住まいなどの定住環境の整備 4-1-1-4 10-1-1-1
- 雪に強い住まいづくりの普及 10-1-2-4
- 流雪溝及び防雪柵の着実な整備 10-2-1-5

KPI

項目	基準	目標
公共交通空白地帯	4地区 (令和2年)	0地区 (令和7年)
流雪溝整備率	74% (令和元年)	80% (令和7年)

分野：くらし

プロジェクトを構成する施策

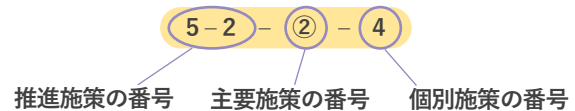
プロジェクトを構成する施策を示しています。これらの施策の好循環により、プロジェクトの成果（数値目標）の達成を目指します。

国の第2期総合戦略基本目標

プロジェクトに対応する、政府の「第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略」の基本目標を示しています。

主な施策とKPI*

プロジェクトを構成する3つの施策ごとに、推進していくおもな個別施策とKPIを示しています。おもな個別施策の番号は第2章【推進施策】に位置付けられた各施策との対応を示しています。



* 重要業績評価指標（KPI（Key Performance Indicator））：施策・事業を的確に評価するための客観的な評価基準。

Project
1

ふるさと一番!

■企業の雇用拡大、教育と産業の密接な連携に加えて、暮らしやすさの創造を推進し、若者の地元定着とふるさと回帰につながる取組みを進めます。

プロジェクトのねらい

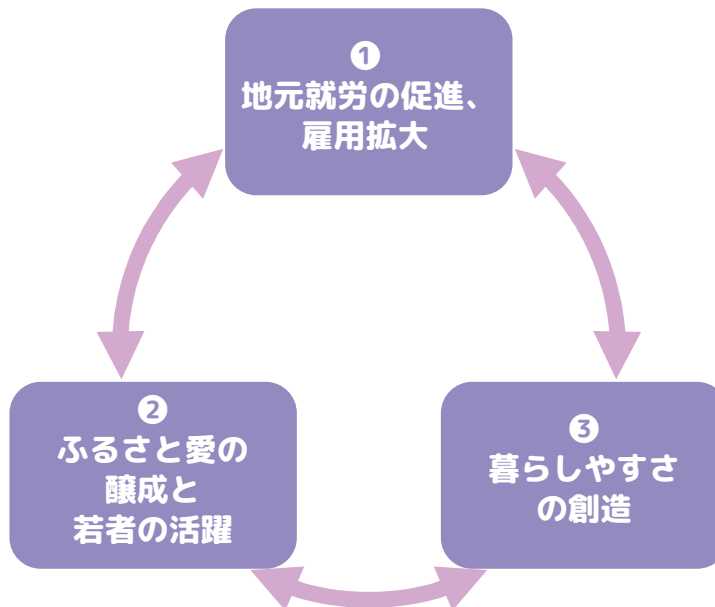
地元就労の促進、ふるさと愛の醸成と若者の活躍、
暮らしやすさの創造を軸に、若者の地元定着と回帰を図る

若者と地元企業のマッチング / 地元雇用の支援 / 教育との連携 / 若者の活躍 / 暮らしやすさの創造

プロジェクトの成果（数値目標）



プロジェクトを構成する施策



国の第2期総合戦略
基本目標

- 1 稼ぐ地域をつくとともに、安心して働けるようにする
- 2 地方とのつながりを築き、地方への新しいひとの流れをつくる
- 3 結婚・出産・子育ての希望をかなえる
- 4 ひとが集う、安心して暮らすことができる魅力的な地域をつくる

定住促進プロジェクト

① 地元就労の促進、雇用拡大

分野：しごと

おもな個別施策

- ・次代を担う農業経営体の生産性・品質の向上支援 1-1-①-2
- ・企業PRによる知名度の向上 3-1-①-1 5-2-②-1
- ・小学生から大学生までのキャリア教育の推進 3-1-①-2 5-2-②-2
- ・雇用に関する相談支援の充実 3-1-①-3 4-1-①-5
- ・若者の地元就職促進 3-1-①-5
- ・企業の新規雇用の促進 3-1-①-4
- ・奨学金返還支援の充実 5-2-②-4

KPI

項目	基準	目標
大学生などのインターンシップ受入人数	0人 (令和元年)	3人/年 (令和7年)

② ふるさと愛の醸成と若者の活躍

分野：ひと

おもな個別施策

- ・世代を超えた学びの充実 6-1-①-1
- ・若者による地域活動の活性化とふるさと愛の醸成 5-2-②-3 14-2-①-5
- ・地域と連携する教育活動の推進 5-1-②-2
- ・青少年のボランティア活動の活性化 5-2-①-1
- ・女性のキャリア形成への支援 14-1-①-3

KPI

項目	基準	目標
地元企業との交流	0回 (令和元年)	各学校1回/年 (令和7年)

③ 暮らしやすさの創造

分野：くらし

おもな個別施策

- ・徳良湖の魅力創出 2-2-①-1
- ・商店街の利便性向上に向けた地域独自サービスの展開 2-1-④-3
- ・地域の実情に合った新たな公共交通体系の構築 7-1-④-2 9-2-④-1
- ・家庭、企業における再生可能エネルギーの利用拡大 12-1-①-2
- ・賑わいのあるコンパクトな市街地整備の推進 9-1-①-1
- ・住まいなどの定住環境の整備 4-1-①-4 10-1-①-1
- ・雪に強い住まいづくりの普及 10-1-①-4
- ・流雪溝及び防雪柵の着実な整備 10-2-①-5

KPI

項目	基準	目標
公共交通空白地帯	4地区(令和2年)	0地区(令和7年)
流雪溝整備率	74%(令和元年)	80%(令和7年)

Project
2

あのまちで暮らしてみたい!

■多様な働き方を実現する環境づくりと暮らしの拠点として選ばれる魅力の創出に取り組み、尾花沢ファンから移住実現につながるための総合的な支援を展開します。

プロジェクトのねらい

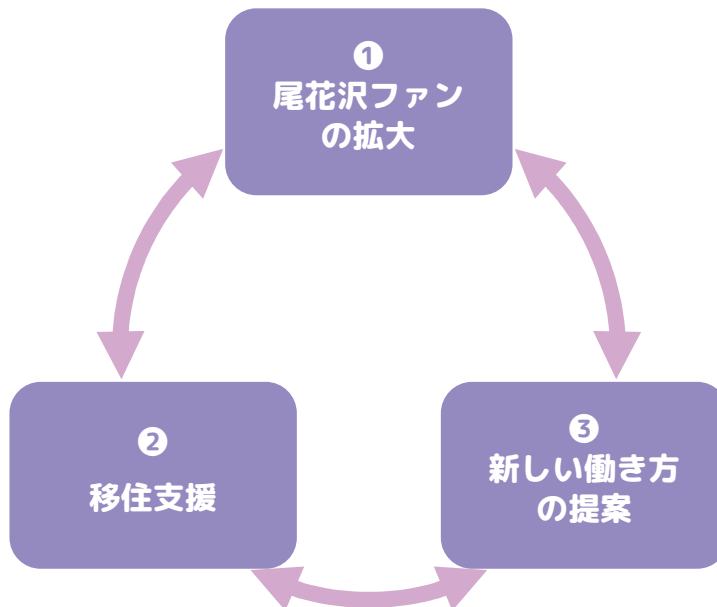
関係人口の増加と移住支援、時代が求める新しい働き方の環境整備を軸に、U I Jターン（転入促進）を総合的に応援する

尾花沢ファンの獲得 / ニーズに応じた移住支援 / 自分らしく働くことができる環境の形成

プロジェクトの成果（数値目標）



プロジェクトを構成する施策



国の第2期総合戦略
基本目標

- 1 稼ぐ地域をつくるとともに、安心して働けるようにする
- 2 **地方とのつながりを築き、地方への新しいひとの流れをつくる**
- 3 結婚・出産・子育ての希望をかなえる
- 4 ひとが集う、安心して暮らすことができる魅力的な地域をつくる

移住促進プロジェクト

① 尾花沢ファンの拡大

分野：つながり

おもな個別施策

- ・全国の「尾花沢ファン」の拡大 13-1-②-2
- ・移住に向けた体験機会の提供 13-2-①-2
- ・本市への関心を高める効果的なPRの実施 13-1-②-4
- ・文化・スポーツ合宿の誘致 6-2-②-3
- ・雪国にしかない楽しみを体験するイベントの充実 10-2-②-2

KPI

項目	基準	目標
体験ツアーの参加者数	45人 (令和元年)	95人/年 (令和7年)
文化・スポーツ合宿の件数	1件/年 (令和2年)	6件/年 (令和7年)

② 移住支援

分野：つながり

おもな個別施策

- ・空き家バンクを通じた住宅の供給 10-1-②-2
- ・移住・定住を応援する体制の充実 13-2-①-1
- ・UIJターンへの支援 13-2-①-3
- ・地域おこし協力隊の定住促進 13-2-①-4

KPI

項目	基準	目標
空き家バンク登録件数	15件/年 (令和2年)	20件/年 (令和7年)

③ 新しい働き方の提案

分野：しごと

おもな個別施策

- ・スマート農業技術の普及 1-1-③-1
- ・農業を核とした新たなビジネスの構築 1-1-③-4
- ・起業・創業から事業継続までの一貫的な支援の実施 2-1-③-1
- ・徳良湖オートキャンプ場などを活用したワーケーションの実施 2-2-①-2
- ・都市とつながる田舎づくりの推進 13-1-②-5

KPI

項目	基準	目標
北村山GPS研究会加入農家数	1件 (令和元年)	10件 (令和7年)

Project
3

子育てで日本一への挑戦!

■ 出会いや結婚の支援と安心して子どもを産み育てる環境の整備、さらには新しい時代を牽引できる力を育む教育を展開し、地域全体で子育てを応援します。

プロジェクトのねらい

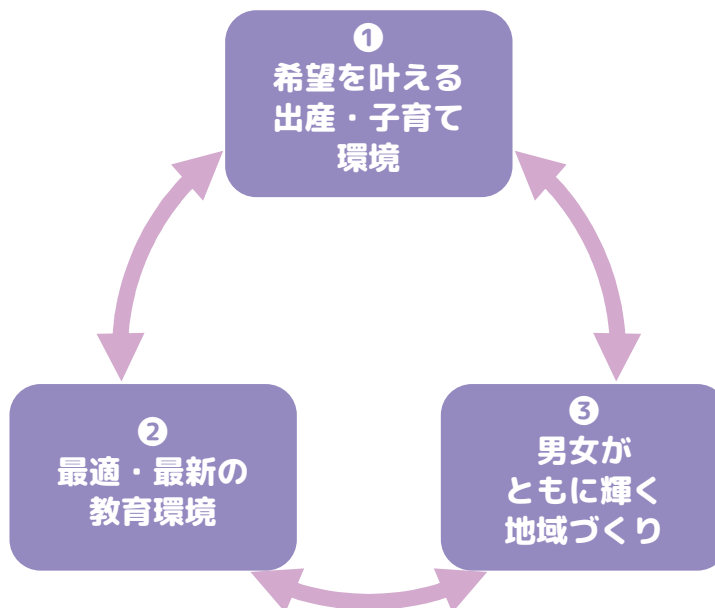
出会いから子育てまでの手厚い支援、男女がともに輝く
地域づくりを軸に、子どもを産み育てる最良の環境を提供する

希望を叶える出会い・出産・子育て / 子育てに対する不安の軽減 /
最適・最新の教育環境 / 男女が互いに尊重し支え合う意識の醸成

プロジェクトの成果（数値目標）



プロジェクトを構成する施策



国の第2期総合戦略
基本目標

- 1 稼ぐ地域をつくるとともに、安心して働けるようにする
- 2 地方とのつながりを築き、地方への新しいひとの流れをつくる
- 3 **結婚・出産・子育ての希望をかなえる**
- 4 ひとが集う、安心して暮らすことができる魅力的な地域をつくる

子育て応援プロジェクト

① 希望を叶える 出産・子育て 環境

分野：ひと

おもな個別施策

- ・婚活支援体制の強化 4-1-①-2
- ・新婚世帯の定住促進 4-1-①-3
- ・市有地を活用した安価な宅地の供給 10-1-②-1
- ・妊娠期から子育て期まで切れ目のない支援の充実 4-2-①-1
- ・安心して妊娠・出産ができる環境づくり 4-2-①-2
- ・子育て支援拠点の機能強化 4-2-②-1
- ・質の高い多様な保育サービスの提供 4-2-②-3
- ・最新医療体制の構築 7-2-①-2
- ・子育て世帯の医療費の負担軽減 4-2-①-4

KPI

項目	基準	目標
LaLa ネット会員行動日数	375 日/年 (令和元年)	400 日/年 (令和 7 年)
地域子育て等拠点施設利用者数	20,734 人 (令和元年)	22,000 人 (令和 7 年)

② 最適・最新の 教育環境

分野：ひと

おもな個別施策

- ・学校施設の適正規模と適正配置の検討 5-1-③-1 9-1-②-2
- ・確かな学力の育成 5-1-①-1
- ・ICT 教育環境の充実 5-1-①-6
- ・国際社会で求められる活用力探究力の育成 5-1-①-5
- ・環境教育の充実 12-1-②-1
- ・地域の子どもは地域で育てる活動の活性化 5-2-①-4

KPI

項目	基準	目標
英語検定合格率	57% (令和元年)	80% (令和 7 年)

③ 男女が ともに輝く 地域づくり

分野：つながり

おもな個別施策

- ・ワーク・ライフ・バランス実践企業への支援 3-2-①-3 4-2-③-1
- ・男女共同参画社会についての正しい理解と人権尊重の意識づくり 14-1-②-1
- ・意思決定の場における男女共同参画の推進 14-1-①-2

KPI

項目	基準	目標
事業主行動計画策定企業数	9 社 (令和 2 年)	15 社 (令和 7 年)
審議会などの女性委員の割合	8.9% (令和元年)	20% (令和 7 年)

Project
4

生涯幸せ!

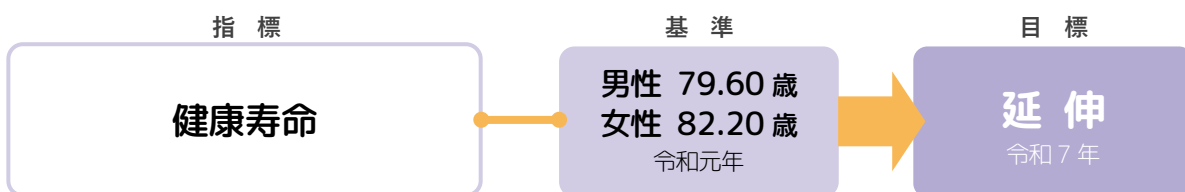
■ つながり、健康増進、生きがいづくり、市民の生命を守る取組みの連動を図り、地域で支え合う暮らしを通じて人生を全うする健康長寿のまちづくりを進めます。

プロジェクトのねらい

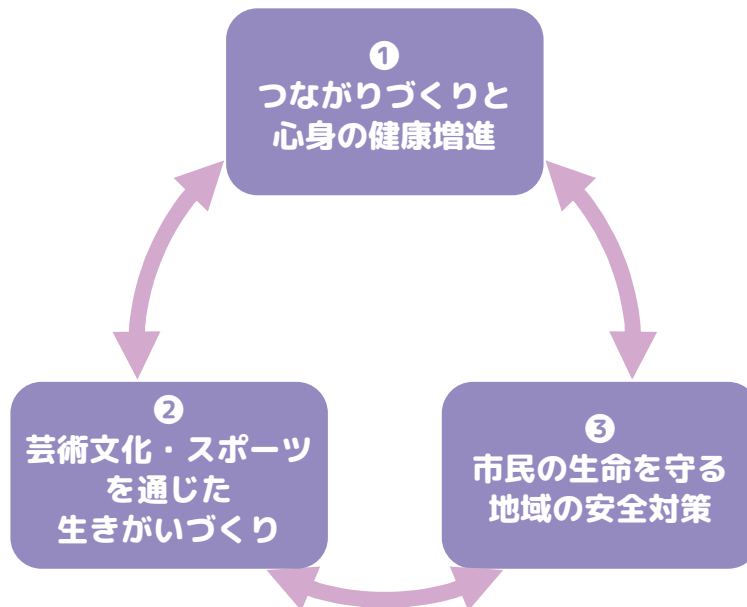
つながりの中で心身の健康を保ち、 安全で暮らしやすい長寿社会を形成する

人と人のつながり / 心身の健康づくり / 人生 100 年時代の生きがいづくり / 地域安全対策

プロジェクトの成果（数値目標）



プロジェクトを構成する施策



国の第 2 期総合戦略
基本目標

- 1 稼ぐ地域をつくるとともに、安心して働けるようにする
- 2 地方とのつながりを築き、地方への新しいひとの流れをつくる
- 3 結婚・出産・子育ての希望をかなえる
- 4 **ひとが集う、安心して暮らすことができる魅力的な地域をつくる**

健康長寿プロジェクト

① つながり づくりと 心身の 健康増進

分野：つながり

おもな個別施策

- ・市民が地域コミュニティに関心を持つ機会の提供 14-2-①-4
- ・小さな拠点づくり 14-2-①-1
- ・市民主体の健康づくり活動の定着 7-1-①-1
- ・一人ひとりの状況に応じた保健指導の実施 7-1-②-2
- ・高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施 7-1-⑤-1
- ・高齢者の移動手段の確保 7-1-④-1 8-2-①-5
- ・福祉ネットワーク（福祉隣組）の充実 8-1-①-1
- ・市民同士が気軽に集う身近な居場所づくり 8-2-②-3

KPI

項目	基準	目標
地域づくりに関する視察研修などの開催回数	3回/年 (令和元年)	6回/年 (令和7年)
各地区の「ふれあいいきいきサロン」開催数	1回/年 (令和元年)	3回/年 (令和7年)

② 芸術文化・スポーツを通じた 生きがいづくり

分野：ひと

おもな個別施策

- ・芸術・文化に触れる機会の充実 6-2-①-1
- ・生涯学習の自主グループ活動の活性化 6-1-①-2
- ・市民スポーツ活動の活発化 6-2-②-2
- ・地域の自主的な活動の活性化 6-3-①-2

KPI

項目	基準	目標
芸術文化活動の発表・鑑賞機会の提供	2回/年 (令和元年)	3回/年 (令和7年)

③ 市民の生命を守る地域の 安全対策

分野：くらし

おもな個別施策

- ・きめ細かな除雪作業の実施 10-2-①-1
- ・除排雪作業における共助化の促進 10-2-①-7
- ・災害時の迅速な情報伝達環境整備 11-1-①-1
- ・地区における災害時要援護者支援体制の強化 8-2-①-2 11-1-②-1
- ・自主防災組織の育成強化 11-1-②-3
- ・交通事故危険箇所の解消 11-2-①-3

KPI

項目	基準	目標
防災行政無線戸別受信機貸与数	80台 (令和2年)	200台 (令和7年)
防災出前講座の開催	1回/年 (令和2年)	5回/年 (令和7年)

第2章

推進施策

「推進施策」の記載項目の読み方

5年間の施策方針

前期計画期間（令和3～7年度の5年間）に推進する施策の要旨を記載します。

5年間の施策内容

計画期間の主要施策であり、施策方針及び成果（達成度）に向けて優先的に推進する取組みを示しています。

重点プロジェクトとの連動施策

「★」は、重点プロジェクト（第2期尾花沢市総合戦略）に位置付けられている個別施策です。

○：プロジェクト番号 ●：構成する施策



分野01
農業・畜産業・林業の振興

5年間の施策方針

- ◆ 楽しくやりがいのある農業を実現するための足掛かりを作ります。
- ◆ 農産物・製品を通じて本市の認知度を上げ、次代を担う後継者を育成します。

- 次代を担う農業経営体への支援や新規就農促進に向けた取組みを拡充し、若手農業者など担い手も育成します。
- 農業法人化を促進し、集積・集約化した農地でスマート農業技術の本格導入を図ります。
- 新規作物の導入、周年農業の定着、農業を核とした新たなビジネスを展開し、農業経営の安定化と収益増加に取り組みます。
- 「尾花沢牛（雪降りや和牛尾花沢）」のブランド力を高める一貫生産体制を目指し、地理的表示（GI）保護制度の取得を契機に国内外に販路を拡大します。
- 所有者などと協力して森林経営サイクルの構築を進めるとともに、地域ぐるみでの有害鳥獣被害防止対策に取り組みます。

5年間の成果（数値目標）

指標	基準 ▶ 目標値
1 農業生産額	95億円（令和元年） ▶ 100億円（令和7年）
2 認定農業法人数	22法人（令和元年） ▶ 25法人（令和7年）

私たち（市民）ができること

地域の特産物をアピールし、地元の産品を購入しよう!!

SDGsとの関連性



5年間の施策内容

1-1 農業・畜産業

主要施策1 若手農業者の応援、新規就農者の育成

1 認定農業者や農業組織の育成	研修研修会の実施、農業経営の法人化支援を強化する。
2 次代を担う農業経営体の生産性・品質の向上支援 ★①-② ●	小規模かつ意欲ある農業経営体を対象に、すいかなどの産地振興に資する取組みへの市独自支援の拡充を図る。
3 新規就農者の栽培技術習得の支援	農協のすいか生産部会や若手生産団体「尾家田の会」からの農業研修生を受け入れる農業登録の増加を図る。
4 新規就農促進に向けた取組みの拡充	幅広い世代をターゲットに新たな就農促進用ホームページを作成し、情報発信に努める。 県や教育機関と連携し、遠征から収穫まで体験することを通じて農業の楽しさや儲かる農業の情報発信に努める。
5 農繁期の人手不足の解消	すいか生産者を対象にシニア人材センターを活用した雇用派遣制度の利用促進を図る。

主要施策2 集落営農、農事組合法人化の推進

1 担い手への農地集積の促進と集落営農組織の法人化	人・農地プラン全35地区を対象に、将来的な地区内農業のあり方について話し合う場を拡充し、実働化を推進するとともに、集落営農組織の法人化へ向けた取組みを支援する。
2 農地や環境を保全する地域活動組織の育成	多面的機能支払交付金を活用し、地域の共同による農業用施設の維持管理と活動組織の指導体制を強化する。
3 農村集落の維持、遊休農地・耕作放棄地の拡大防止	多面的機能支払交付金の協定面積に応じて国、県、市で財政支援を行うとともに、農地（パトロール）を強化する。
4 農業生産基盤の充実	未整備農地の機能向上と農業用施設の適正な維持管理に努めるとともに、施設の長寿化を図る。
5 有害鳥獣被害防止対策の推進	簡易電気柵の設置面積の拡大と適正管理の指導強化に取り組みとともに、被害防止に関する研修会を開催しながら、人材育成の観点を含めた地域ぐるみでの活動を支援する。

SDGsとの関連性

各分野の取組みとSDGs（エス・ディー・ジーズ 持続可能な開発目標）の目標との関連性を示しています。

5年間の成果（数値目標）

当該分野でどのような状態を目指すのか、具体的な達成度合いを示す指標です。PDCAサイクルでは、統計データや市民意向調査などを用いた「成果（達成度）」に基づき5年間の評価・検証を行い、後期計画の方針や施策の継続・再編に活用します。

私たち（市民）ができること

『尾花沢市の未来を考える市民ワークショップ』から提案された中から、代表的な内容を分野毎に記載します。

1

産業振興

～ キラリと光る産業のまち ～

分野 01

農業・畜産業・ 林業の振興

1-1 農業・畜産業

1-2 林業

直面する課題

- 農業は、高齢化による後継者不足が課題であり、新規就農者育成、農業のスマート化など、持続可能な農業経営への取組みが必要です。
- 中山間集落の担い手不足、耕作放棄（未作付）地の増加も課題であり、集落営農や周年農業など、中山間地に適した生産体制が必要です。
- 畜産業は、黒毛和牛などの競争力向上と販売体制が課題であり、生産基盤と販売網の強化が必要です。
- 林業は、従事者の減少、里山の荒廃、防災機能の低下などが課題であり、森林の多面的機能を持続する森林経営サイクルの再構築が必要です。
- 有害鳥獣被害の増加が深刻な課題であり、地域の実情に応じて効果的な被害防止対策が必要です。

分野 02

商工業・観光業の 振興

2-1 商工業

2-2 観光業

直面する課題

- 工業は、拠点機能を活かした企業誘致や中小企業同士の連携強化など、地域経済を牽引する一層の取組みが必要です。
- 商業は、人口減少に伴う人材と消費者の減少が課題であり、消費喚起と事業承継の環境づくりが必要です。
- 観光業は、銀山温泉の観光客を市内に誘導する周遊するルートの確立と海外旅行客の受け入れ体制の充実が急務であり、訪日観光（インバウンド）対策や国内外への情報発信など、観光資源を活かした何度も訪れたい魅力づくりが必要です。

分野 03

働き手の確保、 雇用環境の充実

3-1 働き手の確保

3-2 雇用環境の充実

直面する課題

- 働き手の確保は全産業に共通する重要な課題であり、地元就労やU・I・Jターンの増加に向けて、より一層の取組みが必要です。
- 雇用環境は、誰もが働きやすい職場づくりが課題であり、全市を挙げてディーセント・ワーク（働きがいのある人間らしい仕事）の普及を図ることが必要です。



分野 01

農業・畜産業・ 林業の振興

SDGsとの関連性



5年間の施策方針

- ◆ 楽しくやりがいのある農業を実現するための足掛かりを作ります。
- ◆ 農産物・製品を通じて本市の認知度を上げ、次代を担う後継者を育成します。

- 次代を担う農業経営体への支援や新規就農促進に向けた取組みを拡充し、若手農業者など担い手を育成します。
- 農業法人化を促進し、集積・集約化した農地でスマート農業技術の本格導入を図ります。
- 新規作物の導入、周年農業の定着、農業を核とした新たなビジネスを展開し、農業経営の安定化と収益増加に取り組みます。
- 「尾花沢牛（雪降り和牛尾花沢）」のブランド力を高める一貫生産体制を目指し、地理的表示（GI）保護制度の取得を契機に国内外に販路を拡大します。
- 所有者などと協力して森林経営サイクルの構築を進めるとともに、地域ぐるみでの有害鳥獣被害防止対策に取り組みます。

5年間の成果（数値目標）

指標	基準	目標値
1 農業生産額	95 億円 (令和元年)	100 億円 (令和7年)
2 認定農業法人数	22 法人 (令和元年)	25 法人 (令和7年)

私たち（市民）ができること



**地域の特産物を
アピールし、地元の
産品を購入しよう!!**

5年間の施策内容

1-1 農業・畜産業

主要施策① 若手農業者の応援、新規就農者の育成

1	認定農業者や営農組織の育成	各種研修会の実施、農業経営の法人化支援を強化する。
2	次代を担う農業経営体の生産性・品質の向上支援 ★①-①	小規模かつ意欲ある農業経営体を対象に、すいかなどの産地振興に資する取組みへの市独自支援の拡充を図る。
3	新規就農者の栽培技術習得の支援	農協のすいか生産部会や若手生産団体“尾楽田の会”からの農業研修生を受け入れる農家登録の増加を図る。
4	新規就農促進に向けた取組みの拡充	幅広い世代をターゲットに新たな就農促進用ホームページを作成し、情報発信に努める。 県や教育機関と連携し、播種から収穫まで体験することを通じて農業の楽しさや儲かる農業の情報発信に努める。
5	農繁期の人手不足の解消	すいか生産者を対象にシルバー人材センターを活用した雇用派遣制度の利用促進を図る。

主要施策② 集落営農、農事組合法人化の推進

1	担い手への農地集積の促進と集落営農組織の法人化	人・農地プラン全35地区を対象に、将来的な地区内農業のあり方について話し合う場を拡充し、実質化を推進するとともに、集落営農組織の法人化へ向けた取組みを支援する。
2	農地や環境を保全する地域活動組織の育成	多面的機能支払交付金を活用し、地域の共同による農業用施設の維持管理と活動組織の指導體制を強化する。
3	農村集落の維持、遊休農地・耕作放棄地の拡大防止	多面的機能支払交付金の協定面積に応じて国、県、市で財政支援を行うとともに、農地パトロールを強化する。
4	農業生産基盤の充実	未整備農地の機能向上と農業用施設の適正な維持管理に努めるとともに、施設の長寿命化を図る。
5	有害鳥獣被害防止対策の推進	簡易電気柵の設置面積の拡大と適正管理の指導強化に取り組むとともに、被害防止に関する研修会を開催しながら、人材育成の視点を含めた地域ぐるみの活動を支援する。

主要施策③ 農業のスマート化と農業を核とした新たなビジネスの構築

1	スマート農業技術の普及 ★②-③	マンパワー不足を解消し省力化や生産効率の向上につながるドローンやアシストスーツ、さらには無人トラクターなど、地域に合ったデジタル技術の活用と普及を推進する。
2	循環型農業の推進	尾花沢市エコ農業推進協議会を主体に、水田及び主要作物の畑における堆肥等有機性資源の利活用と環境保全型農業の普及を推進する。
3	廃プラスチックの適正処理	尾花沢市廃プラスチック適正処理推進協議会を主体に、廃プラスチックの適正処理の徹底指導や普及啓発に努める。
4	農業を核とした新たなビジネスの構築 ★②-③	農家と企業の連携による6次産業化、観光分野や福祉分野との連携などを推進する。

主要施策④ 新規作物の導入と周年農業の推進

1	新規作物の導入と周年農業の推進	高収益作物や冬期作付けに適した作物の情報収集に努めるとともに、周年農業に取り組んでいる農家との意見交換を拡充しながら、中山間地域に最適な作物の研究に取り組む。
---	-----------------	---

主要施策⑤ 黒毛和牛をはじめとした農産物のブランド化と販路の強化

1	農産物のブランド化の推進	「尾花沢米（雪きらり）」、「尾花沢すいか」、「尾花沢牛（雪降り和牛尾花沢）」、「尾花沢そば」について、市場調査を踏まえ顧客ニーズに合った生産・品質の向上・加工・販売支援を強化する。
2	国内販路の拡大	「尾花沢牛（雪降り和牛尾花沢）」、「尾花沢すいか」、「尾花沢そば」の地理的表示（GI）保護制度の取得を進め、国内市場での優位性を確保する。
3	黒毛和牛の一貫生産体制の確立	肥育素牛の安定確保などによる畜産農家・事業者の生産基盤強化のため、繁殖から肥育まで一貫経営への移行を支援する。
4	「尾花沢牛（雪降り和牛尾花沢）」の輸出拡大	「尾花沢牛（雪降り和牛尾花沢）」の地理的表示（GI）保護制度の強みを活かし、中国や東南アジアなどを中心にPR作戦を展開する。

1-2 林業

主要施策① 森林経営サイクルの構築、公益的機能の保全と活用

1	水源かん養機能及び 災害防止機能を重視する 保全林の整備	中長期の実施計画を策定し、意向調査から造林事業までのサイクルを確立する。
2	水源として重要な森林の 保全	水環境保全の重要性や役割などを広く周知するとともに、水環境保全条例の理念に基づき森林を保全する。
3	木材等生産機能を重視 する資源の循環利用林の 整備	木材利用と造林事業の活性化を図るため、森林環境譲与税などを活用して林産業の構造改革の推進、路網整備、伐採、間伐、植樹などを計画的に実施する。
4	市民、企業、行政の パートナーシップによる 森づくり活動の推進	やまがた絆の森協定（公有林を利用した企業などによる森づくり）を締結している長根山の「おーばん琴の森」などを活用し、森林学習機会の充実を図る。
5	環境教育、レクリエーシ ョン、憩いの場としての 活用推進	「ブナ共生の森」などを活用し、森林学習や体験事業、さらにはレクリエーションなどの充実を図る。
6	地域林業の担い手となる 森林組合の体制強化	森林組合における森林プランナーの資格取得、林業従事者・後継者の育成などを支援する。
7	合理的な作業体制の 確立と地産地消の普及	林産業者の所得向上につなげるため、森林組合と連携して民有人工林の整備と地域産材利用拡大を図る。
8	ナラ枯れ・松枯れなどの 被害防止	森林環境譲与税とやまがた緑環境税などを活用し、ナラや松の枯損木伐倒処理、病害虫防除を推進する。

主要施策② 地域に適した有害鳥獣被害防止

1	有害鳥獣被害防止対策の 推進 再掲載	簡易電気柵の設置面積の拡大と適正管理の指導強化に取り組むとともに、被害防止に関する研修会を開催しながら、人材育成の視点を含めた地域ぐるみの活動を支援する。
---	------------------------------	---



分野 02

商工業・観光業の 振興

SDGsとの関連性

1 貧困をなくそう	2 飢餓をゼロに	3 すべての人に健康と福祉を	4 質の高い教育をみんなに
5 ジェンダー平等を實現しよう	6 安全な水とトイレを世界中に	7 エネルギーをみんなにそしてクリーンに	8 働きがいも経済成長も
9 産業と技術革新の基盤をつくろう	10 人や国の不平等をなくそう	11 住み続けられるまちづくりを	12 つくる責任 つかう責任
13 気候変動に具体的な対策を	14 海の豊かさを守ろう	15 陸の豊かさも守ろう	16 平和と公正をすべての人に
17 パートナリシップで目標を達成しよう	SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS		

5年間の施策方針

- ◆ 人・モノ・情報が集まる拠点機能を活かして、商工観光の相乗効果を目指します。
- ◆ 市民、企業、行政が一体となって、賑わいの創出と地域経済の活性化に取り組みます。

- 尾花沢インターチェンジに隣接する交流拠点の強みを活かし、福原工業団地への企業誘致を進めるほか、市内企業の連携による地域循環型共同受注体制の構築、市内での起業・創業の一貫支援を行い、市内企業の強靱化を進めます。
- 既存商店への事業支援、商店街活動の活性化、空き店舗の利活用、市民ニーズに応えるサービス開発を支援し、経営維持と地域消費の喚起につなげます。
- 徳良湖周辺の癒し機能の強化とワーケーション環境の整備を進め、銀山温泉、市内商店街、リニューアルする道の駅などを結ぶ周遊ルートを確立します。
- 国内外への情報発信、地域資源を活かした交流、体験型・滞在型観光を展開し、本市の魅力を国内外にPRする取り組みを進めます。

5年間の成果（数値目標）

指標	基準	目標値
1 製造品出荷額等	301 億円 (令和元年)	320 億円 (令和7年)
2 年間観光客入込数 (年間)	175 万人 (令和元年)	200 万人 (令和7年)

私たち（市民）ができること



地元で買うことを意識してみよう!!

5年間の施策内容

2-1 商工業

主要施策① 企業同士の連携、中小企業の経営支援

1	戦略的経営の推進	商工会、企業懇談会などと連携して戦略経営の専門家によるセミナーを開催する。
2	企業間連携による高付加価値なものづくり地域の構築	高付加価値サプライチェーンの構築による市内企業への受注拡大のため、金属製品加工業、プラスチック製品製造業を中心とする市内小規模事業者などの連携による地域循環型の共同受注体制を支援する。
3	地域産業の技術力・特産品の情報発信	商工会などと連携した地域産業のPRイベントを開催し、イベントへの出展を通じて地元企業の技術力や製品、さらには特産品の認知度アップに向けた取組みを支援する。
4	企業活動の活性化、人材育成の支援	国や県と連携した各種支援制度の活用を図りながら、事業者が必要とする人材の育成・確保、技術力向上、新製品開発及び販路開拓などを支援する。 客観的な企業力の評価につながる従業員の資格取得を支援する。
5	中小企業における経営の安定化	利子補給、保証料補給により、市内各中小企業の経営を支援する。

主要施策② 優良企業の誘致

1	福原工業団地への企業誘致の推進	工業団地内3区画の分譲を目指し、企業対策専門員を中心に、誘致活動の実施や福栄会との意見交換の定期開催による団地内環境の改善を推進する。
2	企業が進出しやすい条件の整備	経済状況や社会情勢などを踏まえながら、企業の投資促進や雪対策などを支援する。

主要施策③ 起業・創業の一貫支援

1	起業・創業から事業継続までの一貫的な支援の実施 ★②-⑤	個人及び団体などの起業に向けたセミナーを開催する。 起業・創業の相談から起業・創業後の事業継続までを一貫して支援する創業支援事業の利用促進を図る。
2	経営改善、後継者育成の支援	県や関係機関と連携し、商工事業者の経営意欲の向上や後継者育成に向けた取組みを支援する。

主要施策④ お客様の目線に立った買物環境の整備

1	商店街協同組合への支援	商店街協同組合が実施する賑わいづくりにつながる取組みを支援する。
2	個店への事業支援と 空き店舗の活用	新規出店や既存店舗のリニューアル、さらには空き店舗を活用した出店を支援する。
3	商店街の利便性向上に 向けた地域独自サービスの展開 ★①-③	高齢者や買物困難者の生活支援のため、地元商店街ならではの御用聞き宅配サービス事業やスマートフォン（高度情報端末）を活用した新たな事業展開を支援する。
4	地域消費の促進	プレミアム付商品券を発行することなどにより、地元商店における購買行動、商店街の利用促進を図る。



2-2 観光業

主要施策① 徳良湖周辺・銀山温泉などの観光客誘導、ワーケーション環境の整備

1	徳良湖の魅力創出 ★①-③	徳良湖マスタープランに基づき、自然環境・景観の保全に努め、憩いの場としての機能を強化する。
2	徳良湖オートキャンプ場などを活用したワーケーションの実施 ★②-③	オートキャンプ場のキャビンハウスとサイト内の Wi-Fi 環境を整備するとともに、美しい景観を守りながら、魅力あるワーケーションを推進する。
3	銀山温泉の受入体制整備	駐車場などを整備し、日帰り客の受入体制を改善する。
4	観光の誘導	銀山温泉、徳良湖、市内商店街や道の駅などと連携した周遊ルートを確立する。
5	広域観光協議会との連携強化	広域的な各団体と連携し、さまざまな魅力を集めた広域イベントを開催するとともに、情報発信を強化する。

主要施策② 国内外への情報発信の強化

1	情報発信の強化	市公式ホームページ及びソーシャルメディアなどを通じた情報発信を強化する。
2	観光物産協会の体制強化と観光案内所の強化	観光情報発信の活動主体となる観光物産協会の運営支援と、観光物産協会と連携した銀山観光案内所における観光PRを強化する。

主要施策③ 歴史、文化、スポーツなどと連携した新たな交流の推進

1	体験型・滞在型観光・交流の充実	意欲ある市内団体などが実施する集落の魅力的な資源などを活かしたイベントなどへ支援するとともに、情報発信を強化する。
2	観光・交流イベントの充実	花笠まつりの踊り手を確保するとともに、徳良湖まつりや雪まつりなどのイベントの充実を図り、交流人口の拡大を推進する。
3	やまがた百名山の維持管理と魅力の発信	地域で親しまれている里山の管理と山の魅力の発信を通じて、山岳観光と地域づくりを推進する。
4	花笠高原エリアの新たな魅力づくり	地域住民のノウハウを活かし、鶴子地区ならではの農業・自然体験プログラムを展開する。



分野 03

働き手の確保、 雇用環境の充実

SDGsとの関連性

1 貧困をなくそう	2 飢餓をゼロに	3 すべての人に健康と福祉を	4 質の高い教育をみんなに
5 ジェンダー平等を實現しよう	6 安全な水とトイレを世界中に	7 エネルギーをみんなにそしてクリーンに	8 働きがいも経済成長も
9 産業と技術革新の基盤をつくろう	10 人や国の不平等をなくそう	11 住み続けられるまちづくりを	12 つくる責任 つかう責任
13 気候変動に具体的な対策を	14 海の豊かさを守ろう	15 陸の豊かさを守ろう	16 平和と公正をすべての人に
17 パートナリシップで目標を達成しよう			

5年間の施策方針

- ◆ 若者の定着とふるさと回帰につながる仕組みづくりに取り組みます。
- ◆ 誰もが働きやすい事業経営を普及し、働きやすい環境を創ります。

- 市内産業の情報提供とマッチングの充実、学校におけるキャリア教育の中で市内の産業を知る機会を拡充します。
- 企業の新規雇用を支援します。
- 多様な人材が働きやすい雇用環境に向けて、家族経営・企業経営を問わず、ディーセント・ワーク（働きがいのある人間らしい仕事）の普及を図ります。

5年間の成果（数値目標）

指標	基準	目標値
1 新規学卒者の市内企業への就職者数	8人 (令和元年)	12人 (令和7年)

私たち（市民）ができること



**市内企業について
調べ、市内の産業を
理解してみよう!!**

3-1 働き手の確保

主要施策① 市内産業の情報提供とマッチングの拡充

1	企業PRによる知名度の向上 ★①-①	世界に誇れる技術力とやりがいを感じることができる市内企業について、学生だけでなく保護者に対しても情報発信を強化する。
2	小学生から大学生までのキャリア教育の推進 ★①-①	小中学生から、高校・高専・大学生まで、各世代を対象とした職場体験学習・インターンシップの受け入れ、企業視察会の開催などにより、早い段階から市内企業の良さを知る機会を拡充し、市内就労を意識付ける。
3	雇用に関する相談支援の充実 ★①-①	職業紹介所を開設し、求人・求職のニーズの把握や適切なマッチングに努め、市内雇用情勢の改善と定住促進を図る。
4	企業の新規雇用の促進 ★①-①	地域総合整備貸付金事業や工業団地内の新規立地企業を対象とした従業員の資格取得への助成制度、さらには雇用奨励金の活用を促進し、企業の事業推進と新規雇用を支援する。
5	若者の地元就職促進 ★①-①	市内企業に就職する新規卒業者の就職準備などを支援する。
6	新規就農促進に向けた取り組みの拡充 再掲載	幅広い世代をターゲットに新たな就農促進用ホームページを作成し、情報発信に努める。 県や教育機関と連携し、生産から収穫まで体験することを通じて農業の楽しさや儲かる農業の情報発信に努める。



3-2 雇用環境の充実

主要施策① 企業のディーセント・ワークの実現に向けた支援

1	企業の福利厚生の充実	企業が行う福利厚生施設の整備に対して支援し、働きやすい環境づくりを強化する。
2	労働環境改善に向けた家庭、企業などへの情報発信	関係機関と連携し、男女雇用機会均等法や育児・介護休業制度など労働環境改善に向けた情報発信に努め、働き方改革を推進する。
3	ワーク・ライフ・バランス実践企業への支援 ★③-③	育児休暇、介護休暇などの取得促進を支援する。



2

子育て・教育

～ ふるさと愛を育むまち ～

分野 04

少子化対策・ 子育て支援の 充実

4-1 少子化対策

4-2 子育て支援

直面する課題

- 少子化対策は、本市の持続的な発展への重要な課題であり、出会い、出産、就労、住居を含めた、若者や子育て世代が住みたくなくなる手厚い支援が必要です。
- 子育て支援は、共働き家庭の増加や女性就業率の向上などを背景に多様化・高度化するニーズへの対応が重要な課題であり、親子の健康づくり、地域全体での支援、子育てと仕事の両立支援など、多くの分野が連携して子育て世帯を包括的にサポートすることが必要です。

分野 05

学校教育・ 青少年健全育成の 充実

5-1 学校教育

5-2 青少年健全育成

直面する課題

- 学校教育は、少子化に伴い児童生徒数と学級数が減少する中、子どもたち一人ひとりの「ふるさと愛」を育み、新しい時代を牽引できる力を身に付けることが重要であり、地域と学校が連携する教育の一層の充実が必要です。
- 築50年を経過した尾花沢小学校の改築に伴う教育環境の再構築も課題であり、将来のまちの姿も見据え、多くの議論を重ねて方向性を導き出すことが必要です。
- 青少年健全育成は、少子化の中、地域で活躍できる人材、未来を担う人材の確保が重要な課題であり、青少年ボランティアの活性化やキャリア教育の推進など、学校、地域、企業が連携して人づくりを進めることが必要です。

分野 06

生涯学習・芸術・ 文化・スポーツの 活性化、文化財の 保全

6-1 生涯学習

6-2 芸術・文化、 スポーツ

6-3 文化財

直面する課題

- 生涯学習は、指導者の育成と参加者の確保が課題であり、関心の喚起や地域リーダーの育成など、人生100年時代を見据えた学習環境の充実が必要です。
- 芸術・文化、スポーツは、後継者の確保や活動への関心を高めることが課題であり、芸術・文化に触れる機会の充実や生涯スポーツの普及など、学校や地域を通じて活動の気運を高め、地域の発展につなげることが必要です。
- 文化財は、市民の関心を高めることや点在する文化財の調査・活用などに課題があり、伝統文化継承活動の活性化、体験型学習機会の創出、国指定史跡などの活用など、歴史と伝統の継承への一層の取組みが必要です。



分野 04

少子化対策・ 子育て支援の 充実

SDGs との関連性

1 貧困をなくそう	2 飢餓をゼロに	3 すべての人に健康と福祉を	4 質の高い教育をみんなに
5 ジェンダー平等を實現しよう	6 安全な水とトイレを世界中に	7 エネルギーをみんなにそしてクリーンに	8 働きがいも経済成長も
9 産業と技術革新の基盤をつくろう	10 人や国の不平等をなくそう	11 住み続けられるまちづくりを	12 つくる責任 つかう責任
13 気候変動に具体的な対策を	14 海の豊かさを守ろう	15 陸の豊かさも守ろう	16 平和と公正をすべての人に
17 パートナリシップで目標を達成しよう	SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS		

5年間の施策方針

◆ 「子育て日本一への挑戦」を目標に掲げ地域全体で子育てを応援します。

- 県の取組みと連動させながら、若い世代の出会いの場から妊娠、出産、就労、定住、住まいまで総合的な支援を拡充します。
- 子育て世代包括支援センターを中心に、母親と子どもの健康の保持・増進や家庭環境に応じたきめ細かな支援に努め、精神的な不安を軽減します。
- 地域子育て等拠点施設「A B E S A」の機能強化や質の高い保育環境の構築、さらには子育てを応援する企業への支援を進め、地域全体が協力して子どもを産み育てやすい環境づくりを進めます。

5年間の成果（数値目標）

指標	基準	目標値
1 年少人口割合（0～14歳）	9.59% （令和2年10月）	維持 （令和7年10月）
現状の少子化対策・子育て支援に「満足」又は「ほぼ満足」と回答する市民の割合（アンケート）	23.7% （令和元年）	35.0% （令和7年）

私たち（市民）ができること



登下校時などに
あいさつし、地域の
子どもを見守ることを
心がけよう!!

5年間の施策内容

4-1 少子化対策

主要施策① 若い世代の出会いの場、就労、定住・住まいの確保

1	出会いの場の拡充	L a L a ネットを中心に結婚相談、婚活イベントの充実を図る。
2	婚活支援体制の強化 ★③-①	やまがた出会いサポートセンター事業の活用や各種団体との情報交換などに努め、婚活から結婚、市内定住まで幅広くかつ継続的に支援する。
3	新婚世帯の定住促進 ★③-①	市内での新生活のスタートにあたり安定した暮らしを支援するため、結婚祝品の贈呈、住宅の取得・賃貸・引っ越し費用などを助成する。
4	住まいなどの定住環境の整備 ★①-⑤	ふるさと暮らし応援事業の効果的な情報発信に努めるとともに、ニーズに応じた事業内容の充実を図る。
5	雇用に関する相談支援の充実 ★①-① 再掲載	職業紹介所を開設し、求人・求職のニーズの把握や適切なマッチングに努め、市内雇用情勢の改善と定住促進を図る。

4-2 子育て支援

主要施策① 母親と子どもの健康の保持・増進

1	妊娠期から子育て期まで切れ目ない支援の充実 ★③-①	乳幼児健診・歯科健診、乳児訪問指導、子どもの感染症予防、健康教育・相談、及び早産などを予防し、健康な出産のために妊婦健診を実施する。
2	安心して妊娠・出産ができる環境づくり ★③-①	不妊に関する相談や特定不妊治療に対する助成などを通じて不妊で悩む夫婦を支援するとともに、産前産後のサポート事業などを展開する。
3	子育て世代包括支援センターを中心とする連携強化	子育て世代包括支援センターを中心に関係機関の連携を強化し、切れ目なく支援する。
4	子育て世帯の医療費の負担軽減 ★③-①	子育て世帯における医療費の自己負担分を助成し、子どもの健全な発育を支援する。
5	悩みを抱えた家庭の支援	複雑な問題や育児の悩みなどを抱えた家庭に、ペアレントサポート手法*を用いた支援を実施する。

* ペアレントサポート手法: 子育てに前向きな気持ちで向き合える方法を学ぶプログラムや、家族が子どもとともに成長していく場を提供する家族支援の一つ。

主要施策② 地域における子育て支援の充実

1	子育て支援拠点の機能強化 ★③-①	地域子育て等拠点施設「A B E S A」において保護者同士のコミュニケーションを図る場を提供するとともに、子育てに関する情報提供やソーシャルメディアも活用した相談支援、さらにはイベントの充実を図る。
2	市独自の保育の実践	「知育」「食育」「体育」「徳育」の4つの視点から体験型保育を実施し、丈夫で豊かな人間性を持った子どもの成長を支援する。
3	質の高い多様な保育サービスの提供 ★③-①	それぞれの地域における出生数を考慮した保育施設の計画的な整備などに努めるとともに、多様化する子育てニーズに応えるためのサービスの充実を図る。
4	放課後児童クラブの充実	利用を希望する児童全員が入所できるよう、利用人数に応じた環境づくりを推進する。
5	子どもの学力定着の支援	学習ボランティアの協力を得ながら、ひとり親世帯及び要保護（生活保護）・準要保護（就学援助）世帯における子どもの学習を支援する。
6	出生祝品の贈呈	赤ちゃんの誕生を市民みんなでお祝いするため、出生届を提出した保護者に祝品を贈呈する。

主要施策③ 地域における子育て支援の充実

1	ワーク・ライフ・バランス実践企業への支援 ★③-③ 再掲載	育児休暇、介護休暇などの取得促進を支援する。
---	----------------------------------	------------------------







分野 05

学校教育・ 青少年健全育成の 充実

SDGsとの関連性



5年間の施策方針

- ◆ 子どもたちの「ふるさと愛」と新しい時代を牽引できる力を育みます。
- ◆ 新しい教育環境の構築と未来を担う人材確保に取り組みます。

- 学校、家庭、地域との一層の連携を図り、さまざまな地域資源を存分に活かした教育の実践と学校運営に取り組みます。
- 地域や関係機関と十分に協議しながら、子どもたちにとって最適な教育環境を整備します。
- 地域活動との連携やキャリア教育を推進し、地域で活躍できる人づくりを推進します。

5年間の成果（数値目標）

指標	基準	目標値
1 「尾花沢市に愛着を感じている」と回答する中学生・高校生の割合（アンケート）	82.0% (令和元年)	90.0% (令和7年)
2 ボランティアサークルを通じたボランティア活動の回数	4回/年 (令和元年)	5回/年 (令和7年)

私たち（市民）ができること



**地域と連携した
学習活動に
参加してみよう!!**

5年間の施策内容

5-1 学校教育

主要施策① 本市独自の教育の展開

1	確かな学力の育成 ★③-②	学習支援員を配置し、習熟度別学習や複式学級における授業の充実を図る。 スクールサポーターを配置し、教職員の負担軽減を図る。
2	「いのち」の教育の充実と豊かな心の育成	いのちの講演会を計画的に開催し、道徳教育の充実を図る。
3	心の問題に関する相談・指導の充実	教育相談専門員及び不登校対策支援員、さらには外部専門家、学校、家庭と連携を強化しながら、適応指導教室を活用し、いじめの解消や不登校児童生徒の社会的自立を支援する。
4	特別支援教育の充実、適切な就学相談・指導	各学校の実情に応じて特別支援教育支援員との連携を強化するとともに、保育所・幼稚園を訪問して園児の状況把握に努め、適切な就学指導を実施する。
5	国際社会で求められる活用力・探究力の育成 ★③-②	読書力向上推進員との連携により、主体的な学びの基礎となる言語活動の充実を図る。 1学級1新聞事業による読解力向上やイングリッシュキャンプの開催、さらには各種検定の受検奨励などにより語学力の育成を図る。
6	ICT教育環境の充実 ★③-②	GIGAスクール構想に基づく児童生徒一人1台のコンピュータ端末と校内無線LANを整備し、指導方法の研究に努めながら、プログラミング教育などを実施する。
7	国際的視野を持つ人材の育成	幼少期から外国語に触れる環境づくりに努め、発達段階に応じた外国語指導助手（ALT）とのかかわりを通じて、英会話でのコミュニケーション力の基礎を養う。
8	基礎体力の向上と心身の健全育成	部活動指導員などとの連携により部活動の充実を図るとともに、スポーツ少年団やスポーツクラブなどと連携し体力向上に向けた事業を推進する。 雪国の特性を活かしたスキー授業を実施する。
9	地域特性を活かした食育の推進	食への感謝や食習慣の大切さなど、「食育」を重視し、児童生徒の健康の保持増進を図る。 地産地消給食、生産者を招いての交流給食や農業体験、さらには調理体験などを通じて健全な食生活への理解を深める。
10	教職員の指導力向上に向けた支援	教育講演会の実施、小・中教職員間の授業参観など、教職員研修の充実を図る。 市教育委員会委嘱公開研究会を中核に、研究成果の共有を図り、専門職としての指導力の向上を図る。

主要施策① **本市独自の教育の展開**

11	いじめ防止対策の充実	いじめ防止対策の推進に関する条例及びいじめ防止基本方針に基づき、いじめ問題対策連絡協議会を定期的を開催する。 学校・家庭・教育委員会がそれぞれの責務において、いじめ防止に向けて取り組む。
12	児童虐待防止対策の充実	関係機関（警察・児童相談所・福祉課など）との連携を図りながら教育相談の充実に努めるとともに、必要に応じてケース会議を開催するなど、継続的な見守り体制を構築する。

主要施策② **学校、家庭、地域の協力**

1	学校経営の持続的な改善	教育委員会として各学校の取り組みや学校経営状況の評価・指導を継続的に実施する。
2	地域と連携する教育活動の推進 ★①-②	地域の特色を活かした体験学習の充実や自然文化の活用の拡充を図るとともに、地域で活躍する人や企業との交流の場を創出する。
3	保護者などへの意識啓発	全ての小・中学校において保護者などを対象に、家庭教育に関する学習機会及び情報提供などの充実を図る。
4	登下校時の見守り活動の充実	「通学路交通安全プログラム」に基づく通学路の安全対策を講じるとともに、学校区毎に登下校時の見守り隊を編成し、立哨活動を実施する。

主要施策③ **学園構想による新しい教育環境の構築**

1	学校施設の適正規模と適正配置の検討 ★③-②	老朽化が進む尾花沢小学校について、教育環境の視点に加え、まちづくりの視点を踏まえた整備を進める。 これに併せて、将来の子どもたちにとって望ましい教育環境となるよう、学校施設の適正な規模・配置も含め、保護者や地域住民との協議を進める。
2	児童生徒の通学対策の充実	遠距離通学者の安全安心な通学のため、スクールバスを運行する。
3	適正な教育環境の整備	多様な学習活動を保障するため、学校施設の老朽化などの状況に応じて計画的な施設整備や長寿命化対策を実施する。
4	空き校舎の利活用の推進	空き校舎の安全性を確保しながら、地域の意向を踏まえ、地域の活性化に資する視点で利活用を検討する。

5-2 青少年健全育成

主要施策① 地域づくりの主角として活躍できる人づくりを推進

1	青少年のボランティア活動の活性化 ★①-②	小・中・高校生のボランティアの活動を支援する。
2	青少年団体の活動の活性化	子ども会やスポーツ少年団などの意向を踏まえ、団体の活動を支援する。
3	地域の防犯パトロール、見回り隊の活動などの推進	青少年育成市民会議を中心に関係機関・団体及び家庭・学校・地域などの連携により、青少年健全育成市民集会の開催や地区内のパトロール、さらには見回り活動を実施する。
4	地域の子どもは地域で育てる活動の活性化 ★③-②	子どもたちを対象に、地域資源及び地域人材を活用した地区独自の事業を各地区で開催する。 統廃合による学区の広域化を踏まえ、地区単位の多様な活動を支援する。

主要施策② 未来を担う人材の確保

1	企業PRによる知名度の向上 再掲載 ★①-①	世界に誇れる技術力とやりがいを感じることができる市内企業について、学生だけでなく保護者に対しても情報発信を強化する。
2	小学生から大学生までのキャリア教育の推進 再掲載 ★①-①	小中学生から、高校・高専・大学生まで、各世代を対象とした職場体験学習・インターンシップの受け入れ、企業視察会の開催などにより、早い段階から市内企業の良さを知る機会を拡充し、市内就労を意識付ける。
3	若者による地域活動の活性化とふるさと愛の醸成 ★①-②	中高生を対象とした「まちの未来を、まちぐるみで考える」キャリア教育を実践する。
4	奨学金返還支援の充実 ★①-①	奨学金返還に対する市独自の支援制度を創設するとともに、県や企業と連携しながら制度の充実と周知に努める。



分野 06

生涯学習・芸術・文化・スポーツの活性化、文化財の保全

SDGsとの関連性



5年間の施策方針

- ◆ 市民主体の「生涯を通じた学び」を応援します。
- ◆ 全ての活動において情報発信の充実を図ります。

- 多様な手法で生涯学習への関心を高めるとともに、地域づくりや生きがいにつながることをテーマにした学習講座の充実を図ります。
- 成果発表の場となる市民文化祭や子どもたちの芸術・文化活動を中心に、市民の創作活動の一層の活性化を応援します。
- 「スポーツ推進計画」を策定し、生涯スポーツを普及するとともに、文化・スポーツ合宿を誘致して関係人口を増やすなど、スポーツの力を地域の発展につなげます。
- おばなざわ花笠まつりの活性化に取り組むとともに、国指定史跡「延沢銀山遺跡」や日本遺産認定の文化財の保護と活用を推進し、ふるさとの「宝」を次世代に伝える体制づくりと活動の充実を図ります。

5年間の成果（数値目標）

指標	基準	目標値
1 生涯学習登録団体数	34 団体 (令和元年)	40 団体 (令和7年)
2 図書館利用者数	19,162 人/年 (令和元年)	21,000 人/年 (令和7年)

私たち（市民）ができること



地域の伝統をつなぐため、
地域のお祭りなどに
参加してみよう!!

5年間の施策内容

6-1 生涯学習

主要施策① 生涯学習講座・教室の充実

1	世代を超えた学びの充実 ★①-②	子どもから高齢者まで、幅広い世代が参加する文化的な事業を展開する。
2	生涯学習の自主グループ活動の活性化 ★④-②	生涯学習登録団体の運営や活動、さらには団体の立ち上げなどを支援する。
3	生涯学習講座・教室の充実	若年層を対象とした生涯学習を拡充する。
4	生涯学習への関心向上	多様な手法を用いて、世代や関心などに応じた生涯学習情報をきめ細かく提供する。
5	地域に即した分館活動の活性化	各地区の分館（集落公民館）の活動や施設の老朽化に対する支援を行いながら、地域主体の生涯学習拠点施設としての充実を図る。
6	生涯学習を通じた地域リーダーの育成と地域の人材活用	活動の場の広がりやリーダーの発掘、さらには自主活動につながるよう、地域の人材を活用した公民館事業の充実を図る。
7	図書館の利用促進	蔵書の充実、レファレンスサービス*の向上、北村山地区の図書館ネットワークの維持、計画的な設備の整備を推進する。 図書館関係ボランティアの育成及び協力体制の強化に努め、幼少期から本に触れ合う機会の充実を図る。

* **レファレンスサービス**: 図書館において所蔵資料やそのほかのさまざまな情報を利用して利用者の調査をサポートする調査相談業務。

6-2 芸術・文化、スポーツ

主要施策① 芸術・文化活動の推進

1	芸術・文化に触れる機会の充実 ★④-②	芸術文化協会の協力を得ながら、市民の参画・協働のもと、市民文化祭や音楽発表会などを開催し、芸術・文化活動の発表や鑑賞の機会を提供する。
2	子どもたちの芸術・文化活動の推進	学校や芸術文化協会の協力を得ながら、絵画、書道、音楽などの科目の充実、放課後子ども教室における芸術・文化活動の充実を図る。

主要施策② スポーツ活動の推進

1	生涯スポーツの普及	「スポーツ推進計画」を策定し、生涯にわたってスポーツに親しむ環境づくりを推進する。 学校、地域活動、保健、産業分野などと連携し、市民ニーズの把握に努めながら、スポーツや健康増進に対する意識高揚とスポーツ機会の拡充を図る。
2	市民スポーツ活動の活発化 ★④-②	スポーツ協会やスポーツ推進委員を通じてスポーツ団体を支援するとともに、学校や生涯学習活動を通じて、市民のスポーツ活動の気運を高める。
3	文化・スポーツ合宿の誘致 ★②-①	文化・スポーツ合宿で市内施設を使用する場合、宿泊費に対して助成し、関係人口の増加と地域の活性化を図る。
4	スポーツ拠点機能の維持	文化体育施設、尾花沢市運動公園、生涯スポーツ交流センターなどの各施設について、施設の適切な管理運営に努める。 時代の変化に対応しながら、市民のニーズを的確に把握し、誰もが気軽に利用できる環境を整備する。
5	指導者の確保・育成	スポーツ推進委員やスポーツ少年団の指導者、さらには部活動支援員の確保に努めるとともに、指導力向上のための研修会などを開催する。
6	競技スポーツの振興	市民や児童・生徒の競技力の向上とアスリートの育成強化を支援する。
7	ウィンタースポーツの振興	競技団体やスポーツ推進委員、さらにはスポーツクラブと連携し、スキーを中心とする競技スポーツの活動を支援するとともに、体力向上教室を開催する。

6-3 文化財

主要施策① 文化財や伝統文化への関心

1	おばなざわ花笠まつりの活性化	おばなざわ花笠まつりを通じて、伝統文化への関心を高める。
2	地域の自主的な活動の活性化 ★④-②	地域の伝統文化や風習など、未来へ伝え続けるための地域での活動を支援する。

主要施策② 文化遺産の保存・活用・継承

1	国指定史跡の保護、保存整備、文化財の活用	国指定史跡「延沢銀山遺跡」の保存管理計画書に基づき、保護、保存、整備を推進する。
2	有形無形文化財の周知保存整備、伝統継承	養泉寺や尾花沢代官所跡などの案内板を整備するとともに、日本遺産認定の文化財の周知を図り、適切な保護と保存に努める。 指導者の育成を図りながら、尾花沢雅楽や尾花沢まつりばやし、伝統おどりなどを継承する。
3	山刀伐峠の歴史の道の活用	歴史の道の整備を継続し、「芭蕉十泊のまち」を活かした誘客を図る。
4	芭蕉、清風歴史資料館の充実	鈴木清風と「芭蕉十泊のまち」を活かした展示資料の充実を図るとともに、特別展示事業などを展開しながら、国内外への情報発信を強化する。
5	郷土への関心と愛着の向上	学校や公民館の講座などにおいて、郷土の歴史や文化財について肌で感じる体験型の学習機会を創出する。
6	花笠踊りの歴史継承	花笠踊り発祥の地としての歴史や文化の発信について、より誘客が見込める徳良湖温泉などを拠点に展開する。





3

健康・医療・福祉

～ 健康長寿と絆のまち ～

分野 07

健康づくり・ 医療の充実

7-1 健康づくり

7-2 医療

直面する課題

- 健康づくりは、健康に不安を抱えている人の増加、一人当たり医療費の増加、健（検）診受診率の伸び悩みが課題であり、感染症や生活習慣病の予防、健（検）診の受診促進、保健事業と介護予防の一体的な取組みなど、高齢社会に対応する市民主体の健康づくりと環境づくりが必要です。
- 医療は、高度化するニーズに応える体制に課題があり、医療機関同士の連携強化、最新医療体制の構築など、高齢社会に備えて医療体制の充実が必要です。

分野 08

地域福祉・ 支え合いの充実

8-1 地域福祉

8-2 高齢者・障がい者施策

直面する課題

- 地域福祉は、複合的な要因による対応困難ケースの増加、高齢化や過疎化による地域コミュニティの希薄化といった課題があり、共助の仕組みづくり、除雪ボランティアの充実など、支え合う地域共生社会に向けた一層の取組みが必要です。
- 高齢者・障がい者施策は、4割を超える高齢化率（65歳以上人口の割合）に伴う福祉ニーズの増加、地域生活を支える体制や資源に課題があり、地域包括ケアシステムの推進、孤立防止など、地域で安心して暮らし続けられる仕組みの充実が必要です。



分野 07

健康づくり・ 医療の充実

SDGs との関連性



5年間の施策方針

◆ 市民自身の健康づくりと、地域医療の充実を図り健康寿命の延伸を目指します。

- 正しい生活習慣の定着と健康診査・保健指導、感染症予防を進め、市民主体の健康づくりと本市の疾病特性に適した効果的な健康増進対策を推進します。
- 在宅医療の充実を図るとともに、オンライン診療などの導入を進め、生涯にわたって安心して暮らすことができる医療体制を構築します。

5年間の成果（数値目標）

指標	基準	目標値
1 健康寿命	男性 79.60 歳 女性 82.20 歳 (令和元年)	延伸 (令和 7 年)

私たち（市民）ができること



適度に運動し、
健康診断を
受診しよう!!

5年間の施策内容

7-1 健康づくり

主要施策① 市民主体の健康づくり、生活習慣病等予防対策の普及

1	市民主体の健康づくり活動の定着 ★④-①	関係団体と連携し、生涯元気づくりポイント事業を活用した健康づくり事業（健康フェスタ、健康講座、健康関連事業）を拡充するとともに、情報発信を強化するなど参加者を増やす取組みを推進する。
2	関係団体と連携した健康づくり活動の推進	事業の拡大や地域に根差した保健活動を展開するため、市医師会、市歯科医師会、保健委員をはじめ、より多くの団体との連携を強化する。
3	地域や家庭に根差した食育の展開	食生活改善推進協議会や関係機関と連携しながら、食によるコミュニケーションを通じた地域に根差した減塩活動を推進するとともに、郷土食を含めた市民向け料理講習を充実させるなど、心と体が元気になる食育の実践を市民に働きかける。
4	歯と口腔の健康づくりの普及・啓発	「歯と口腔の健康づくり推進条例」に基づき、市民一人ひとりの歯と口腔の健康を守るため、乳幼児の歯科健診、フッ素塗布、20歳から70歳までの歯周病検診など、全年齢を通じた切れ目ない歯科保健活動を実施する。
5	喫煙防止の普及・啓発	受動喫煙防止法の周知に加え、敷地内禁煙施設を増やすとともに、喫煙が及ぼす健康被害の情報提供に努める。
6	適正飲酒の普及・啓発	飲酒による健康被害の情報提供に努める。
7	地域で支える心の健康づくりの推進	心の健康について正しく理解し適切な対処ができるよう、情報提供や保健指導、さらには関係団体と連携した講演会などを開催するとともに、早期対応ができるよう、相談体制の充実を図る。 「尾花沢市自殺対策計画」に基づき、ゲートキーパーの育成を推進する。

主要施策② 健康診査・保健指導などの実施

1	各種健康診査・検診の受診促進	疾病の予防や早期発見・早期治療は重症化を防止し、健康寿命の延伸と医療費の抑制につながることから、効果的な受診勧奨に努め、受診しやすい健（検）診体制を構築する。
2	一人ひとりの状況に応じた保健指導の実施 ★④-①	疾病予防のための情報提供や精密検査が必要な人への早期の家庭訪問、さらには精密検査未受診者への受診勧奨に努める。
3	医療費の適正化	ソーシャルメディアなどを活用し、国民健康保険の制度や医療費への理解と関心を高め、適正受診と適正服薬などを促進する。

主要施策③ 感染症予防の推進

1	感染症予防体制の充実	感染症の発生及び緊急事態に備え、国、県と連携し情報収集に努める。 「新型インフルエンザ等行動計画」及び各種の対応マニュアルが常に最新なものとなるよう随時更新するとともに、情報共有を徹底する。
2	感染症に関する正しい知識の普及	感染症について正しく理解し、適切な対応ができるよう、関係機関と連携しながら迅速な情報提供と保健指導を実施する。
3	各種予防接種事業の充実	関係機関と連携し、予防接種の種類と費用助成制度の周知、効果的な接種勧奨に努める。

主要施策④ 高齢者の社会参加促進

1	高齢者の移動手段の確保 ★④-①	高齢者おもいやりタクシー券を交付する。
2	地域の実情に合った新たな公共交通体系の構築 ★①-③	デジタル技術の活用を視野に入れながら、バスやタクシーなどを組み合わせた生活交通ネットワークを確保する。

主要施策⑤ 保健事業と介護予防の一体的な取組み

1	高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施 ★④-①	地域の健康課題の把握に努めるとともに、通いの場に出向き、フレイル対策*をはじめとした健康教育や健康相談などを実施する。
---	-------------------------------------	---



* **フレイル対策**: 「フレイル」とは、加齢により心身の活力（運動機能や認知機能など）が衰えた状態のことで健康な状態と要介護状態の中間を意味する。フレイルに早く気づき、正しく治療や予防をすることで状態を回復させることが重要となる。

7-2 医療

主要施策① 地域医療体制の充実

1	市内外の医療機関との連携強化	市医師会、歯科医師会、市内医療機関、北村山地区医師会との連携を一層強化し、保健事業の充実と日曜休日当番医制による救急医療体制を維持するとともに、感染症対策や各種疾病の重症化予防の体制を構築する。 県や関係機関と連携し、ニーズに応じた診療科目の誘致に取り組む。
2	最新医療体制の構築 ★③-①	デジタル技術を活用したオンライン診療の環境整備などに努める。
3	中央診療所の体制の充実	医療と介護の連携を図り、在宅医療の充実に努めるとともに、常勤医師の確保について関係機関に継続的に働きかける。





分野 08

地域福祉・ 支え合いの充実

SDGsとの関連性



5年間の施策方針

◆福祉ネットワーク（福祉隣組）と地域包括ケアシステムを推進し、お互いの支え合いを強め、生きがいづくりを応援する環境づくりを進めます。

- 福祉ニーズの多様化・複合化を踏まえ、地域の中で互いに支え合いながら「自分らしく生きる」ことを目指して、福祉ネットワーク（福祉隣組）に参加する協力員などの増員に取り組むとともに、地域や関係機関との連携を強化します。
- ノーマライゼーション*の理念のもと、保健・医療・福祉・介護・教育などと連携し、在宅でも施設でも、迅速かつ適切なサービスと支援を提供できる体制を強化します。
- 高齢者の孤立化を防ぐため、居場所づくりや生きがいづくりの充実を図ります。

5年間の成果（数値目標）

指標	基準	目標値
「この1年間に、地域の活動（行事）に参加したことがある」と回答した市民の割合（アンケート）	65.0% (令和元年)	70.0% (令和7年)
2 地域福祉協力員数	14人 (令和元年)	24人 (令和7年)

私たち（市民）ができること



**他人事にならず、
困っている人に
声をかけてみよう!!**

*ノーマライゼーション: 病気や障がいなどで社会的なハンディキャップのある人もそうでない人も、誰もが同じように暮らす社会が当たり前であるという考え方。

8-1 地域福祉

主要施策① 福祉ネットワーク（福祉隣組）を中心とした支え合いの地域福祉と福祉サービスの充実

1	福祉ネットワーク（福祉隣組）の充実 ★④-①	公的な福祉サービスに加え、地域住民で支え合える仕組みづくりの一つとして福祉協力員の増員を図り、地域でのネットワークを強化する。
2	地域コミュニティの育成	地域に集う全ての人々が役割を持ち、支え合いながら、自分らしく活躍できる地域づくりを支援する。
3	福祉教育の推進	学校教育や公民館事業を通じて、障がいや病気に関する正しい知識、地域共生社会への理解を深める。
4	市民の意識の醸成	地域住民が地域づくりを自らの課題として受け止め、主体的に取り組めるよう、住民主体のサービスやボランティア活動などの「互助」を有機的に連携し、地域で支え合う体制を構築する。
5	共助の仕組みづくりの推進	社会福祉協議会の地域福祉コーディネーターを中心に、地域福祉ネットワーク（福祉隣組）や除雪ボランティアセンターなどの充実を図る。
6	地域福祉の普及・定着	地域、関係機関、行政などが一体となって推進する地域福祉の指針である「第3期尾花沢市地域福祉計画」に基づき、取組みを推進する。
7	関係機関との連携による自立支援の推進	生活困窮者自立支援法に基づく生活自立支援センターを中心に関係機関と連携し、訪問相談や就労支援を強化する。
8	関係団体の活動の活性化	社会福祉協議会をはじめ、民生委員・児童委員、各種関係団体の活動及び運営を支援する。
9	多様な人財・組織による地域福祉活動の拡大	社会福祉協議会を通じて、福祉活動専門員や地域福祉コーディネーターの確保、福祉ボランティアの育成、NPO（民間非営利活動）の組織化を支援する。
10	相談しやすい環境づくり	必要な人に必要な情報が届くよう、市公式ホームページや市報などでの周知に努めるとともに、相談体制の充実を図る。



8-2 高齢者・障がい者施策

主要施策① 地域の暮らしを見守り、支える仕組みづくり

1	高齢者の自立生活を支える 地域包括ケアシステムの 推進	高齢者支援拠点の地域包括支援センターが円滑にその役割を果たせるよう、運営協議会において評価と適切な運営を行うとともに、地域資源の活用、関係機関との一層の連携を推進する。
2	地区における災害時 要援護者支援体制の強化 ★④-⑤	民生委員や区長などを通じて、災害時要援護者支援台帳への登録を呼びかけるとともに、民生委員や区長、さらには自主防災組織との連携を強化する。
3	日常の緊急事態に備えた 支援体制の確保	高齢者のひとり暮らしや高齢者のみの世帯などに緊急通報システムを設置し、日常生活の緊急事態の早期発見に努める。
4	高齢者の生活の質の確保	ニーズを的確に把握し、生活援助員の派遣や配食サービスをはじめとした福祉サービスの充実を図る。 地元商店街と連携した宅配サービスの充実に努め、買物困難者の解消を図る。
5	高齢者の移動手手段の確保 ★④-① 再掲載	高齢者おもいやりタクシー券を交付する。
6	介護予防・介護サービスの 計画的な実施	要支援・要介護認定者などの状況やニーズを継続的かつ的確に把握し、サービス事業者と連携し、介護予防事業の充実と介護サービス提供体制を確保する。
7	家族介護の支援	ニーズを的確に把握し、家族介護者の身体的、精神的な負担が軽減するよう、家族介護教室の開催やレスパイト（一時的に休息を取れるような支援）に取り組む。
8	高齢者の人権の尊重	認知症などで判断能力が低下した市民の人権を守るため、社会福祉協議会と連携し、成年後見制度の周知や成年後見センター設置などによる体制強化に努める。 地域包括支援センターを中心に関係機関と連携して高齢者虐待の防止と早期対応に努める。
9	障がい、ひきこもり、 うつなどの問題を抱える 人の社会復帰の支援	自立支援協議会と連携し、本人の意向に沿った就労移行及び就労継続サービス提供体制の確保など、福祉施設から一般就労への移行を推進する。
10	相談しやすい環境づくり	必要な人に必要な情報が届くよう、市公式ホームページや市報などでの周知に努めるとともに、相談体制の充実を図る。
11	障がい者などの積極的な 社会参加の促進	ノーマライゼーションの実現を目指し、関係団体の運営支援を行いながら、施設利用や団体活動における合理的配慮の普及を推進する。
12	障害者差別解消法の周知	「障がいのある人もない人も共に生きるまちづくり条例」の理念に基づき、市報、各種パンフレット、市公式ホームページなどを活用した啓発活動を推進する。

主要施策① 地域の暮らしを見守り、支える仕組みづくり

13	障がい福祉サービスの提供体制の確保	障がい者の状況やニーズを継続的かつ的確に把握し、自立支援協議会と連携しながらサービスの提供体制を確保するとともに、関係機関と連携し障がい者の自立した生活を支援する。
14	障がいの早期発見、早期療育の推進	乳幼児健診の精度を高めるため、専門職の知識の向上を図るとともに、子育て世代包括支援センターを中心に保健・福祉・教育の関係機関との連携を強化する。
15	障がい児保育・特別支援教育の充実	保健・福祉・教育の関係機関と連携し、各施設への巡回相談や、就学や障がいに関する相談を充実させるとともに、特別支援学校と連携した保育や特別支援教育を実施する。

主要施策② 生きがいの環境づくり

1	個人の経験・知識・技能を活かした地域福祉の担い手の確保	人生経験豊かな市民に対して、民生委員・主任児童委員や人権擁護委員就任の働きかけを強化する。
2	多様な能力を活かす就業・活動の促進	独自事業を展開するシルバー人材センターの活動と運営を支援し、高齢者の就業機会の確保に努める。
3	市民同士が気軽に集う身近な居場所づくり ★④-①	「ふれあいいきいきサロンなかよしお茶のみ会」の事業を継続しながら、誰もが集える居場所づくりに向け、支援内容の拡充を図る。
4	高齢期のレクリエーション機会の充実	健康ポイントづくり事業と連携しながら、グラウンドゴルフ大会や輪投げ大会など、各種団体の活動を支援する。





4

都市基盤・住環境

～暮らしやすく住み続けられるまち～

分野 09

都市形成の推進

- 9-1 土地利用・市街地整備
- 9-2 交通

直面する課題

- 市街地整備は、高齢社会に備えて「雪や災害に強い」「コンパクト」なまちづくりが重要な課題であり、将来のまちの姿を見据え、良好な住環境の形成と計画的な拠点整備を進めることが必要です。
- 交通環境は、道路施設の老朽化、公共交通の利便性に課題があり、ミッシングリンク（道路網における未整備区間）の解消、高齢社会に備えた公共交通体系の研究など、社会基盤の計画的な整備と更新を進めることが必要です。

分野 11

安全な地域づくりの推進

- 11-1 消防・防災
- 11-2 交通安全・防犯

直面する課題

- 消防・防災は、消防団員の減少、組織的な避難行動を取れる地区が少ないことが課題であり、消防団活動の充実、地域防災力の強化、危険箇所の整備促進など、激甚化する自然災害に備える総合的な消防・防災体制の強化が必要です。
- 交通安全・防犯は、高齢者の交通事故や消費生活に係る詐欺被害の全国的な増加傾向を踏まえ、交通事故と犯罪被害の未然防止に向けた地域防犯力（住民のディフェンス力）を高めることが必要です。

分野 10

住環境・雪対策の充実、上・下水道等整備の推進

- 10-1 住環境
- 10-2 雪対策
- 10-3 水道・下水道等

直面する課題

- 住環境は、多様化する住宅需要への対応、空き家の増加、公園緑地の防災機能が課題であり、新たな住宅の供給、空き家の適正管理、憩いの場の防災機能向上など、安心で暮らしやすい住環境を形成することが必要です。
- 雪対策は、除雪が困難な高齢者世帯の増加や雪押場の確保に課題があり、克雪対策の充実とともに、利雪、親雪活動の取組みが必要です。
- 水道・下水道等は、施設の老朽化、人口減少に伴う事業収入の減少が課題であり、水の安定供給と事業運営の健全化に市民と協力して取り組むことが必要です。

分野 12

資源循環型社会の推進

- 12-1 環境保全
- 12-2 環境衛生

直面する課題

- 環境保全は、地球環境に優しい取り組みへの加速が課題であり、市の指針を定め、全市を挙げて脱炭素社会（ゼロカーボンシティ）を進めることが必要です。
- 環境衛生は、ごみの排出量が減少していないことや関連施設の老朽化が課題であり、3R（スリーアール）の実践と施設の適正な維持管理が必要です。



分野 09

都市形成の推進

SDGs との関連性



5年間の施策方針

- ◆ 少子高齢社会に適したまちづくりに向けた整備方針を定めます。
- ◆ 持続的発展の新しい土台となる社会インフラを再構築します。

- 「雪に強い」、「賑わい」、「コンパクト・プラス・ネットワーク*」、「防災」、「環境共生」などをキーワードとする社会インフラ*の整備方針を早期に定め、適正な土地利用と人が集まる拠点づくりを推進します。
- 東北中央自動車道の早期全線開通に向けては、近隣自治体と協力して積極的な要望活動に取り組みます。
- 大動脈である国道 347 号など幹線道路及び生活道路網の計画的な整備と改良を進めるとともに、多様な交通手段にデジタル技術を取り入れた新たな公共交通体系を構築します。

5年間の成果（数値目標）

指標	基準	目標値
1 空き家、空き地の有効活用	0 か所 (令和元年)	10 か所 (令和 7 年)

私たち（市民）ができること



地域の美化活動に参加してみよう!!

* **コンパクト・プラス・ネットワーク**: 人口減少・高齢化が進む中、地域活力の維持と生活機能の確保を図る環境に向けて、地域公共交通と連携してコンパクトなまちづくり（コンパクト+ネットワーク）を進める考え方。

* **インフラ**: 「インフラストラクチャー」の略。ここでは経済活動や社会生活の基盤を形成する施設を表す。

9-1 土地利用・市街地整備

主要施策① 適正な土地利用

1	賑わいのある コンパクトな市街地整備 の推進 ★①-⑤	「第2次都市計画マスタープラン」及び「立地適正化計画」を策定し、「コンパクト・プラス・ネットワーク」の考え方に沿った商店街再生のほか、多様な都市機能拠点の充実を図りつつ、自然や農業基盤を可能な限り損なわない持続可能な市街地整備を推進する。
2	自然と暮らしが調和する 土地利用方針の策定	市全域の土地利用の指針である新たな「国土利用計画」に基づき、取組みを推進する。
3	地域特性に応じた 土地利用の推進	発展と暮らしを支える基盤整備を進める指針である「農業振興地域整備計画」に基づき、取組みを推進する。
4	土地に関する基本情報の 更新と活用	「第7次10か年計画」に沿って地籍調査を推進するとともに、土地情報システム（GIS）を各分野で活用する。
5	快適で安全な市街地の 構築	歩行空間のバリアフリー化や景観の保全、防災機能の向上、豪雪への対応などに留意した整備を総合的に推進する。

主要施策② 拠点整備の推進

1	市民、企業、行政の連携 による拠点整備の推進	市民との対話を大切にしながら「第2次都市計画マスタープラン」を策定し、将来に向けて「雪に強いまちづくり」と「コンパクトなまちづくり」を基本とする市街地形成を推進する。
2	学校施設の適正規模と 適正配置の検討 ★③-② 再掲載	老朽化が進む尾花沢小学校について、教育環境の視点に加え、まちづくりの視点を踏まえた整備を進める。 これに併せて将来の子どもたちにとって望ましい教育環境となるよう、学校施設の適正な規模・配置も含め、保護者や地域住民との協議を進める。
3	土地利用における 実効性の確保	暮らしの利便性向上と環境との共生を両立するため、土地利用の規制と誘導に一体的に取り組むとともに、良好な住宅地形成に向けて用途地域変更について検討する。
4	道の駅リニューアルの 推進	令和4年の東北中央自動車道（東根北～大石田村山間）の開通を見据え、既存道の駅の観光機能と防災拠点機能を強化する。

9-2 交通

主要施策① 道路網のネットワーク化と災害に強い道路施設等の整備

1	国・県道の改良整備の促進	国及び県の関係機関に対し、関連団体と連携して積極的な要望活動を実施する。
2	幹線市道及び橋梁の計画的な改良整備の実施	パトロールや定期点検による補修箇所の把握に努め、計画的な整備や補修を推進する。
3	安全で良好な街路環境の形成	街路樹の適正な維持管理と市道交差点部の街路灯LED化について、地区の意向も踏まえながら迅速に対応する。
4	地域の意見を取り入れた道路整備の実施	災害時の対応やバリアフリー化、さらには沿道環境・景観の保全などに配慮しながら、周辺住民の意向も踏まえ道路を整備する。
5	集落内・集落間の市道及び生活道路の計画的な改良整備の実施	地区の要望なども踏まえ、計画的かつ迅速な改良整備に努める。

主要施策② ミッシングリンクの早期解消

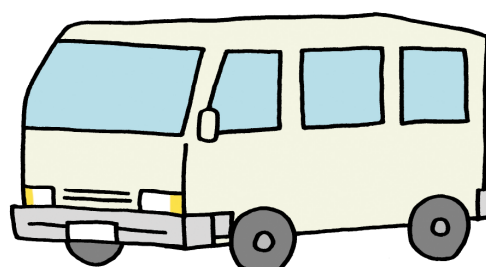
1	東北中央自動車道の早期全線開通の促進	冬期間の安全安心な交通の確保や、物流効率化による企業立地支援、さらには高次医療へのアクセス向上などを実現するため、国及び県に対する要望活動を強化する。
2	国道 347 号整備の促進	24 時間通年通行に向けて、安全対策体制づくり、さらには危険箇所の解消（バイパス化、狹隘箇所の局部改良など）を実現するため、国及び県に対する要望活動を強化する。

主要施策③ 尾花沢インターチェンジ周辺整備

1	道路ネットワークを活用した新拠点整備	東北中央自動車道の全線開通を見据え、観光や地域産業の振興及び防災機能の強化を図るため、国道 13 号及び国道 347 号も含めた道路ネットワークを活用した新拠点の整備について検討する。
---	--------------------	--

主要施策④ 新たな公共交通ネットワークの構築

1	地域の実情に合った 新たな公共交通体系の 構築 ★①-③ 再掲載	デジタル技術の活用を視野に入れながら、バスやタクシーなどを組み合わせた生活交通ネットワークを確保する。
2	山形空港と本市を結ぶ 交通機関の利用促進	交流人口の増加や産業の活性化につながるよう、山形空港と銀山温泉、工業団地を結ぶ「おいしい山形空港ライナー」、「おいしい山形空港観光バス」の運行継続と利便性向上を推進する。
3	山形新幹線、JR奥羽本線 の利便性向上の促進	沿線自治体と連携し、国及び鉄道事業者に対して奥羽新幹線・羽越新幹線の早期実現、福島～米沢間のトンネル整備の早期事業化への要望活動を強化する。





分野 10

住環境・雪対策の 充実、上・下水道 等整備の推進

SDGsとの関連性



5年間の施策方針

- ◆ 克雪対策と住環境の充実を図ります。
- ◆ 利雪・親雪にも取り組みながら、冬期間でも暮らしやすい環境を追求します。

- ライフステージに合わせた宅地取得や住宅リフォームの支援、新たな住宅の供給、公園緑地の交流・防災機能の向上を図り、暮らしやすさを創造します。
- 若い世代の定住支援を拡充するとともに、新たな住宅地の形成を検討します。
- 地域資源としての雪の活用や先進技術を活用した効果的な雪対策など、研究と実践を市民、企業、行政が一体となって取り組みます。
- 地域の意向を踏まえながら、除雪体制の強化や流雪溝の整備など克雪対策の充実を図ります。
- 施設の計画的な更新と健全な事業運営に努め、安全安心な水の安定供給と水質維持を図り、快適な住環境の向上を図ります。

5年間の成果（数値目標）

指標	基準	目標値
1 空き地や市有地を活用した宅地の供給	0 区画 (令和元年)	20 区画 (令和7年)
2 地域一斉除排雪実施集落数	2 集落 (令和元年)	5 集落 (令和7年)

私たち（市民）ができること



**冬期間でも安全で
快適に暮らせるよう、
雪処理のルールを
守ろう!!**

5年間の施策内容

10-1 住環境

主要施策① 快適な暮らしに向けた住環境の形成

1	住まいなどの定住環境の整備 <small>再掲載</small> ★①-③	ふるさと暮らし応援事業の効果的な情報発信に努めるとともに、ニーズに合った事業内容の充実を図る。
2	ライフステージに相応しい居住環境の向上	三世帯同居、移住、新婚、子育て世帯の定住促進及び空き家の活用などにつながるよう、住宅リフォーム支援事業の継続的な利用の促進と利用手続きの負担軽減を図る。
3	宅地取得や新築・建て替えの総合的な支援の推進	既存制度の実績と検証を踏まえ、制度の見直しを行いながら、ニーズに応じた事業内容の充実を図る。
4	雪に強い住まいづくりの普及 ★①-③	雪国での快適な生活環境づくりのため、克雪住宅建設や消融雪装置などの導入に対して支援する。
5	地域特性に応じた公共空間としての多機能化の推進	公園に堆雪場や災害時の避難場所、さらには市民同士の交流機能などを整備する。
6	空き家の適正管理の促進	管理不全空き家の所有者に対して適正管理を呼びかけるとともに、特定空き家については、「空家等対策の推進に関する特別措置法」に基づき総合的な対策を推進する。
7	市営住宅の適正管理の実施、活用方策の検討	市営住宅の老朽化や劣化による居住性の低下、さらには事故防止のため、建物及び設備の予防保全となる長寿命化に取り組む。 解体した市営住宅について、今後の住宅需要を考慮しながら、建て替えや安価な宅地の供給地化などを検討する。

主要施策② 新たな住宅の供給

1	市有地を活用した安価な宅地の供給 ★③-①	空き地や市有地を活用した安価な宅地分譲を推進するとともに、宅地取得支援事業のパッケージ化と効果的な情報発信に努める。
2	空き家バンクを通じた住宅の供給 ★②-②	空き家の増加を見据え、空き家バンクへの早期登録から空き家の購入につながるよう、空き家に関する支援の充実を図るとともに、全国に向けた情報発信を強化する。
3	新たな住宅地の形成	第2次都市計画マスタープランなどにより用途地域の変更を検討し、市街地への新たな住宅地を開発する。
4	市営住宅の入居者制度の運用見直し	社会情勢の変化や空き部屋の増加などを踏まえ、入居者募集の充実を図るとともに、社会情勢の変化に柔軟に対応した制度の運用について検討する。

主要施策③ 防災機能が向上した憩いの場の提供

1	「公園整備計画」の策定	「公園整備計画」を策定し、既存公園の利便性の向上と防災機能の強化を図る。
2	地域特性に応じた公共空間としての多機能化の推進 再掲載	公園に堆雪場や災害時の避難場所、さらには市民同士の交流機能などを整備する。
3	設備・遊具などの安全性・快適性の確保	市街地において貴重な緑地を維持し、質の高い公園となるよう、設備のバリアフリー化や老朽化した遊具の更新、外灯のLED化などを推進する。
4	利用者の安全を守る体制の強化	公園を安心して利用できるよう、定期的な見回りによる環境整備に努める。
5	河川公園の安全性・快適性の確保	丹生川ふれあい広場など、河川公園の適正な維持管理に努める。
6	河川整備に併せた親水空間の整備	市民の憩いの場として利用されるよう、増水による被害の修繕など、親水公園の適正な維持管理に努める。



10-2 雪対策

主要施策① 克雪対策の充実

1	きめ細かな除雪作業の実施 ★④-③	国や県との連携を強化するとともに、住民の協力も得ながら、各戸の出入口や車庫などに道路除雪による雪をできるだけ置かないよう努める。
2	迅速で効率的な除雪作業の実施	除雪車稼働状況の公開（可視化）や除雪運行システムによる作業の実施、さらにはシステムと施設データとの融合など、さまざまな場面で全世界的な位置測位システム（GPS）を活用する。
3	冬期間の歩行者の安全確保	住民の協力も得ながら、通学路などを優先した歩道部の除雪作業を実施する。
4	地域における除排雪体制の組織化	地区住民が主体的に流雪溝管理を行えるよう、組織的な管理体制の構築を支援する。 除排雪作業を進めるための重機等借上げや雪押し場の確保、流雪溝の管理などを支援する。
5	流雪溝及び防雪柵の着実な整備 ★①-③	流雪溝整備全体計画に基づき、消流雪用水や水利権の確保に努め、地区の要望に応じた整備を推進するとともに、幹線道路の必要箇所には防雪柵設置を推進する。
6	除雪困難世帯の除雪支援	除排雪が困難な世帯の暮らしを守るため、除雪券を交付する。
7	除排雪作業における共助化の促進 ★④-③	除排雪が困難な世帯の暮らしを守るため、社会福祉協議会や関係機関などと連携して除雪ボランティアセンターの運営を支援するとともに、ボランティアの育成と支援を推進する。
8	除雪機械の整備	除雪機械を計画的に更新するとともに、適正な管理に努める。
9	堆雪場の適切な管理	堆雪場となっている空き地の適切な管理に努める。

主要施策② 利雪、親雪活動の推進

1	市民と行政の協働研究の推進	「利雪」「克雪」「親雪」に関して、産学官民の協働による研究に取り組む。
2	雪国にしかない楽しみを体験するイベントの充実 ★②-①	尾花沢ならではの冬の楽しみ方を国内外の人に提供し、冬期間の観光客増加につながるよう、雪まつり&徳良湖WINTER JAMの開催や徳良湖スノーランドの開設など、冬の魅力を活かすイベントを開催する。
3	冬季スポーツの充実	雪国の特性を活かし、学校や地域活動と連携して子どもの頃からスキーに親しむ環境づくりを推進する。

10-3 水道・下水道等

主要施策① 安全安心な水の安定供給

1	新たな水源の調査	安定した水の供給に向け、水源調査を実施する。
2	災害に強い水道施設の整備	施設の耐震と老朽管（石綿管）の計画的な布設替え、さらには老朽施設の更新などを推進する。
3	水質管理体制の強化	水道水の水質検査の実施や浄水場の適正管理、さらには定期的な点検と設備の更新を計画的に実施する。

主要施策② 事業の健全な運営

1	公共下水道事業の計画的な推進	未整備地区における下水道工事を促進する。
2	公共下水道への早期接続の促進	未接続者へのチラシ配布や市公式ホームページなどでの広報活動を通じて、公共下水道への正しい理解を深める。
3	農業集落排水処理施設への早期接続の促進	未接続者へのチラシ配布や市公式ホームページなどでの広報活動を通じて、農業集落排水処理施設への正しい理解を深める。
4	合併処理浄化槽の設置促進	公共下水道事業、農業集落排水事業以外の地区などにおいて、生活雑排水に含まれる有機汚濁を減らし水環境を保全するため、合併処理浄化槽の設置を促進する。
5	都市下水路の適正管理の推進	定期的な清掃や草刈り、さらには流末の汚泥引抜を行うなど、施設の適正な管理に努める。

主要施策③ 安全安心な水の安定供給

1	水道事業の経営基盤の強化	適正かつ健全な経営のため、料金収入の確保に努め、維持管理経費の節減を図る。 企業会計移行や定期的な施設点検による経費の節減に努める。
2	公共下水道事業の経営基盤の強化	適正かつ健全な経営を行うため、使用料収入の確保に努め、維持管理経費の節減を図る。
3	農業集落排水事業の経営基盤の強化	経営・資産などの状況の正確な把握に努め、弾力的な経営などを行うため、公営企業会計へ移行する。





分野 11

安全な 地域づくりの推進

SDGs との関連性

1 貧困をなくそう	2 飢餓をゼロに	3 すべての人に健康と福祉を	4 質の高い教育をみんなに
5 ジェンダー平等を実現しよう	6 安全な水とトイレを世界中に	7 エネルギーをみんなにそしてクリーンに	8 働きがいも経済成長も
9 産業と技術革新の基盤をつくろう	10 人や国の不平等をなくそう	11 住み続けられるまちづくりを	12 つくる責任 つかう責任
13 気候変動に具体的な対策を	14 海の豊かさを守ろう	15 陸の豊かさを守ろう	16 平和と公正をすべての人に
17 パートナシップで目標を達成しよう			

5年間の施策方針

◆ 市民の力、地域の力、行政の力を結集し、防災・減災のまちづくりと安全で安心な環境づくりに取り組みます。

- 迅速な情報伝達対策、孤立集落対策、避難所機能の強化、定期的な防災訓練の実施など、緊急時に備えた防災体制の強化を図ります。
- 市民主体に地域防災力の強化を日頃から図るとともに、消防団員の確保、消防・防災設備の整備・更新による消防力の強化を図ります。
- 急傾斜地危険箇所、河川の整備促進について、国及び県に要望していきます。
- 事故・事件を未然に防ぐ市民一人ひとりの「ディフェンス力」を高めるとともに、防犯灯設置や交通安全施設の整備、さらには見守り活動などを通じて、地域コミュニティの力で安全安心な環境の向上を図ります。

5年間の成果（数値目標）

指標	基準	目標値
1 住宅用火災報知器設置率	87.0% (令和元年)	100% (令和7年)
2 「地域の避難路・避難所を知っている」と回答した市民の割合（アンケート）	68.0% (令和元年)	90.0% (令和7年)

私たち（市民）ができること



**避難訓練に
参加してみよう!!**

11-1 消防・防災

主要施策① 総合的な防災体制の構築

1	災害時の迅速な情報伝達 の環境整備 ★④-⑤	<p>災害情報の確実な伝達のため、防災行政無線の整備と、適正な維持管理に努めるとともに、市公式ホームページ、メール、ソーシャルメディアなどを活用し迅速に災害情報を発信する。</p> <p>自主防災会長宅のほか災害時要援護者、災害危険エリア居住世帯などのうち、防災行政無線の放送が聴き取りにくい世帯を中心に戸別受信機を貸与する。</p>
2	実効性のある災害対策 体制の強化	<p>想定外の大規模災害にも対応できるよう、職員初動マニュアルや避難勧告などの判断基準・伝達マニュアル、さらには避難所運営マニュアルなどを適宜見直しながら災害対策本部の機能強化を図る。</p> <p>関係機関、地域住民と連携した実践的な災害訓練を実施し、大規模災害への対応力を強化する。</p>
3	災害時孤立集落に関する 対策の推進	<p>災害時に集落が孤立化した場合に備え、情報通信手段や救助・避難方法、さらには支援物資を確保する。</p>
4	避難所機能の強化	<p>災害から受ける影響やニーズは性別や年齢によって異なることに配慮し、指定避難所に災害時備蓄品や資機材などを計画的に配備するとともに、施設のバリアフリー化や通信環境などを整備する。</p> <p>消費期限を迎える備蓄品について、自主防災組織への提供や防災教育への活用などを推進し、ローリングストックによるストックマネジメントに努める。</p> <p>備蓄品及び防災資機材の適正管理を行うため、防災備蓄倉庫を整備する。</p>
5	災害時の初動や復興に 備える多様な連携の強化	<p>物資提供や人的支援の相互協力のため、交流自治体、民間企業、団体などと災害時応援協定を締結する。</p>
6	急傾斜地危険箇所、 河川の整備促進	<p>土砂災害や水害の未然防止のため、県など関係機関と連携し、危険箇所について計画的に事業を推進する。</p>
7	所有者に対する意識啓発、 耐震改修支援などの推進	<p>住宅・建築物の所有者など等に工作物の安全確保や耐震診断、耐震改修の重要性と必要性について啓発に努める。</p> <p>県など関係機関と連携し、各種補助制度の活用を図りながら耐震改修を支援する。</p>
8	武力攻撃事態発生時の 国民保護の実施	<p>尾花沢市国民保護計画に基づき、武力攻撃事態及び緊急対処事態における国民保護措置、緊急対処保護措置を総合的に推進する。</p>

主要施策② 地域防災力の強化

1	地区における災害時 要援護者支援体制の強化 <small>★④-③</small> <small>再掲載</small>	民生委員や区長などを通じて災害時要援護者支援台帳への登録を呼びかけるとともに、民生委員や区長、さらには自主防災組織との連携を強化する。
2	市民の防災意識の向上	防災情報ガイド改訂版を発行するなど、災害危険エリアの周知や防災教育を推進する。
3	自主防災組織の育成強化 <small>★④-③</small>	防災出前講座やリーダー研修会などを開催するとともに、各地区において実際の災害を想定した避難訓練を実施する。 自主防災組織における防災資機材の購入、防災訓練の実施などの活動を支援する。
4	地区住民の災害対応能力の向上	地域と行政が連携した各種（火災・地震・風水害など）防災訓練を実施することにより、参加する地区民が災害時に自らが取る行動（早期避難・自助・共助など）を確認する。
5	女性防火協力班、少年 消防クラブなどの活動の 充実	近年多発する地震や豪雨災害などの自然災害に対する防災意識の向上につながる活動や、独自の視点を活かした啓発活動を支援する。
6	住宅用火災警報器などの 設置促進	警報器設置率 100%を実現するとともに、女性防火協力班や自主防災組織、さらには地域住民と連携し、連動型警報器の設置について啓発活動を強化する。



主要施策③ 総合的な消防力の充実強化

1	消防力の充実強化	多様化する災害に備え、消防活動を安全・確実・迅速に行うため、消防施設や消防車両・資機材を計画的に導入及び更新する。
2	消防広域化への対応	県など関連機関と連携し、消防組織の広域化に関する検討を推進し、持続可能な消防体制を構築する。
3	消防職員・救急隊員の資質向上	消防大学校などの各種教育訓練を受講するとともに、各種免許取得に努め、複雑かつ多様化する災害へ対応できる能力を取得する。 救急現場で迅速確実に対応するため、訓練計画に基づき、病院実習や救急隊員研修、さらには各種訓練を計画的に実施する。
4	救急救命に関する適切な知識・救急車の適正利用の普及	市民が心肺蘇生法やAED操作を体験することで、応急手当の必要性和救命のリレーの重要性を認識し、救急医療に関する意識の高揚を図る。
5	消防水利の計画的な整備	大規模な地震による火災に備え、耐震性貯水槽を継続的に設置するとともに、老朽化した消火栓の更新を図る。
6	防火管理体制の強化	防火対象物に関する定期的な査察を実施するとともに、重大違反防火対象物に対しては公表制度や違反処理を適正に実施し、早期是正を図る。
7	武力攻撃事態発生時の即応体制の整備	事態発生時における被害の最小化を図るため、必要資機材の導入と関係機関と連携した訓練を継続的に実施する。

主要施策④ 消防団活動の充実

1	団員の継続的な確保	消防団員の処遇改善などに取り組みながら、消防団の役割や活動内容の発信など、「魅力ある消防団」の周知に努める。
2	団員の資質向上	火災をはじめ、多様な災害に対応するため、上級幹部の消防大学校などへの入校や、各団員の知識と技術向上のための講習、さらには訓練を計画的に実施する。
3	施設・設備の計画的な更新	消防団の集約や現有消防施設の老朽化を考慮し、消防力向上につながるよう、施設などの計画的な整備を推進する。
4	連絡体制の確立	大規模災害に備え、各地区消防団に通信機器を配備する。

11-2 交通安全・防犯

主要施策① 交通事故のない安全な地域づくり

1	年齢層に応じた効果的な交通安全教育の推進	警察、保育所、老人クラブなど関係機関と連携し、各年齢層に応じた趣向をこらした交通安全教室を開催し、交通安全意識の向上を図る。
2	高齢者ドライバーによる交通事故防止の推進	バス回数券やタクシー利用券などを交付することにより、高齢者の運転免許証の自主返納を促進する。
3	交通事故危険箇所の解消 ★④-③	交通事故危険箇所や修繕が必要な箇所の把握に努め、交通安全施設などの整備と改修を推進するとともに、国・県道の危険箇所については改善などを要請する。
4	集落内・集落間の市道及び生活道路の計画的な改良整備の実施 再掲載	地区の要望などを踏まえ、計画的かつ迅速な改良整備に努める。

主要施策② 犯罪のない安全な地域づくり

1	関係機関・団体と連携した防犯意識の啓発	防犯研修会や防犯点検・青色回転灯搭載車によるパトロールなどを実施するとともに、毎月18日を防犯の日とし、市民の防犯意識の向上を図る。
2	地域と連携した防犯カメラの設置	犯罪から市民を守るため、地域の意向を踏まえながら防犯カメラを増設する。
3	登下校時の見守り活動の充実 再掲載	「通学路交通安全プログラム」に基づく通学路の安全対策を講じるとともに、学校区毎に登下校時の見守り隊を編成し、立哨活動を実施する。
4	防犯灯の設置促進	防犯灯のLED化を図るとともに、補助制度の周知を強化する。
5	消費生活相談の充実	複雑化する消費生活上のさまざまなトラブルに適切かつ迅速に対応するため、消費生活相談員のスキルアップと警察との連携強化を図る。
6	年齢層に応じた特殊詐欺など被害の未然防止	高齢者の集会やイベントなどに出向き、歌や寸劇などをまじえながら特殊詐欺などの被害防止の啓発を図る。 高齢者だけでなく、若年層も消費生活上のトラブルに巻き込まれないよう、消費者教育の充実を図る。





分野 12

資源循環型社会の 推進

SDGs との関連性



5年間の施策方針

- ◆ 自然豊かな郷土の次代への継承に向けて一人ひとりの意識向上に取り組みます。
- ◆ 家庭、企業、行政が一体となり、環境に優しいライフスタイルの転換を進めます。

- 脱炭素社会（ゼロカーボンシティ）に向けて、家庭、企業の協力のもと、化石燃料に依存しない再生可能エネルギーの活用に取り組みます。
- 環境に優しいライフスタイルや限りある資源の大切さを認識してもらうため、環境教育の充実を図ります。
- 「環境基本計画」と「新エネルギー推進計画」を一体的に策定し、農業・畜産業との連動や先進技術の活用など、民間企業との連携も視野に入れたエネルギーの地産地消に取り組みます。
- 家庭の3R（スリーアール）の実践を中心に、廃棄物処理施設の適正な維持管理に努めます。
- ごみ焼却施設の新設に向けて「基本計画」を策定します。

5年間の成果（数値目標）

指標	基準	目標値
1 二酸化炭素排出量 （環境省データ）	118.8kt-CO2 （平成29年）	111.5kt-CO2 （令和7年）
一人一日当たりの 2 ごみ排出量 （家庭系可燃ごみ）	848g （令和元年）	802g （令和7年）

私たち（市民）ができること



**環境問題を学び、
家庭のゴミを
減らそう!!**

5年間の施策内容

12-1 環境保全

主要施策① エネルギーの地産地消推進

1	尾花沢ならではの再生可能エネルギーの推進	環境負荷の少ない再生可能エネルギーの普及と地産地消を目指し、「環境基本計画」と「新エネルギー推進計画」を一体的に策定する。
2	家庭、企業における再生可能エネルギーの利用拡大 ★①-③	国や県と連携し、家庭や企業における再生可能エネルギーの導入に対して支援する。
3	脱水汚泥の再利用	資源循環型社会の形成を目指し、脱水汚泥の再利用を推進する。

主要施策② 環境教育の推進

1	環境教育の充実 ★③-②	「次世代エネルギーパーク」の認定を受けた市の施設を活用し、学校と連携した学習活動や環境保全に関する生涯学習講座、さらには地域活動の充実を図りながら、環境保全への理解を深める。
---	-----------------	---

主要施策③ 脱炭素社会（ゼロカーボンシティ）の推進

1	地球温暖化防止対策の実践	地球温暖化防止の強化と脱炭素社会（ゼロカーボンシティ）実現に向けた取組みを推進する。
2	環境に優しいライフスタイルの推進	食品ロスやごみの軽減、さらには地産地消など、家庭や企業と連携してグリーンコンシューマー（環境に優しいライフスタイルを志向する人）の増加を図る。
3	市民一斉クリーン作戦の推進	春と秋の年2回、市民によるクリーン作戦を実施する。
4	不法投棄の未然防止及び適正管理	県など関係機関と連携し、春と秋の市内巡回パトロールを実施する。

12-2 環境衛生

主要施策①

家庭における3R(スリーアール)の推進と 廃棄物処理施設の適正運営

1	市民主体の3Rの推進	市全体でリデュース(ごみを減らす)、リユース(繰り返し使う)、リサイクル(ごみの再資源化)に取り組み、ごみを削減する。
2	ごみの再資源化の促進	効率的かつ円滑にごみの再資源化を推進する。
3	ごみ焼却施設とリサイクルプラザの新設・更新	「循環型社会形成推進地域計画」に基づき、ごみ焼却施設とリサイクルプラザの新設及び更新を計画的に実施する。
4	環境衛生センターの適正な運営	効率的かつ円滑なごみ処理のため、施設・設備の修繕を計画的に実施し、維持管理経費の節減に努める。
5	汚泥再生処理センターの適正な運営	効率的かつ円滑なし尿処理のため、施設・設備の修繕を計画的に実施し、維持管理経費の節減に努める。



5

市民協働・行財政

～ 笑顔の花咲く交流と協働のまち ～

分野 13

交流の活性化、 移住促進

13-1 交流

13-2 移住支援

直面する課題

- 交流は、どのように国内外との交流を拡大していくかが課題であり、国内外への情報発信や地域資源を活用した多様な交流活動など、「尾花沢ファン」を増やす取組みが必要です。
- 移住支援は、移住希望者のニーズにきめ細かく対応することが課題であり、住居や仕事を含めた継続的な移住・定住のサポート体制の充実が必要です。

分野 14

男女共同参画・ コミュニティ活動・ 協働のまちづくり の推進

14-1 男女共同参画

14-2 コミュニティ活動

14-3 協働のまちづくり

直面する課題

- 男女共同参画は、市民に理念が十分に浸透していないことが課題であり、さまざまな場面で女性の活躍促進や働きやすい環境づくりなど、全市を挙げて男女共同参画社会の形成を進める必要があります。
- コミュニティ活動は、地域役員の後継者不足や地域活動の維持が課題であり、多世代の参加促進、拠点整備、アドバイザー派遣など、地域資源とさまざまなアイデアを駆使した活動の活性化が必要です。
- 協働のまちづくりは、多様化・複合化する地域課題への対応が課題であり、地域と行政との情報共有や地域を元気にする団体の育成など、住民自治の維持と活性化を支える必要があります。

分野 15

行財政運営の 推進

15-1 行政運営

15-2 財政運営

直面する課題

- 行政運営は、多様化する市民ニーズへの対応、増加する自治事務・事業への対応が主な課題であり、デジタル技術の効果的な活用、多様な情報発信など、市民サービス向上と業務の最適化を図る一層の取組みが必要です。
- 財政運営は、人口や地元消費の減少による市税や地方交付税の減少、社会保障やインフラ整備の経費増加といった課題があり、公有財産の有効利用、経費の節減、新たな財源確保など、長期的な視点で安定した財政運営が必要です。



分野 13

交流の活性化、 移住促進

SDGs との関連性



5年間の施策方針

- ◆ 地域資源を最大限活かし、交流の質と量を拡大します。
- ◆ 尾花沢ファンから関係人口へ、そして移住へとつながる環境づくりに取り組みます。

- さまざまな地域資源を活用し、友好都市、首都圏、地元出身者との交流をさらに深めるとともに、地域主体の交流の活性化を支援します。
- 国際理解を深めるため、広域的な連携を強化しながら外国人との交流機会の充実を図ります。
- ふるさと納税や農業・農村と連携した体験型・滞在型ツアー、ソーシャルメディアなどを通じた魅力発信を強化し、国内外に「尾花沢ファン」を増やします。
- 移住支援コーディネーターを中心とする移住・定住の応援体制に加えて、起業・創業と住まいの一体的な支援、短期移住体験の機会を提供し、移住に向けてきめ細かにサポートします。

5年間の成果（数値目標）

指標	基準	目標値
関係人口 (ふるさと納税寄付者数+ 1 首都圏会・みやぎ尾花沢会 +友好都市との交流事業参加者数など)	25,314人 (令和元年)	28,000人 (令和7年)
2 移住世帯	70件 (平成28年～令和元年)	100件 (令和3年～令和7年)

私たち（市民）ができること



**尾花沢の魅力
市外の人に伝えよう!!**

5年間の施策内容

13-1 交流

主要施策① 地域資源を活かした多様な交流の拡大

1	友好都市との相互交流の推進	宮城県岩沼市と本市の特色を活かし、施設や空港の見学、雪遊び体験、さらにはスポーツなどを通じた市民同士の交流を推進する。
2	都市と農村の相互交流の推進	東京都板橋区と本市の特色を活かし、林間学校や都市体験移動教室を通じた子どもたちの交流、四季折々の魅力発信などを通じた市民同士の交流を推進する。
3	地域主体の交流活動の活性化	災害時相互支援協定を契機にスタートした地域間交流など、地域主体の独自の交流を支援する。
4	地元出身者との交流の推進	「首都圏尾花沢会」と「みやぎ尾花沢会」との情報交換の場や交流事業の充実を図る。
5	国際理解を深める機会の充実	地域行事やおばなざわ花笠まつりなどを通じた外国人との交流機会の充実を図るとともに、交流事業の新たなニーズ把握に努める。
6	多文化共生社会の実現	外国人専門相談窓口の活用や外国人交流事業の相互参加などについて、広域的な連携を強化する。
7	外国人も暮らしやすく、訪れやすい環境づくり	各種刊行物や施設案内板などの外国語併記を推進するとともに、市役所や公共施設の窓口などに日本の習慣などを紹介した外国人向けガイドブックを備え付ける。

主要施策② 尾花沢に関心を持つ人の増加

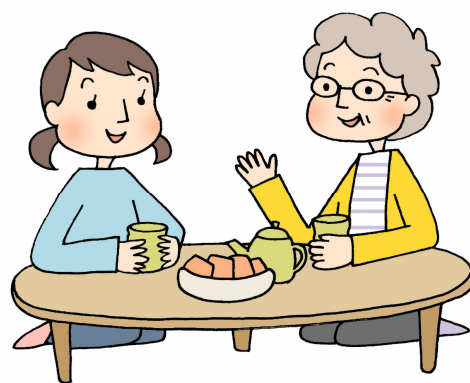
1	農業・農村と連携した体験型・滞在型観光の充実	田舎暮らし体験ツアーやオンライン田舎体験ツアーを実施する。
2	全国の「尾花沢ファン」の拡大 ★②-①	ふるさと納税を通じた魅力発信の一環として、ふるさと尾花沢応援基金制度のポータルサイトの充実や、ソーシャルメディアの活用による情報発信の拡大、さらには新規返礼品の開発などを推進する。
3	ふるさと大使によるPR	全国的に有名なふるさと大使の協力を得ながら、食や文化、さらには四季折々の魅力を国内外に発信する。
4	本市への関心を高める効果的なPRの実施 ★②-①	県など関係機関と連携し、やまがたハッピーライフ情報センターや、JOINなどの情報ツールを活用するとともに、観光パンフレットの改訂やソーシャルメディアの活用など情報発信を強化する。
5	都市とつながる田舎づくりの推進 ★②-⑤	新しい働き方の提案やアクティビティ体験、さらには地域住民との交流を通じて、田舎の魅力発信と移住に向けたきっかけづくりに取り組む。

13-2 移住支援

主要施策① 移住に向けたサポート体制の強化と定住後の支援

1	移住・定住を応援する体制の充実 ★②-②	<p>移住推進協議会での異業種による情報共有を充実させながら、空き家バンクの情報発信や移住セミナーの開催、さらには移住者交流会など実施する。</p> <p>移住後の暮らしをサポートする移住支援コーディネーターを配置し、移住希望者の相談支援から移住後の地域での暮らしまで、総合的かつきめ細かに支援する。</p>
2	移住に向けた体験機会の提供 ★②-①	<p>ソーシャルメディアを活用した魅力発信に努めるとともに、おばなざわ体験ツアーなど各種体験事業の充実を図る。</p>
3	U I J ターンへの支援 ★②-②	<p>移住者への住宅施策とともに新たな支援制度を創設し、支援の拡充を図る。</p> <p>本市出身者に対しては、ソーシャルメディアも活用しながら、市内企業とのマッチング事業などを展開しふるさと回帰のきっかけづくりを支援する。</p>
4	地域おこし協力隊の定住促進 ★②-②	<p>新たな活動形態を検討しながら、地域内での起業や移住を支援する。</p>







分野 14

男女共同参画・ コミュニティ活動・ 協働のまちづくり の推進

SDGs との関連性



5年間の施策方針

- ◆ 男女共同参画意識の浸透を図り、市民総活躍社会の基盤を構築します。
- ◆ 市民全員の力を結集する環境づくりを進めます。

- 男女共同参画意識の浸透を図り、さまざまな組織の政策立案過程への女性登用、家庭や職場のワーク・ライフ・バランスの普及などを通じて、女性活躍社会の形成、ライフステージに応じて活動できる環境を構築します。
- 小さな拠点づくりや地域おこし協力隊の活動の充実、地域づくり支援アドバイザーの派遣などを通じて、市民主体のコミュニティ活動の環境づくりと地域活動の活性化を推進します。
- 地域と行政の意見交換の充実や市職員などによる地域づくりコーディネーター活動などを通じて、行政との適正な役割分担に基づく住民自治を応援します。

5年間の成果（数値目標）

指標	基準	目標値
1 地域運営組織数	2 団体 (令和元年)	5 団体 (令和7年)
2 移住世帯	70 件 (平成28年～令和元年)	100 件 (令和3年～令和7年)

私たち（市民）ができること



**地域行事に積極的に
参加してみよう!!**

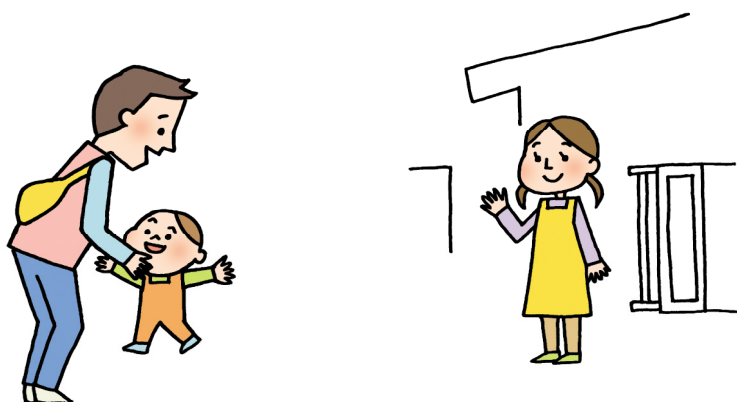
14-1 男女共同参画

主要施策① 女性活躍社会の形成

1	男女共同参画社会についての正しい理解と人権尊重の意識づくり ★③-③	「男女共同参画行動計画」に基づき、性別による固定的な役割分担意識の解消や社会慣行の見直しなど、男女平等意識の浸透に向けた広報活動及び学習会などを開催する。
2	意思決定の場における男女共同参画の推進 ★③-③	各種審議会への女性の更なる登用促進を図る。
3	女性のキャリア形成への支援 ★①-②	男女の意向を反映したより良い地域活動を目指して、各種団体役員への女性の積極的な登用を推進するとともに、社会全体の意識改革を促す学習機会の充実を図るなど女性団体の育成を支援する。

主要施策② ライフステージやライフスタイルに応じて活動できる環境の構築

1	ワーク・ライフ・バランス実践企業への支援★③-③ 再掲載	育児休暇、介護休暇などの取得促進を支援する。
2	労働環境改善に向けた家庭、企業などへの情報発信 再掲載	関係機関と連携し、男女雇用機会均等法や育児・介護休業制度など労働環境改善に向けた情報発信に努め、働き方改革を推進する。
3	行政、学校における働き方改革の推進	行政や学校における働き方改革を推進する。



14-2 コミュニティ活動

主要施策① 豊かで活力ある地域づくりへの支援

1	小さな拠点づくり ★④-①	子どもから高齢者までみんなが生涯いきいきと暮らし続けられる仕組みについて、地域と行政が一体となり構築する。
2	地域づくり支援 アドバイザーなどの派遣	地域で活躍するリーダーや女性の育成を推進するとともに、地域づくりの専門家の助言に基づいた活動を支援する。
3	新たな視点や発想による 地域づくりの活性化	地域活動に地域おこし協力隊や移住者などが参画できる機会の充実を図る。
4	市民が地域コミュニティ に関心を持つ機会の提供 ★④-①	地域づくりに関する講演会や視察などを実施し、啓発活動に努める。
5	若者による地域活動の 活性化とふるさと愛の 醸成 再掲載 ★①-②	中高生を対象とした「まちの未来を、まちぐるみで考える」キャリア教育を実践する。

主要施策② 地域活動の活性化

1	安心して自治会活動が できる環境づくり	地域活動における万一の事故・ケガに対応できるよう、各種保険への加入を支援する。
2	地域独自の元気な 地域づくりの促進	幅広い共助活動が展開されるよう、集落や地域の特性を活かして市民が主体的に行う活動を支援する。
3	自立した地域づくり活動 の支援	地域資源などを活用して自立型地域内経済活動の実践を支援する。
4	地域主体のまつりや イベントなどの実行支援	地域コミュニティ活性化に向けた支援制度の周知に努め、制度の活用を支援する。
5	活動拠点となる地区公民館 などのコミュニティ施設の 機能充実	各地域にある公共施設を活用するなど、コミュニティ施設としての機能強化や地域住民が気軽に集える場として整備する。
6	空き公共施設の利活用の 推進	学校などの空き公共施設の増加を想定し、地域の意向を踏まえながら、空き公共施設の利活用や適正管理について検討する。

14-3 協働のまちづくり

主要施策① 住民自治の応援

1	地域と行政の意見交換の充実	市民主体の地域づくりが進むよう、ワークショップなどさまざまな手法を取り入れながら、市民と市長がまちづくりを語り合う機会の充実を図る。
2	市民活動を通じた郷土意識の向上と交流の拡大	「尾花沢市ボランティアセンター」が主体となり、除雪ボランティア活動を支援するとともに、除雪ボランティアなどを通じて、大学生や市内外の企業との交流を推進する。
3	市職員の地域支援スキルの向上	地域づくりに関する意識の醸成と地域の良さを引き出せる技能習得のため、地域活動団体と連携しながら研修会などの充実を図る。
4	特定非営利活動法人（NPO法人）の育成	市内での公益的な団体活動が活発となるよう、特定非営利活動法人（NPO法人）の認証に向けた手続きなどを支援する。





分野 15

行財政運営の 推進

SDGs との関連性



5年間の施策方針

- ◆ 業務の効率化を進め、よりきめ細やかで
利便性に優れた市民サービスの提供に
努めます。
- ◆ 「選択と集中」の戦略的な予算配分による
健全な財政運営を行います。

- デジタル技術を活用したスマート自治体（自治体行政のデジタル化）の構築や行財政改革により業務の効率化を推進し、よりきめ細やかで利便性に優れた市民サービスを提供します。
- 社会の変化に対応できる最適な行政運営に努めるとともに、周辺自治体との広域連携を推進します。
- 安定した財源の確保に努めながら、公有財産の有効利用と将来を見据えた健全な財政運営を推進します。

5年間の成果（数値目標）

指標	基準	目標値
1 実質公債費比率	6.6% (令和元年)	12%を下回る (令和7年)
「市政に関心がある」 2 と回答した市民の割合（アンケート）	63.2% (令和元年)	70.0% (令和7年)

私たち（市民）ができること



イベント情報などをお互いに教え合おう!!

15-1 行政運営

主要施策① 市民サービス向上と業務効率化の推進

1	スマート自治体の構築 (自治体行政のデジタル化)	デジタル技術を積極的に活用した業務の効率化を推進し、よりきめ細かで利便性に優れた市民サービスの提供を推進する。
2	行財政改革の一層の推進	適正な財源と人員でさまざまな行政ニーズに対応するため、事務改善委員会などでの検討を推進しながら、市民サービスの向上と業務の効率化に関する行財政改革に努める。
3	新たな課題や市民ニーズに即応できる体制の構築	民間委託の活用や業務の一層の効率化などを計画的に進め、柔軟な組織運営を推進する。
4	インターネットなどを活用した行政サービスの充実	インターネットによる情報発信に向けた環境整備とオープンデータ化を推進するとともに、マイナンバーを利用した各種申請のオンライン化を推進する。
5	市公式ホームページの充実、市政に関する分かりやすい情報提供、情報交換の推進	さまざまな分野の最新情報を見やすく、分かりやすく提供するため、ソーシャルメディアを活用しながら、見る人の視点に立った情報発信に努める。
6	市政バスを活用した広報・公聴活動の推進	公共施設や本市の現状を視察する市政バスを活用し、広報・公聴活動の充実を図る。



主要施策② 社会の変化に応じた最適な行政運営

1	職員の資質向上	評価育成制度の適正な運用及び職員研修の実施により、職員の能力開発・資質向上に努めるとともに、業務改善を通じて市民サービスの向上を図る。
2	情報活用能力を持つ人材の育成	職員の情報リテラシーを高めるため、情報処理や電算業務に関する研修会の充実を図る。
3	個人情報流出防止対策の徹底	セキュリティポリシーを遵守し、マイナンバーを含めた各種情報資産の適正な管理運用を徹底するとともに、各種システム及び情報サービスの提供を安全かつ円滑に実施する。 定期的な職員研修会及び監査を実施し、セキュリティ意識の徹底を図る。
4	公共施設などの適正な管理	指定管理制度を活用しながら、公共施設の効率的な管理運営に努める。 公共施設の老朽化の状況や市民ニーズを把握し、「尾花沢市公共施設等総合管理計画」に基づき、施設の改修や適正配置、さらには長寿命化を計画的に推進する。
5	効率的で透明性の高い行政運営	P D C A サイクルによる進捗管理に努めながら、評価結果を基に事務事業の廃止や統廃合を含めた整理を行い、限られた資源で効率的・効果的な事業を実施する。 情報開示請求に対しては、情報公開条例に基づき開示の可否を適切に判断し、市民が求める情報を公開する。
6	計画策定や事業評価などにおける市民意見の反映	行政計画の策定や事業評価などへ市民及び有識者の参画を推進し、幅広い視点、専門的知識からの意見を積極的に反映する。
7	行政計画の策定と公表	市民との対話を大切にしながら行政計画を策定するとともに、広報紙や分かりやすい概要版の配布などを通じて、市民との情報共有を図る。

主要施策③ 周辺自治体との広域連携

1	山形連携中枢都市圏との連携	構成市町が連携したさまざまな施策を通じて、地域の活性化や都市機能の強化、さらには市民サービスの向上に取り組む。
2	より効率的な広域行政の推進	本市が参加する協議会及び研究会のこれまでの取組みの成果を検証し、スケールメリットや相乗効果をより発揮するための方策や協議会のあり方、さらには将来を見据えた政策的事業などについて、構成自治体と検討する。

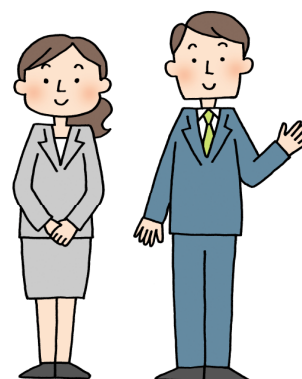
15-2 財政運営

主要施策① 公有財産の有効利用

1	公有財産の新たな有効活用や処分	<p>空き公共施設の解体後を含めた利活用の検討や、法定外公共物、さらには不要物品及び未利用普通財産の売却を推進する。</p> <p>未利用地については、分譲地などとしての処分も推進する。</p>
---	-----------------	---

主要施策② 健全な財政運営の推進

1	将来を見据えた経費の節減・効率化	<p>業務委託や公共施設の統廃合、さらには維持管理コストの縮減などを進め、経常経費の節減を図る。</p> <p>既存事業の効果などを考慮し、事業の見直しや統廃合、さらには補助機関の終期を予め定めるサンセット方式の導入などを推進し、事業経費の効率化を図る。</p> <p>公営企業・第3セクターなどの経営状況を把握し、健全な事業経営に努める。</p>
2	財政状況の共有化	<p>財政状況の分析、予算・決算及び財政指標並びに財務諸表の公表を行い、市民と行政が情報を共有する財政運営の「見える化」を推進する。</p>
3	短期・中長期のバランスを考慮した適正な投資	<p>市民ニーズや事務事業評価の結果、さらには将来を見据えた政策的事業などを総合的に考慮し、事業の重点化と選別化により投資規模の適正化を図る。</p>
4	受益者負担の適正化	<p>事業や施設毎の受益者負担割合を明らかにし、市民の理解を得ながら、受益者負担の原則に基づき使用料・手数料の見直しを図る。</p>
5	安定した財源の確保	<p>国・県の動向を注視し、活用できる特定財源の調査や各種補助制度、さらには後年度負担の少ない有利な市債を積極的に活用する。</p>
6	市税などの収納率の向上	<p>納税相談員によるきめ細かな訪問徴収を推進し、徴収アドバイザーの助言を得ながら、適正な賦課徴収に努める。</p> <p>コンビニ納付や口座振替の利用促進を図るとともに、キャッシュレス決済を導入し納税者の利便性向上を図る。</p>





資料編

1. 第7次総合振興計画策定経過

年月日	内容
令和元年 7月16日	第1回総合振興計画策定会議
10月2日	第1回総合振興計画策定会議幹事会
10月10日	市議会全員協議会 ○策定スケジュール、まちづくりアンケートの概要
11月	まちづくりアンケートの実施 対象者：20歳以上の市民 2,000人（無作為抽出）回答率…41.4% ：高校生世代 415人（全員）回答率…33.3% ：市内中学校に在籍する中学生 406人（全員）回答率…96.1%
令和2年 1月15日	第2回総合振興計画策定会議幹事会
1月19日	第1回市民ワークショップ
2月10日	市議会全員協議会 ○尾花沢市総合戦略の延長、市民アンケート調査報告（速報）
2月16日	第2回市民ワークショップ
6月22日	第3回総合振興計画策定会議幹事会
7月5日	第3回市民ワークショップ
7月19日	第4回市民ワークショップ
7月21日	第2回総合振興計画策定会議
8月18日	第4回総合振興計画策定会議幹事会
8月19日	第1回総合企画審議会 ○委嘱状の交付、第7次尾花沢市総合振興計画の諮問、第7次総合振興計画策定基本方針、基礎調査の結果、市民ワークショップの開催状況の報告、計画づくりの方向性と基本構想のフレームについて協議
8月23日	第5回市民ワークショップ
8月24日	第3回総合振興計画策定会議
8月31日	市議会全員協議会 ○基礎調査の結果、計画づくりの方向性について報告
9月6日	第6回市民ワークショップ
9月23日	第5回総合振興計画策定会議幹事会
9月24日	第4回総合振興計画策定会議
10月6日	第2回総合企画審議会 ○基本構想について協議
10月9日	市議会全員協議会 ○基本構想について協議
11月5日	第6回総合振興計画策定会議幹事会
11月12日	第5回総合振興計画策定会議

年月日	内容																																													
11月19日	第3回総合企画審議会 ○基本構想、基本計画について協議																																													
12月17日	第7回総合振興計画策定会議幹事会 第6回総合振興計画策定会議																																													
8月下旬 ～10月下旬	まちづくり座談会を開催し、市民意見の集約に努めた（83地区） <table border="1" data-bbox="630 592 1312 1386"> <thead> <tr> <th>日程</th> <th>対象地区</th> <th>会場</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>8/28</td> <td>常盤地区全集落</td> <td>常盤小学校</td> </tr> <tr> <td>9/23</td> <td>高橋、中刈、矢越、関谷、市野々、岩谷沢</td> <td>地域福祉交流センター</td> </tr> <tr> <td>9/24</td> <td>上町1、上町2、若葉町、上町3、上町4、上町5、臈気</td> <td>市役所</td> </tr> <tr> <td>9/25</td> <td>新町1、新町2、新町3、新町東、新町4、新町5、荒楯</td> <td>市役所</td> </tr> <tr> <td>10/8</td> <td>野黒沢1、野黒沢2、芦沢1、芦沢2、芦沢駅前</td> <td>福原地区公民館</td> </tr> <tr> <td>10/9</td> <td>玉野地区全集落</td> <td>玉野小学校</td> </tr> <tr> <td>10/11</td> <td>榎町1、榎町2、榎町3</td> <td>尾花沢小学校 (放課後児童クラブ)</td> </tr> <tr> <td>10/12</td> <td>安久戸、丹生1、丹生2、丹生3</td> <td>さくら保育園</td> </tr> <tr> <td>10/19</td> <td>行沢、中島、押切</td> <td>宮沢地区公民館</td> </tr> <tr> <td>10/21</td> <td>中町、横町1、横町2、北町</td> <td>市役所</td> </tr> <tr> <td>10/23</td> <td>寺内1、寺内2、寺内3、西原1、西原2、南沢</td> <td>寺内公民館</td> </tr> <tr> <td>10/24</td> <td>五十沢</td> <td>五十沢公民館</td> </tr> <tr> <td>10/27</td> <td>和合、荻袋1、荻袋2、荻袋3、荻袋開拓</td> <td>荻袋公民館</td> </tr> <tr> <td>10/28</td> <td>名木沢1、名木沢2、名木沢3、上の原、大海平、西野々、毒沢</td> <td>名木沢生涯スポーツ交流センター</td> </tr> </tbody> </table>	日程	対象地区	会場	8/28	常盤地区全集落	常盤小学校	9/23	高橋、中刈、矢越、関谷、市野々、岩谷沢	地域福祉交流センター	9/24	上町1、上町2、若葉町、上町3、上町4、上町5、臈気	市役所	9/25	新町1、新町2、新町3、新町東、新町4、新町5、荒楯	市役所	10/8	野黒沢1、野黒沢2、芦沢1、芦沢2、芦沢駅前	福原地区公民館	10/9	玉野地区全集落	玉野小学校	10/11	榎町1、榎町2、榎町3	尾花沢小学校 (放課後児童クラブ)	10/12	安久戸、丹生1、丹生2、丹生3	さくら保育園	10/19	行沢、中島、押切	宮沢地区公民館	10/21	中町、横町1、横町2、北町	市役所	10/23	寺内1、寺内2、寺内3、西原1、西原2、南沢	寺内公民館	10/24	五十沢	五十沢公民館	10/27	和合、荻袋1、荻袋2、荻袋3、荻袋開拓	荻袋公民館	10/28	名木沢1、名木沢2、名木沢3、上の原、大海平、西野々、毒沢	名木沢生涯スポーツ交流センター
日程	対象地区	会場																																												
8/28	常盤地区全集落	常盤小学校																																												
9/23	高橋、中刈、矢越、関谷、市野々、岩谷沢	地域福祉交流センター																																												
9/24	上町1、上町2、若葉町、上町3、上町4、上町5、臈気	市役所																																												
9/25	新町1、新町2、新町3、新町東、新町4、新町5、荒楯	市役所																																												
10/8	野黒沢1、野黒沢2、芦沢1、芦沢2、芦沢駅前	福原地区公民館																																												
10/9	玉野地区全集落	玉野小学校																																												
10/11	榎町1、榎町2、榎町3	尾花沢小学校 (放課後児童クラブ)																																												
10/12	安久戸、丹生1、丹生2、丹生3	さくら保育園																																												
10/19	行沢、中島、押切	宮沢地区公民館																																												
10/21	中町、横町1、横町2、北町	市役所																																												
10/23	寺内1、寺内2、寺内3、西原1、西原2、南沢	寺内公民館																																												
10/24	五十沢	五十沢公民館																																												
10/27	和合、荻袋1、荻袋2、荻袋3、荻袋開拓	荻袋公民館																																												
10/28	名木沢1、名木沢2、名木沢3、上の原、大海平、西野々、毒沢	名木沢生涯スポーツ交流センター																																												
令和3年1月8日	市議会全員協議会 ○基本構想、基本計画について協議																																													
1月13日	第4回総合企画審議会 ○基本構想、基本計画について協議、本市の将来像について協議																																													
1月22日 ～2月5日	パブリックコメント実施																																													
2月10日	市議会全員協議会 ○基本構想、基本計画について協議、本市の将来像について協議																																													
2月16日	第5回総合企画審議会 基本構想、基本計画について確認																																													
2月22日	第7次尾花沢市総合振興計画の答申																																													
3月19日	基本構想について市議会3月定例会にて可決																																													

2. 尾花沢市総合企画審議会条例

昭和 35 年 3 月 30 日

条例第 9 号

(設置)

第 1 条 尾花沢市総合企画審議会(以下審議会という。)は地方自治法第 138 条の 4 第 3 項の規定に基づいて設置するものとする。

(目的)

第 2 条 審議会はこの市の発展に寄与するため市長の諮問に応じ、必要な事項について調査審議することを目的とする。

(審議会の任務)

第 3 条 審議会は次に掲げる事項について調査審議するものとする。

- (1) 市の総合企画の樹立に関すること。
- (2) 前号企画に必要な基本調査に関すること。
- (3) その他市の振興に関すること。

第 4 条 審議会は市長の諮問に対し前条の調査審議に基づき答申若しくは報告し又は、必要があると認めるときは市長の承認を得て有識者を招き意見を求め又は現地を調査研究することが出来る。

第 5 条 市長は市の振興に関する事項について関係行政機関又はその他の団体から助言若しくは意見又は勧告を受けたときはこれを審議会に通知するものとする。

第 6 条 市長は審議会の答申若しくは報告又は意見をを受けたときは必要があると認める場合においては、その案を市議会に送付するものとする。

(組織)

第 7 条 審議会は委員 30 人以内で組織する。委員は次に掲げるもののうちから市長が委嘱するものとする。

- (1) 市議会議員
- (2) 学識経験を有する者
- (3) 関係行政機関及び団体の役職員

(会長及び副会長)

第 8 条 審議会に会長及び副会長 1 人を置き委員の互選によつて定める。

2 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるとき又は、欠けたときはその職務を代理する。

(専門委員)

第 9 条 審議会に専門の事項を調査審議させるため専門委員を置く事が出来る。

2 専門委員は審議会の推薦により市長が委嘱する。

(任期)

第 10 条 委員及び、専門委員の任期は 2 年とする。但し再任を妨げない。委員の欠けた場合における補欠委員の任期は残任期間とする。

(部会)

第 11 条 審議会は部会を設けることが出来る。

- 2 部会に属すべき委員及び専門委員は会長が指名する。
- 3 部会に部会長を置き部会に属する委員の互選とする。

(審議会の議事及び運営)

第 12 条 この条例に定めるものを除く外審議会の議事及び運営に関して必要な事項は会長が審議会に諮つて定める。

(事務局)

第 13 条 審議会に事務局を置く。

2 事務局の組織及び運営に関して必要な事項は市長が定める。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 尾花沢市建設審議会条例(尾花沢市条例第 22 号)はこの条例の施行の日から廃止する。

附 則(昭和 46 年 3 月 22 日条例第 10 号)

この条例は、昭和 46 年 4 月 1 日から施行する。

3. 尾花沢市総合企画審議会委員名簿

役職名	氏名	分野
第1号委員（市議会議員）		
尾花沢市議会議長	大類好彦	市議会
尾花沢市議会総務文教常任委員長	小関英子	市議会
〃 産業厚生常任委員長	奥山格	市議会
第2号委員（学識経験者）		
山形県議会議員	加賀正和	県議会
山形県村山総合支庁総務企画部北村山総務課連携支援室長	木村治彦	行政
尾花沢警察署長	西村良一	治安・交通
山形大学人文社会科学部地域公共政策コース 准教授	川村一義	学識
尾花沢市小中学校長会 会長	下河辺敏弥	教育
県立北村山高校 校長	小林由美子	教育・ 地域ボランティア
第3号委員（関係行政機関及び団体の役職員）		
尾花沢市連合区長会 会長	笹原光政	住民団体
尾楽田の会 会長	丹川清央	農業
尾花沢市企業懇談会 会長	本間忠雄	工業
尾花沢市商工会女性部長	柴崎玲子	商業
尾花沢市民生委員児童委員協議会 代表	西塚良悦	福祉
尾花沢市地域包括支援センター 管理者	土田由美	福祉
尾花沢市連合PTA 会長	柴崎元実	子育て
尾花沢市観光物産協会 会長	森山千洋	観光
地域青年エネルギー活動推進実行委員会 会長	加藤健介	若者
尾花沢市女性防火協力班連絡協議会 相談役	加藤広美	防災
山形銀行尾花沢支店長	萬年慎也	金融
山形新聞社尾花沢支社長	玉虫秀明	メディア
連合山形北西村山地域協議会事務局長	水澤孝秀	労働

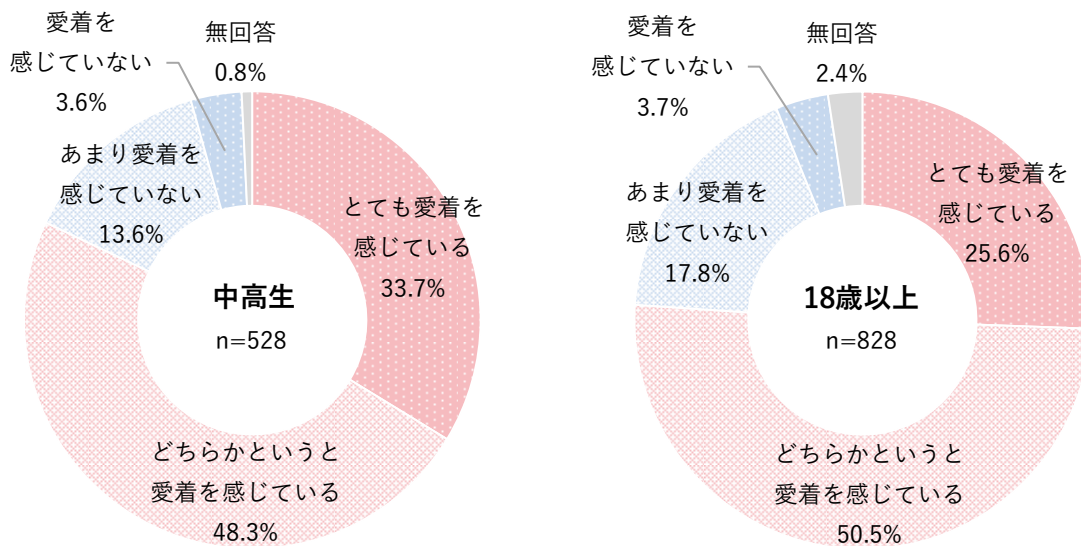
敬称略・順不同

4. アンケート調査結果

数値目標等に関連する項目を一部抜粋しています。

(1) 尾花沢市への愛着度について

【中高生・18歳以上】尾花沢市への愛着度について



愛着がある

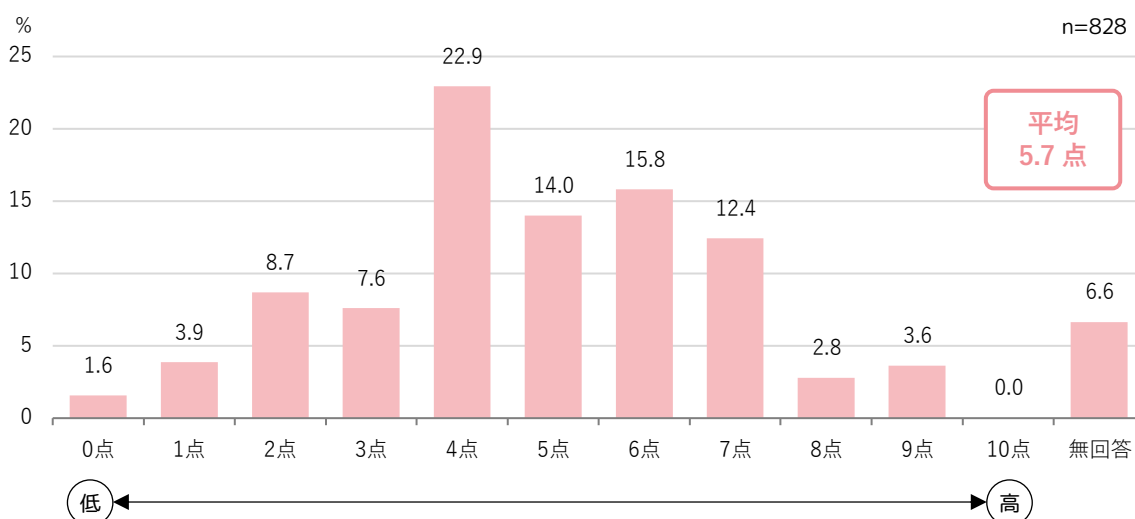
(「とても愛着を感じている」「どちらかという愛着を感じている」の合計)

中高生 **82.0%**

18歳以上 **76.1%**

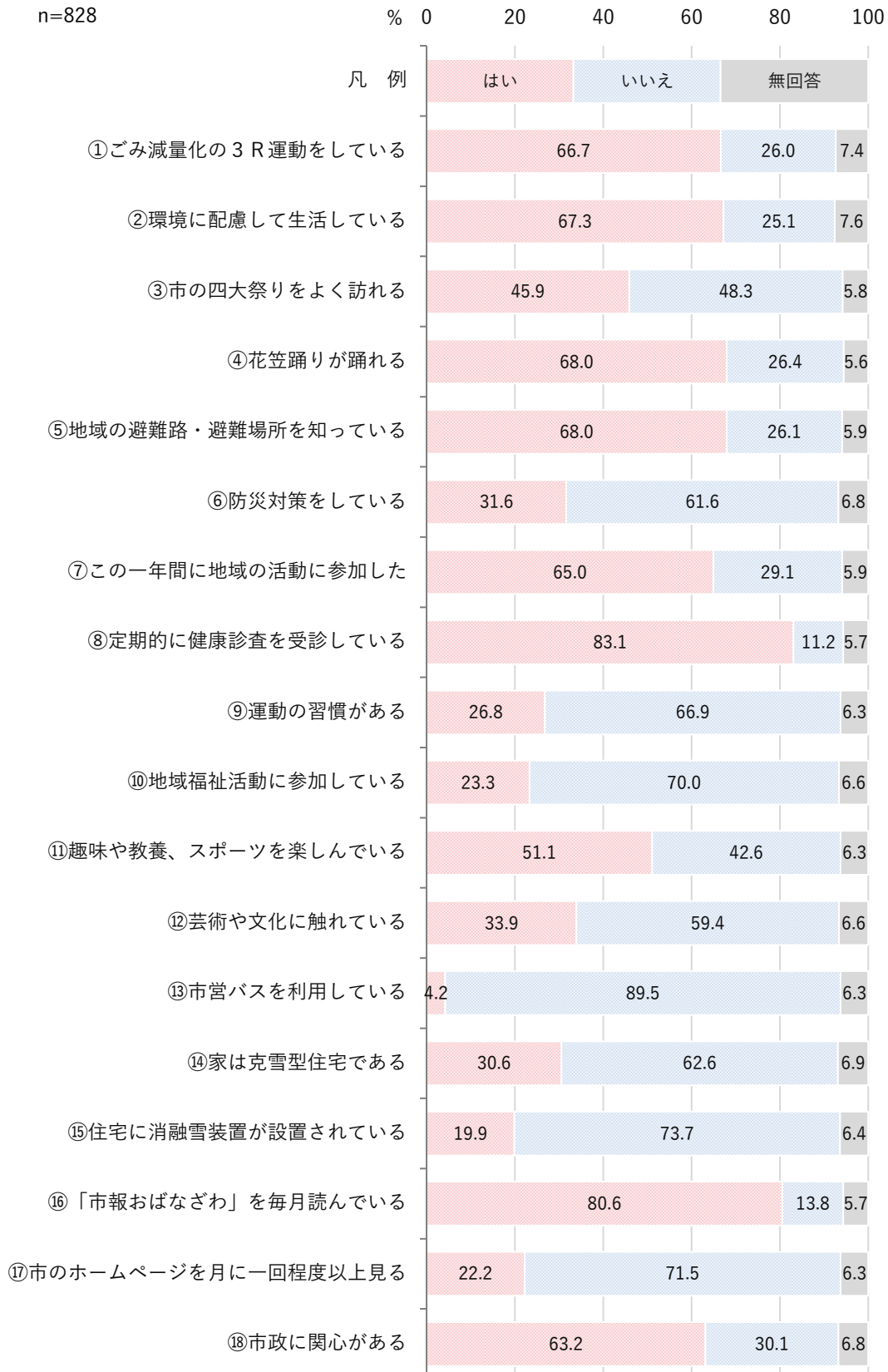
(2) 幸福感について

【18歳以上】尾花沢市で暮らすうえでの幸せの点数 (10点満点)



(3) 日頃の行動について

【18歳以上】日頃の行動について該当するもの



尾花沢市民憲章

私たちは、雪深いなかにも、明るく豊で住みよい尾花沢をめざして、次のことを誓います。

- 一、自然に恵まれたふるさとを愛し、伝統や文化を大切にします。
- 一、つねに学びあい、豊かな人格形成につとめます。
- 一、自らの仕事に励み、産業の盛んなまちをつくります。
- 一、たがいに助けあい、みんな健康で幸せにくらせるまちをつくります。
- 一、青少年には希望、壮年には活力、お年寄りには安らぎのあるまちをつくります。

ふるさと宣言

私たちは、尾花沢市の伝統と文化を守り、自然や風土を愛し、産業を盛んにし、豊かなふるさとを築いていきます。

ここに生まれて良かった、住んで良かったと思えるまちづくりに心をひとつにして取り組みます。

純白の雪、真赤なスイカ、躍動する花笠踊りのふるさと尾花沢を、夢と希望をもって未来へつないでいくことを宣言します。

市章



尾花沢の「オ」の字を図案化したもので、新進尾花沢市の和と飛躍的な発展を象徴したもの。昭和35年6月、尾花沢市章となる。

シンボルキャラクター



ゆきごろう

日本三雪に数えられ、全国でも有数の豪雪地帯の尾花沢市にシンシンと降る真っ白い雪の中から生まれた雪の精。特産物であるスイカ模様の半纏を着て、手には尾花沢市が発祥地である「花笠音頭」の花笠を持っている。

市の花



ツツジ

庭園や盆栽などで多くの人々に親しまれているツツジは、風雪にも強い植物で、純朴で忍耐強い尾花沢市民の人柄を象徴しています。

市の木



ケヤキ

ニレ科の落葉高木。本州、九州、東アジアの山野に広く分布するもので、尾花沢市では山地帯の沢ぞいに自生する。材はかたく木目が美しい。

市民歌

「夢を語ろう」 山口 齊 作詞 加藤 恵子 作

山は緑に 水清く
稲穂は^{こがね}黄金の 波をうつ
いま 懐かしい 銀山と
心潤す ^{とくらしいけ}徳良湖

雪と すいかと 花笠と
芭蕉ゆかりの 尾花沢
いま 新しい ^{たびだち}出発の
わがふるさとは 栄えゆく
あゝ ここに生きる 喜びと
未来を拓く 夢を語ろう

あゝ あゝ 尾花沢
あゝ あゝ 尾花沢

J=114

やまはみどりに みずきよく しなほはこがねの なみをうつ い
まなつかし いぎんさんと こころうおす とくらしいけ ゆき
とすいかとは ながさと ばしょうゆかりのおばなざわ い
まあたらしいたびだちの わがふるさと はさかえゆく あ
あここにいきるよろこびと みらいをひらく ゆめをかたろう あ
あ あ あ おばなざわ ああ ああ おばなざわ

ひとが生きる みらい尾花沢しあわせプラン

[第7次尾花沢市総合振興計画]

令和3年3月

発行：尾花沢市

編集：尾花沢市 総合政策課

〒999-4292 山形県尾花沢市若葉町一丁目2番3号

TEL：0237-22-1111（代表）

URL：http://www.city.obanazawa.yamagata.jp

E-mail：info@city.obanazawa.yamagata.jp
